

平成25年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成25年6月11日（火）午前10時開議

（第1日目）

1. 開会宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成25年6月11日

至 平成25年6月21日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 2号 村道上の事故等における損害賠償の専決処分報告について

日程第 6 報告第 3号 平成24年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 報告第 4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 8 承認第 5号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 9 承認第 6号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について

日程第10 承認第 7号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

日程第11 承認第 8号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

日程第12 承認第 9号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

日程第13 承認第10号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

日程第14 議案第46号 白馬村指定居宅介護支援事業所の設置に関する条例を廃止する条例について

日程第15 議案第47号 白馬村指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例について

日程第16 議案第48号 白馬村国民保養センター条例を廃止する条例について

日程第17 議案第49号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につ

いて

- 日程第18 議案第50号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第51号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第52号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第54号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第55号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

平成25年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成25年6月11日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

報告第2号から承認第10号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第46号から議案第55号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第2号 村道上の事故等における損害賠償の専決処分報告について

2. 報告第 3号 平成24年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
3. 報告第 4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
4. 承認第 5号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第 6号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について
6. 承認第 7号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
7. 承認第 8号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
8. 承認第 9号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告について
9. 承認第10号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
10. 議案第46号 白馬村指定居宅介護支援事業所の設置に関する条例を廃止する条例について
11. 議案第47号 白馬村指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例について
12. 議案第48号 白馬村国民保養センター条例を廃止する条例について
13. 議案第49号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
14. 議案第50号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について
15. 議案第51号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
16. 議案第52号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
17. 議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
18. 議案第54号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
19. 議案第55号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

1. 開会宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（横田孝穂君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から平成24年度白馬村土地開発公社財政状況並びにふるさと白馬を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましてはお手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会平成25年5月定例会が5月30日に開催されました。内容につきましてはお手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成25年第2回臨時会が5月21日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（横田孝穂君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第3番松本喜美人議員、第4番伊藤まゆみ議員、第5番太田正治議員、以上3名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりであります。この文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり付託することに決定いたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（横田孝穂君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成25年第2回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から6月21日までの11日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月21日までの11日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（横田孝穂君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成25年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、5月9日議会臨時会におきまして新正副議長が誕生し、新しい議会構成のもと初めての定例会であります。

執行機関としての行政、議決機関、チェック機関としての議会が、独立・対等の立場でそれぞれの異なる特性を生かし、村民福祉の向上と村政伸展のため議論を重ね、両輪で目的実現のためにも頑張っていきたいと思うところでございます。

下水道問題では、村民の行政に対する信用を失墜したことは今を預かる村の長として大きな責任を感じております。事業着手から十数年経過しているということもあり、その実態解明に困難なところはございますが、今後二度とこうした問題を起こさないよう課題検討課長会議等で諸問題を検討し、庁内横断的に問題の共有を図る体制づくりを進めております。

また、平成25年度は、下水道問題を契機に仕事量の多い住民福祉課を住民課と健康福祉課に、事務事業に正確を期すため建設水道課を建設課と上下水道課に分課し、一般廃棄物処理施設の建設も大町市に決定したことから環境課を住民課に統合し、人的にも増員して新処理施設稼働に合わせるための諸々の業務並びに今までの環境課の事業をさらに推進できる体制といたしました。

白馬村においては観光が基幹産業であり、今後村が山岳観光都市としてどういう施策を展開していくのか、観光局を設立以来10年が経過をし、観光のスタイルが大きく変わり、広域観光の重要性、近隣地域はもちろん県内の地域や観光での地域活性化を掲げて、時代のニーズに対応できるための施策の展開を図っているとき、白馬村ももう一度原点に戻り、観光の現状と課題を検討の上、山岳観光都市として目指す戦略を立て実現するための戦術をどうするか、中長期展望をした観光振興策を立てていく必要があります。そのためには行政が主体的に動き、人材の育成、県との連携強化を含め、行政の果たす役割が非常に大きいことから、観光課を復活させその体制を強化することといたしました。

この具体的な戦略を盛り込んだ観光振興計画の策定を、今年度下半期から着手してまいりたい

と考えております。

観光局の移転であります。先月29日の白馬村観光局定時社員総会において、観光局の事務所を白馬村多目的研修集会施設に移すことに伴う定款変更の承認をいただきました。移転の時期を当初の計画では7月1日を予定していましたが、観光局の移転に関する周知、夏季に利用が多い観光案内の対応、オリンピック記念館の管理や休館に伴う周知等を勘案し、理事会で協議した結果10月1日といたしました。

関連してノルウェービレッジの敷地であります。土地は賃貸契約の満了を迎える来年3月31日をもってお返しするとともに、オリンピック記念館はジャンプ競技場に設ける構想で検討を進めており、10月1日から新たな展示施設が完成するまでの間休館をしたいと考えております。長野オリンピックのメモリアル施設やジャンプ競技場を含めた観光スポットとして、ノルウェービレッジの存続や記念館の充実を望む声も聞かれますので、本定例会会期中に議員各位のご意見も伺いながら、村の方針を定め実行に移してまいりたいと考えております。

さて、政府は日本経済を大胆に再生させるため、大震災からの復興を前進させるとともに成長と富の創出の好循環へと転換し、強い経済を取り戻すことに全力で取り組み、円高是正、デフレからの早期脱却のためデフレ予想を払拭するとともに、機動的・弾力的な経済財政運営により景気の底割れを回避することとしているところであります。

特に、最近景気回復への期待等を背景に株価の回復が見られていたところ、ここに来て株価の乱高下が気になるところであります。この改善の兆しを適切な政策対応により安定した景気回復につなげてほしいものであります。

しかし、東日本大震災、長野県北部地震の発生から2年余が経過し、復興に向けた懸命な努力にもかかわらず、被災地は依然としてさまざまな課題を抱え、全国からの支援を必要としています。道州制の導入やTPP協定交渉など村の存亡にかかわる課題も山積しているのが現状であります。

特に、地方交付税の削減を初めとする国による地方財政緊縮化の動きは今後さらに加速するものと予測され、地方の安定的な自主財源を確保するため、国と地方の税財源のアンバランス解消を初め持続可能な地方財政制度の確立を求めていく必要があります。先月県町村会臨時総会において県内町村長の総意として決議をしたところであります。

スキー伝来100年を迎えた今シーズンの村内6スキー場の利用者数は99万1,687人で、対前年度比104.5%となりました。早い時期の降雪に恵まれたものの、中央道笹子トンネルでの天井板崩落事故、高速バスツアーの規制強化、3月に入ってから気温上昇により融雪が早まったことなどにより期待したほどの増加にはつながりませんでした。

インバウンド用リフト券の発売状況を見ますと、前年比165%、一昨年比126%の伸びを示しました。円安効果も追い風となり、東日本大震災や原発事故の影響で落ち込んだ昨シーズン

を大きく上回りましたが、その一方で外国人観光客によるトラブルも多く発生しており、先月29日に開催した観光局定時社員総会でも、行政に対してその対処についての意見や要望をいただいたところであります。

村では、冬季シーズン中の状況や課題を大町警察署や防犯関係者、観光関係者等を交えた対策会議を開催し、この冬に向けての具体策を検討してまいりたいと考えております。

5月25日には、青空に残雪の映える北アルプス白馬連邦の山開きを告げる第47回貞逸祭・白馬連峰開山祭を開催し、白馬大雪溪までの記念トレッキングと白馬岳への記念登山ツアーを催したところ、好天にも恵まれ300人近いご参加をいただきました。これから本格的な登山シーズンを迎え、大勢の登山客にお越しいただけるよう誘客宣伝に努めてまいりたいと考えております。

今年度で3年目となる個人住宅等リフォーム補助事業は、昨年度受付順による審査を行ったことにより、村民の皆様にも早朝からお待ちをいただきご迷惑をおかけしたことから、今年度は補助交付要綱を見直し、4月22日から5月31日まで募集を行いました。その結果、予算額の2,000万円に達しなかったため今月3日から再募集を行った結果、3日一日で予算額に達し、現在はお断りをしている状況でございます。

一般廃棄物処理施設建設計画の進捗状況ではありますが、北アルプス広域連合ではことしの3月28日に建設予定地である源汲自治会と事業実施にかかわる基本協定を締結し、生活環境影響調査、地形測量や地質調査の説明会を行っているところであります。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務づけられている生活環境影響調査の実施に当たり、4月17日から5月1日までパブリックコメントを行い19件の意見が寄せられました。

現在、平成28年度中の新施設稼働に向け、生活環境影響調査の発注準備や収集運搬方法などの協議をしているところでありますが、建設予定地が大町市源汲に決定したことから、廃棄物の収集運搬体制や宿泊施設、飲食店などの事業系一般廃棄物の取り扱いなど白馬村としての課題も多くありますので、村民の皆様とともに考えてまいりたいと思います。

旧岳の湯の利活用として取り組んでいます通所介護施設への用途変更に伴う改修工事ですが、村内の介護事業所から早期開所といった強い要望がある中、早期完成を目指し5月8日に入札を実施し、長野市の高木建設と5月13日に契約を締結いたしました。工事の進捗状況ではありますが、昨日解体工事に着手をし、9月30日完成を目指しております。

次に、道路等の改修事業につきましては、国の交付金事業による村道0105号線オリンピック道路の舗装修繕、村道3143号線楠川橋ほか2橋の修繕について5月15日、国の25年度予算の成立により交付金額の内示がありましたので、事務的な手続を経て順次設計、修繕工事を発注してまいります。

なお、オリンピック道路につきましては、計画延長が5.9キロと長いいため次年度以降も継続

して国の交付金事業を活用し、舗装修繕を行う計画であります。また、橋梁につきましても平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国の交付金事業を活用し、順次修繕を行う計画であります。

奈良井地域の有効利用整備事業につきましては、3月に用地取得について地権者会とほぼ合意に達することができ、順次売買契約を取り交わしており、秋には農道整備等に着手をする予定であります。

また、ことしの予算の重点でもあります特産品開発への助成ですが、村内で新たに白馬村の特産としての可能性を求め、食用ホオズキ、山ブドウ、ゴマ、陸ワサビなどの生産に乗り出そうとしている団体等からの問い合わせが来ている状況であります。

先月22日に、堀之内の村有地において晴天のもと大北地区植樹祭が行われ、議員の皆様を初め500人以上の参加者により盛大かつ無事に終了することができました。この植樹会場は、ごらんをいただいたとおり関係者のご尽力により整備をされ、非常に眺めのいい癒やしの空間とでもいう山林に生まれ変わりました。今後の里山づくりのお手本としてまいりたいと考えているところであります。

東部地区農業集落排水施設の公共下水道統合工事につきましては、1工区から3工区まで発注が終わり、5月の連休明けから工事に入り、秋には全工区の工事が完成する予定であります。平成26年3月までには新たな排水区域の土地を公告し、4月から供用開始することとしております。また、処理場の後利用につきましては防火水槽、上下水道用資材置き場、災害用備蓄品置き場、消防用備品置き場として利用してまいりたいと考えております。

次に、白馬高校の現状について申し上げます。

ご承知のことと思いますが、白馬高校を取り巻く環境は大変厳しい状況であります。

平成21年6月の第1期長野県高等学校再編計画が示され、白馬高校は地域高校としての存続が決定されました。ここに至るまで白馬村・小谷村では白馬高校を育てる懇話会を設け、地域高校としての白馬高校をいかに魅力ある高校として、多様化する生徒の希望や地域の要請に応じていくべきか検討をしてみりました。

しかしながら、平成2年度をピークに生徒数は減少を続け、平成24年度の募集では定員80人に対して入学生徒数は49人と定員を大きく下回り、全校生徒数も163人となってしまいました。さらに平成25年度入学生徒数は54人、全校生徒数が155人という非常事態となり、平成26年4月全校生徒数が160人を上回るか、白馬・小谷中学卒業者の50%以上が白馬高校に入学しない状況が2年続くと、白馬高校はキャンパス化、最悪は募集停止という状況になってしまいます。

こうした厳しい状況を打開するために、白馬高校を育てる懇話会の中に白馬高校魅力づくり検討委員会を設置をし、7回にわたるご議論をいただき、新学科を設置し、生徒を全国募集できる

学校にするために5月13日に先進地の視察も行い、中間報告がまとめられ、それが懇話会に答申をされました。

この結果を受け、白馬高校を育てる村民大会を白馬村・小谷村でそれぞれ開催をし、中間報告が大会の総意として参加者の皆様からご確認をしていただきました。既に3月18日には長野県教育委員会に地域高校としての白馬高校の存続を求める要望書を提出してまいりました。

しかしながら、存続に向けて厳しい状況であることには変わりはありません。引き続き関係機関の皆様とともに白馬高校の存続実現に向け努力をしてまいりますので、議員各位にも地域に根差した特色ある高校として存続ができますようお力添えをお願いを申し上げるところでございます。

平成24年度の決算状況であります。歳入は47億5,000万円余、歳出は45億9,000万円余で、明許繰越分3,892万円余を除きますと実質収支は1億2,000万円余となる見込みであります。歳入である村税の徴収状況は徴収率は現年度分91%で、これは平成10年度以来の91%台の回復となり、合計では64%で平成23年度と同率の見込みであります。詳細につきましては、9月議会定例会で説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

本定例会に上程します案件は、報告3件、承認6件、議案10件であります。

議案等につきましては担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

議長（横田孝穂君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第2号 村道上の事故等における損害賠償の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第5 報告第2号 村道上の事故等における損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 報告第2号 村道上の事故等における損害賠償の専決処分報告についてご説明いたします。

事故等における損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

別紙をごらんいただきたいと思います。

まず1件目ですが、平成25年3月4日、村所有のタイヤドーザーで村道を除雪中に村内在住

の吉田氏が所有する除雪機に接触したものであります。当事者間において示談による和解の成立により損害賠償額を4万4,435円と定め、平成25年4月8日に専決処分をしました。

2件目でありますけれども、平成25年3月19日、白馬中学校駐車場に設置してあった仮設看板が強風で倒れ、卒業式に出席していた村内在住の小池氏が所有する車両に接触したものであります。当事者間において示談による和解の成立により損害賠償額を5万717円と定め、平成25年4月26日に専決処分をしました。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5 報告第2号は終了いたしました。

△日程第6 報告第3号 平成24年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（横田孝穂君） 日程第6 報告第3号 平成24年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 報告第3号 平成24年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

総務費、企画一般事業945万7,000円は北アルプス広域負担金で、そのうち平成25年度へ大北福祉会館の耐震診断白馬村負担分32万円を繰り越し、財源内訳は国庫補助金が21万2,000円、一般財源が10万8,000円であります。

農林業費、村単土地改良事業4,503万4,000円のうち農道飯森曲沢橋調査費29万円を繰り越し、財源内訳は県補助金が28万円、一般財源が1万円であります。

土木費、除雪機械整備事業3,650万円は、除雪機械の購入費を国の補正により全額繰り越したもので、財源内訳は国庫補助金2,400万円、地方債が1,200万円、一般財源が50万円であります。

村道改良国庫補助事業1億3,253万1,000円は白馬大橋の修繕、オリンピック道路舗装修繕、岩岳トンネル調査、楠川橋修繕費を国の補正により全額繰り越したもので、財源内訳は国庫補助金が6,331万6,000円、地方債が5,830万円、一般財源が1,091万5,000円であります。

都市計画事業2,079万円は、積雪により都市計画基礎調査費を全額繰り越したもので、財源内訳は県の補助金が130万9,000円、一般財源が1,948万1,000円あります。

消防費、防災事業1,050万円は、庁舎耐震診断料を国の補正により全額繰り越したもので、財源内訳は国庫補助金が279万9,000円、一般財源が770万1,000円であります。

災害復旧費、現年発生林道施設災害復旧事業2,927万4,000円は林道白馬小谷東山線の災害復旧費で、このうち1,721万1,500円を積雪により繰り越したもので、財源内訳は国庫補助金が1,540万4,000円、地方債が160万円、一般財源が20万7,500円であります。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第6 報告第3号は終了いたしました。

△日程第7 報告第4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（横田孝穂君） 日程第7 報告第4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 報告第4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費について説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定による議会への報告でございます。

1款下水道費2項下水道建設費、東部地区農集排の公共下水道統合事業が9,969万円の繰り越しで、財源の内訳につきましては社会資本整備総合交付金が4,964万5,000円、公共下水道事業債が5,000万円、一般財源が4万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第7 報告第4号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

日程第8 承認第5号から日程第13 承認第10号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思っておりますが、これに

ついて採決いたします。この採決は起立によって行います。

日程第8 承認第5号から日程第13 承認第10号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、承認第5号から承認第10号まで委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決することにいたしました。

△日程第8 承認第5号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長(横田孝穂君) 日程第8 承認第5号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。平林総務課長。

総務課長(平林 豊君) 承認第5号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年5月29日に専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正内容は、白馬村議会議員の議員報酬を平成25年6月1日から平成27年4月30日までの間、条例第1条の規定にかかわらず議長27万9,000円、副議長22万円、常任委員長及び議会運営委員長20万7,000円、議員19万8,000円としたものであります。

以上であります。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第5号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第6号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告に

ついて

議長（横田孝穂君） 日程第9 承認第6号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 承認第6号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてご説明いたします。

平成24年度白馬村一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日に専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

平成24年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億154万6,000円を減額し、予算の総額を46億9,969万3,000円としたものであります。

この補正予算は、事業費の確定により不用額について計数整理をしたものであり、主なものについてご説明いたします。

10ページ、歳入明細をごらんください。固定資産税現年課税分2,671万6,000円、自動車重量譲与税123万9,000円、地方揮発油譲与税64万5,000円、配当割交付金50万7,000円、自動車取得税交付金378万6,000円を増額し、利子割交付金94万6,000円を減額しました。

12ページ、地方交付税の普通交付税を7,010万6,000円、特別交付税を2,870万6,000円増額しました。この交付税につきましては、不測の事態に備えて留保したものであります。

14ページ、国庫支出金関係では負担金を370万円、補助金を524万9,000円、委託金を28万円減額しました。

15ページ、県支出金関係では負担金を268万9,000円、補助金を429万4,000円減額し、委託金は外国人登録事務委託金と除雪委託金の増加により計53万2,000円増額しました。

18ページ、財産運用収入を44万7,000円減額し、財産売払収入は村有地の売却により471万円増額をしました。

ふるさと白馬村を応援する寄附金は645万5,000円で、11名の方からご寄附をいただきました。

20ページ、村債の臨時財政特例債2億5,927万4,000円を予定しておりましたが、税収がふえたことにより借り入れを取りやめたことから2億883万円減額しました。

次に、21ページからの歳出になりますが、23ページをごらんいただきたいと思います。総

務費、税務総務費の人件費は長野県地方税滞納整理機構から派遣職員1名分を戻し入れによる減額であります。

30ページをお願いします。民生費、介護保険費、北アルプス広域連合負担金の減額は、主は委託介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費が少なくなったことによるものであります。

31ページ、住民総務費、国民健康保険事業特別会計操出金の減額は、保険給付費が見込みより少なかったことによるものであります。

34ページをお願いします。

衛生費、環境衛生費、北アルプス広域連合負担金の減額は、生活環境影響調査、測量地質調査事業を次年度に変更したことによるものであります。

40ページ、商工振興費、住宅等リフォーム補助事業の件数は118件で、補助金の総額は2,815万9,000円でありました。

41ページ、土木費、道路新設改良費、国庫補助事業、工事請負費の825万1,000円の減額は国の交付金の額の確定によるもので、道路改良起債事業の補償費1,084万6,000円は森上村道3144号線の道路改良に伴う補償額の算定に不測の日数を要したため、次年度執行による減額であります。

42ページ、下水道事業特別会計操出金800万円の減額は不用額の戻し入れであります。

43ページ、消防費、広域常備消防費、北アルプス広域連合負担金の減額は、水槽つき消防ポンプ自動車の購入に対し国庫補助が受けられたことによるものであります。

46ページ、基金費、ふるさと白馬村を応援する寄附金は、スポーツ振興事業が4件で265万9,000円、環境の保全事業が9件で144万8,000円、国際交流事業が3件で119万9,000円、地域教育力向上事業が2件で114万9,000円のご寄附をいただき、基金、利息を含めまして646万円を積み立てました。

白馬村地域情報化施設基金費は、ケーブルテレビ施設利用料及びIRU契約利用料の増加を積み立てました。

予備費につきましては不用のため減額をいたしました。

次に、地方債の変更でありますけれども、7ページ、第2表地方債の補正のとおりでありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第6号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 承認第7号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告について

議長(横田孝穂君) 日程第10 承認第7号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科住民課長。

住民課長(倉科宜秀君) 承認第7号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告について説明をいたします。

この専決処分は、地方自治法の規定により平成25年3月31日に専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めますのでございます。

次のページをお開きください。専決第9号は、歳入歳出それぞれ3,832万8,000円を減額し、予算の総額を12億1,743万5,000円としたものでございます。

なお、この補正予算は国保税、国庫支出金、保険給付費などの歳入歳出が確定したことにより計数整理を行ったものでございます。

補正内容を説明しますので、7ページをお願いします。

歳入から説明をします。1款2目退職被保険者国民健康保険税は170万円の減額です。

2款1項国庫負担金は1,018万7,000円の追加、2項国庫補助金は305万円の減額で、いずれも国からの交付額が確定したことによるものです。

次のページをお願いします。中段になりますが、3款1目療養給付費等交付金は259万7,000円の追加で、退職被保険者療養給付費に対する交付金です。

5款1目共同事業交付金は1,000万円の追加で、高額療養費に対する共同事業交付金です。

9ページをごらんください。5款1目保険財政共同安定化事業交付金は900万円の追加。

7款1目一般会計繰入金は1,394万5,000円の減額です。内訳については、保険基盤安定繰入金が532万3,000円の減額、助産費等繰入金が308万円の減額、事務費繰入金が508万円の減額ということでございます。

7款1目給付費準備基金繰入金は4,548万8,000円の減額、これにつきましては保険給付費が見込みより少なかったことにより基金を取り崩さずに済んだということでございます。

11ページをお開きください。一番最後の段にあります10款2目県財政調整交付金は536万6,000円の減額でございます。

次に、歳出の説明をいたします。1款2項1目賦課徴税費の減額については、訪問徴収を取りやめたことによる徴収嘱託員1名にかかわる人件費の減でございます。

13ページになりますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費は4,600万円の減額。次のページをお願いします。2目退職被保険者療養給付費は1,100万円の減額。15ページ後段の2款2項1目一般被保険者高額療養費は540万円の減額。16ページをお願いします。2目退職被保険者高額療養費は180万円の減額。

17ページ、4項1目出産育児一時金は462万3,000円の減額。後段にあります後期高齢者支援金、18ページの介護納付金、それと19ページの保険財政共同安定化事業拠出金は財源内訳を変更するものでございます。

19ページです。8款1項特定健康診査等事業は特定検診委託料の減額でございます。

20ページをお願いします。9款1項1目給付費準備基金積立金は、保険給付費が見込みより少なかったため3,800万円を積み立てるものです。保険給付費については年ごとに変動があり、多い年では1億円前後の増減があります。24年度で基金に積み立てを行いました。決して国保財政に余裕がある状況だとは考えておりません。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第7号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第8号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第11 承認第8号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科住民課長。

住民課長（倉科宜秀君） 承認第8号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について説明をいたします。

この専決処分は、地方自治法の規定により平成25年3月31日に専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんください。専決第10号は、歳入歳出それぞれ36万5,000円を減額し、予算の総額を6,757万2,000円としたものでございます。

この補正は、歳入歳出の確定により計数整理を行ったものでございます。

補正内容を説明しますので、5ページをお開きください。

歳入です。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は32万4,000円の減額。一番下にあります3款1項繰入金は一般会計繰入金が22万7,000円の減額。保険基盤安定繰入金が25万3,000円の追加でございます。

7ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目徴収費が17万7,000円の減額。一番下にあります4款1項1目過年度還付金が13万2,000円の減額ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第8号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第9号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第12 承認第9号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算

(第5号)の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長(太田今朝治君) 承認第9号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分報告について説明を申し上げます。

次のページをごらんください。

専決第11号、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,181万1,000円といたします。これは予算額を固めた最終予算でございます。

5ページの歳入明細をごらんください。

1款1項分担金、下水道加入分担金が120万円の減額。2項負担金、下水道受益者負担金滞納分が500万円の増額。

2款1目下水道使用料、使用料過年分が300万円の増額。

4款一般会計繰入金が800万円の減額でございます。

6ページの歳出明細をごらんください。1款1目公共下水道建設費の管渠工事費が100万円の減額。共同排水設備設置等補助金が20万円の減額。2款公債費につきましては財源振替でございます。

説明は以上でございます。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第9号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

△日程第13 承認第10号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告について

議長(横田孝穂君) 日程第13 承認第10号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 承認第10号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について説明申し上げます。

次のページをごらんください。

専決第12号、第1条、補正後の歳入歳出の金額は第1表歳入歳出予算補正によることといたします。これは予算額を固めた最終予算でございます。

5ページの歳入明細をごらんください。2款1目一般会計繰入金が33万2,000円の減額。3款繰越金が33万2,000円の増額でございます。

なお、歳出の補正はございません。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第10号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

**△日程第14 議案第46号 白馬村指定居宅介護支援事業所の設置に関する条例を廃止する
条例について**

議長（横田孝穂君） 次に、議案の審議に入ります。

日程第14 議案第46号 白馬村指定居宅介護支援事業所の設置に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） 議案第46号 白馬村指定居宅介護支援事業所の設置に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

おめくりをいただきたいと思います。白馬村指定居宅介護支援事業所の設置に関する条例を廃止するものでございます。

これまで白馬村社会福祉協議会に委託をして事業を行ってまいりました居宅介護支援事業の業務

委託を本年3月で終了とし、同3月までの給付事務についても終了したこと、また、委託先でありました白馬村社会福祉協議会が新たに指定居宅介護支援事業所として指定を受けたことから条例を廃止するものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

説明は以上のおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第47号 白馬村指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第15 議案第47号 白馬村指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） 議案第47号 白馬村指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

おめくりをいただきたいと思えます。白馬村指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止するものでございます。

これは議案第46号でご説明申し上げました、白馬村が行っておりました指定居宅介護支援事業所の廃止に伴い、関連する本条例についても廃止するものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

説明は以上のおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第48号 白馬村国民保養センター条例を廃止する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第16 議案第48号 白馬村国民保養センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 議案第48号 白馬村国民保養センター条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、国民保養センター岳の湯と白馬いこいの杜スポーツアリーナの2つの施設の管理

や使用等について定めているものでございます。国民保養センター岳の湯を改修し、通所介護施設に用途変更することに伴い条例を廃止するものでございます。

この条例に定めている白馬いこいの杜スポーツアリーナに関する事項につきましては、この後に説明をいたします議案第50号で提案説明がございましたけれども、白馬村グリーンスポーツ条例の中に加えることにさせていただきます。

提案理由は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第49号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第17 議案第49号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） 議案第49号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

最終ページの新旧対照表までおめくりをいただきたいと思います。

白馬村デイサービスセンターの位置につきまして、本年度村が工事を実施しております旧国民保養センター岳の湯を改築しデイサービスセンターへ用途変更することから、本案は新旧対照表のとおり見出し（位置）の第2条中、神城22、784番地2の白嶺のデイサービスセンターの位置から、先ほどご説明させていただきました用途変更する施設でございます北城265番38の位置に改めるものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

なお、白嶺のデイサービスセンターにつきましては、これまでどおり社会福祉法人大北社会福祉事業協会のデイサービスセンターとしてサービスを行うものでございます。

以上のとおり一部改正したいものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第50号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第18 議案第50号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 議案第50号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

先ほど議案第48号で白馬村国民保養センター条例を廃止するのを受け、白馬いこいの杜スポーツアリーナを加えるものでございます。

2枚おめくりをいただきたいと思います。新旧対照表をごらんください。

まず、地番の数字の後にそれぞれ「番」を入れ、さらに白馬いこいの杜スポーツアリーナを追加し、最後のページをごらんください。使用料を2時間1,000円とするものでございます。

施行日は公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第51号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第19 議案第51号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 議案第51号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

今回の改正につきましては、公営住宅法の改正により今まで法律に記載されておりました裁量階層の定義と、入居申し込みの際の1カ月当たりの所得の上限を本条例で定めるものでございます。また、この改正によりまして条項等の修正も行わせていただきます。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

第5条につきましては村営住宅に入居できる方を規定しております。第3号アに裁量階層の1カ月当たりの所得の上限を記載し、（ア）から次のページにまたがりますが（キ）まで裁量階層の定義を規定するものであります。

2ページをごらんいただきたいと思います。2ページの中段になりますけれども、（ク）につきましては今回の改正に合わせまして改正前のイからの条文を移行するものでございます。

なお、裁量階層の定義につきましては、改正前の法令に規定されておりました内容を準用しております。

改正後のイにつきましては、裁量階層以外の入居申し込みの際の1カ月当たりの所得の上限を、法令引用の記載から数字での記載に改めるものでございます。

後段の第6条になりますけれども、こちらにつきましては条文の引用元を今回の改正により改めるものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。3ページの第16条及び第42条につきましては、字句の修正を行うものです。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第52号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議長（横田孝穂君） 日程第20 議案第52号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） 議案第52号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について朗読し、ご説明申し上げます。

次のとおり白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、白馬村デイサービスセンター。

2、指定管理者となる団体の所在及び名称、長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地、社会福祉法人白馬村社会福祉協議会。

3、指定の期間、平成25年10月1日から平成30年9月30日まで。

本施設の指定管理者の候補者であります白馬村社会福祉協議会は、昭和61年に社会福祉法人として福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助すること。本村における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的に、白馬村が主体となり設立され、現在介護保険事業や白馬村の受託事業として各種の福祉サービス業務への積極的な参画など総合的な福祉サービスを展開しております。

指定管理者審査委員会では、今回の指定管理者の候補者の募集に当たって当該法人の設立趣旨や経験及び実績等を勘案し、その特性や機能を生かした運営が図られることから、非公募による指定管理者とし、その後白馬村社会福祉協議会から提出されました指定申請書に基づき審査を実

施し、審査の結果、白馬村社会福祉協議会を指定管理者の候補者として正式に選定をいたしました。

以上、経過を踏まえ上程いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

議長（横田孝穂君） 日程第21 議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,116万円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億4,897万7,000円とするものであります。

6ページ、歳入明細をごらんください。

土木費国庫補助金は、従来の社会資本整備総合交付金のメニューのうち防災安全分野に特化した新たな交付金の創設による名称変更で、330万円の増額は内示の増によるものであります。

民生費県負担金の375万円は災害弔慰金で、総務費県補助金の514万9,000円は地域発元気づくり支援金であります。

7ページ、雑入の130万円の増額は損害保険料で、村債土木債の220万円は道路改良事業の増額によるものであります。

以上が特定財源で、一般財源としまして繰越金2,546万1,000円を計上してあります。

次に、8ページ、歳出明細をごらんください。

一般管理費10万9,000円の増額は、白馬高校を育てる懇話会による視察経費であります。住民総務費500万円の増額は災害による弔慰金であり、国が2分の1、県と村がそれぞれ4分の1の負担となっております。

9ページ、農業振興費167万2,000円の増額は、紫米乾燥機と大豆つぶし機の購入で、特定財源として元気づくり支援金79万3,000円を見込んでおります。

林業振興費33万6,000円の増額は、林道細野線改修工事に伴う実施設計業務委託料であります。

観光施設整備費、平地観光施設管理事業821万5,000円は、旧白馬駅前案内所の跡利用として無料休憩所の運営費55万円と、親海湿原木道改修費であります。なお、特定財源としま

して元気づくり支援金256万7,000円を見込んでおります。

10ページ、山岳観光施設維持補修事業8万円は頂上宿舍防災設備の不備による調査費であります。記念館維持管理事業6万8,000円はノルウェー王国大使館との協議に要する旅費であります。観光宣伝振興費150万2,000円の増額は、ゆるキャラバリエーションの製作、特設ウェブサイト製作及びピンバッジ3,500個の製作費であります。観光安全浄化対策費32万円の増額は、本年度雷鳥パトロールの廃止に伴いグリーンパトロール隊の活動期間を延長するものであります。

土木費、道路維持費880万円の増額は、村道危険箇所への修繕であります。道路新設改良費720万円は防災安全交付金の内示の増額によるものであり、交付金事業として0105号線オリンピック道路舗装修繕、楠川橋、やちはら橋、赤沢1号橋の修繕を予定しております。

11ページ、都市公園費24万2,000円の増額は、大出公園水車小屋下部橋の修繕であります。

教育費、学校環境整備事業631万6,000円は、小・中学校校舎及び体育館の非構造部材耐震調査費と、北小ジャンプ台塗装工事費であり、特定財源として元気づくり支援金178万9,000円を見込んでおります。

12ページ、中学校管理費130万円の増額は、校舎落雷による非常用放送設備の修繕であり、特定財源として損害保険料を見込んでおります。

次に、地方債の変更であります。3ページ、第2表地方債補正のとおりでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第54号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（横田孝穂君） 日程第22 議案第54号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 議案第54号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,994万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,798万円とするものでございます。

これは、東部地区農集排の公共下水道統合事業費が平成24年度国の緊急経済対策により前倒

しで2月に追加補正となったための減額が主なものでございます。

6ページの歳入明細をごらんください。

1款分担金及び負担金、下水道加入分担金繰越分が70万円の増額、下水道区域外流入分担金が41万3,000円の増額。3款1目下水道国庫補助金、社会資本整備交付金が1,830万円の減額。5款繰越金が554万5,000円の増額。7款村債、公共下水道事業債が1,830万円の減額でございます。

7ページの歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、全国町村下水道推進体育大会への参加旅費が14万1,000円の増額。全国町村下水道推進協議会負担金が確定をしたために2万円の減額。受益者負担金還付金664万7,000円。2項下水道建設費、統合事業の工事請負費が3,671万円の減額でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第55号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（横田孝穂君） 日程第23 議案第55号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 議案第55号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

予算第2号の収益的支出については、1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、地方公営企業法改正に伴う水道会計システム変更委託料が156万5,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第46号から議案第55号までは、お手元に配付いたしました平成25年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第55号までは、お手元に配付いたしました平成25年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす6月12日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あす6月12日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時26分

平成25年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成25年6月12日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成25年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成25年6月12日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。本日は通告をされた5名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第7番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第7番篠崎久美子議員。

第7番（篠崎久美子君） 7番篠崎久美子でございます。

去る4月に、任期満了に伴います議会議員一般選挙におきまして、私も志をもちまして2期目の立候補をさせていただきましたところでございます。定数にちょうどということで無投票による当選という結果を頂戴いたしました。この無投票による当選ということは、活動する上においてはある意味重く受けとめていくべきであると私は思っております。

この任期は5月5日からスタートをし、5月9日の臨時議会におきまして議会構成も決まり、新たな議会としての実質的な活動が始まりました。この6月の本議会はこの任期において初めての議会でございます。これからの新たな4年間の任期を通し、時には行政とともに、そして時には行政と十分に意見交換をしながら、議会としての機能を果たせるようにと思っております。個人的には、過去4年間にちょうだいいたしました経験と反省をもとに、さらに研さんを積み、議員同士の間でも協力をしながら活動していくつもりでございます。それぞれに立場は違いますが、目指すところは村民が安全・安心で豊かに暮らせる社会の構築、子どもたちに笑顔でバトンタッチできる村の実現であると強く思っております。

本日から始まりました一般質問におきましては、私を含め合計9名の議員が登壇する予定でございます。特に1期目の議員の方におかれましては6人全員が登壇する予定でございます。私も、

新たな1期目の方たちの新しい視点からの一般質問に期待するとともに、自分自身もよい刺激をいただきながらさらに努力してまいりたいと思っております。

さて、本日は通告に従いまして3つの質問をいたします。

まず最初に、白馬ジャンプ台下に位置し、現在観光局がありますノルウェービレッジについて、2番目に障害者の就労支援について、そして、最後に本年4月に公表されました長野県の5カ年計画と村とのかかわりについてでございます。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、ノルウェービレッジについてお伺いをいたします。

本年3月に、オリンピック記念館そのものの今後の運営について自分が一般質問で伺ったところでございますが、5月29日に行われました観光局の定時社員総会において観光局の移転が正式に決定されました。移転の時期についても、3月議会においては7月1日と説明を受けておりましたが、夏のシーズンのオリンピック記念館の運営などを考慮し、この総会において10月1日に決定したということをお伺しております。

このノルウェービレッジがある土地は借地であり、建物4棟は現在全て村有施設となっております。この建物については、長野冬季オリンピックの折に建設された4棟の建物ということですが、そのうち2棟はノルウェー会員協会などからの寄附を受けたものであり、残りの2棟については村が元利合計約7,700万円をかけて購入したものであり、その償還については本年度で全て終了する予定であります。利用につきましては、観光情報館を兼ねて観光局が事務所として使用しているもの、オリンピック記念館として使用しているもの、そのほかはミーティングルーム、そして倉庫として利用されている現状でございます。

この観光局の正式な移転の決定を受けて、ノルウェービレッジというこの施設全体をどのようにする予定であるのかが村民には見えないところであり、私が伺いました3月での村長答弁の中では、こここのところに関しては検討中ということでもございましたので、あえて今回再度質問をさせていただくことになりました。

以下についてお伺いをいたします。

まず最初に、今後オリンピック記念館の運営やインフォメーション機能はどのようにする予定であるのかをお伺いいたします。次に、ノルウェービレッジ全体の今後の活用方針についてお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎久美子議員のご質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。

それに先立ち、2期目に志を持って立候補をされ、結果としては無投票での当選となったけれども、その事実を厳粛に受けとめているという大変高邁な精神を持って今後議員活動に取り組まれるという力強い言葉をいただいたわけでありまして、今さら申し上げることではございません

けれども、住民の直接選挙によって選出される長と議会は両者とも住民を代表する機関であるが、長が独任制であるのに対して、議会は複数の代表で構成された合議制の機関であることに特徴があるわけでございます。したがって、議会はその審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程においてさまざまな意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成をし、政策決定をしていくことが期待をされているところであり、篠崎議員言われるとおりでございます。我々行政側もそうしたことを十分に尊重をしながら、議会の皆さんと両輪で村の進展、発展のために努めていく所存でございますのでよろしく願いをいたします。

篠崎議員からノルウェービレッジに関する2つのご質問をいただきましたが、関連がありますのであわせてお答えをさせていただきます。また、答弁の足りないところについては再質問をお願いをいたします。

ノルウェービレッジの敷地の賃貸借契約期間は、来年の3月31日に満了となります。この契約期間の満了と同時に、敷地は所有者に返還をする方針で今まで進めてまいりました。返還する土地の状態につきましては、現在のところお借りする前の状態、すなわち建物4棟を解体、撤去をし、更地の状態にする方向で検討を進めているところでございますが、今後の返還に向けた所有者との協議の中では、建物の一部を残存させた状態で返還するといったことも選択肢の一つとして考えられますし、長野オリンピックのメモリアル施設として、またジャンプ競技場を含めた観光スポットとしてノルウェービレッジの存続を求める声が聞こえてくることも事実でありますので、そうした声に耳を傾けることも必要であると考えているところであります。

今後オリンピック記念館をどのようにしていくのかという点につきましては、現段階では検討を進めている更地の状態で所有者に返還するといった村の方針を前提にお答えをさせていただきます。

オリンピック記念館は9月末日までは現在の場所で開館しますが、10月1日以降は敷地の返還に向けて建物の解体、撤去工事を実施することとなります。ノルウェービレッジにあるオリンピック記念館は撤去することになりますが、オリンピックに関連する展示施設は必要であり、ほかではなし得ないという点で優位性を発揮できる観光施設として位置づけておりますので、ジャンプ競技場の敷地内に新たな展示施設を設置する方向で検討を進めているところであります。したがって、オリンピック記念館は本年10月1日から新たな展示施設が完成するまでの間休館したいと考えています。

私が考えている方向性は以上になりますが、本定例会会期中に議員各位のご意見を伺いながら村としての方針を定めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

ノルウェービレッジについての答弁は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） きのうの村長のご挨拶の中にもありましたけれども、今ここでも土地を

返還する方向である、原状復帰にして更地にしてお返しする予定である、それをベースとしてオリンピック記念館は新たにジャンプ台の敷地の中に新たな展示施設として開設する予定であるというふうにお伺いしましたが、今、実は観光情報のところも、あそこの観光局の事務所のところでやってくれます。その部分のインフォメーション機能についてはどのようにお考えになっているのかということもあわせてお伺いしたいと思いますし、人員配置ということもございしますのでインフォメーション機能についてもお伺いをしたいと思います。あその場でやる必要があるのかということも含めて、村長のお考えをお伺いできたらと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

今オリンピック記念館の開館につきましては、期間を延長して開館をするというお話をさせていただきましたけれども、当然そこには人は要ることになりますので、インフォメーション機能も今までと同様この期間については続けていきたいと、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） それでは、建物そのものについてお伺いをしたいと思います。

建物はただいま撤去をするということでございますが、今までにこの過去の建物は村の施設として、2棟については寄附を受けておりますが、残り2棟は村が結局購入をしているものでありますし、あるいはその修復もしてきたところではありますが、平成10年からあの施設ができてから建物4棟にかかっている経費の総額は参考までにどれぐらいになったのかをお伺いしたいと思いますし、撤去ということでございますが撤去についての費用の概算、あるいはオリンピック記念館をつくるというご予定であるということでございますので、それについての費用の概算、もう当然時間的にはそのところまではいっていないと間に合わない時期ではないかなと思いますが、そこについてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） それでは、経費の関係について現在、過去にかかった経費、それからこのオリンピック記念館を撤去するというようなお話でありますけれども、現在積算の中でございます。

まず、ノルウェービレッジに今までどのぐらい費用がかかったかというお尋ねでございますけれども、先ほど篠崎議員のほうから購入に関して約7,700万円という数字をいただきました、そのとおりでございます。オリンピック記念館のまず建物のことで申し上げますと、4棟あるうちの2棟、その2棟というのは現在観光局のオフィスで使っております情報館及びミーティングルームとして使っております施設、この2棟については村が購入をした建物でございます。そこにかかわる経費は約7,700万円ということでございました。その償還につきましては今年度

で終わるといった部分につきましても、先ほど議員のほうからのお尋ねの中にあつたとおりでございます。

また、建物のほかに、あそこを譲り受けた後に敷地の造成をいたしました。あるいは建物の協会棟と呼ばれている部分を奥側のほうに移転をするといった工事も施工してございますけれども、そこに関係をいたす費用、さらには4棟の建物を当時は屋根が板ぶきであつたわけでございますけれども、トタンぶきにしたというような施工工事もしてございます。さまざまな工事は実施しておりますけれども、そこにかかった経費ということで申し上げますと、320万円でございます。合計をいたしますと1億150万円という経費が今までノルウェービレッジの建物の購入、造成等にかかった費用ということでございます。過去の経費は今申し上げたとおりでございます。

あと、これからの今村の方針として考えております経費で見込まれるものとしましては、建物の解体ということになるわけでございます。解体を4棟、さらには基本的に原状復旧という形になれば更地にしてということになるわけでございますけれども、そういった経費をまだ細かには積算をしてございませんけれども、現在概算で約1,000万円近いお金が解体費用でかかるというようなことを見込んでおりますし、さらには原状に復旧するにはあそこの造成した部分をまた更地にとつたところの工事は別途かかると、その費用についてはまだしっかり積算はされておられません。

また、記念館についてジャンプ競技場の施設内にとつたお話の構想がございましてけれども、これに関しては現在スタートタワーの中、もしくはジャンプ競技場の駐車場の入り口に近いところがどうだろうということで想定をしながら、双方でかかる費用についての算出をしている最中でございます。

いずれにしても、一般的な建物を仮に今と同じような建物を建てるにしても、それなりの経費、今60坪近い記念館の延べ床数がございまして、それを建てるとするならば2,000万円から3,000万円近いところの費用は見込まれるであろうというふうに、概算でありますけれども担当課としては積算をしているという状況でございます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 確かに当初に設置したときは社会情勢も変わっていますし、人口減少であつたりとか、観光の方たちの興味もいろいろと変化している中でありますので、ある意味いけば過去のコストよりも将来のコストを考えていかなければいけないのかもしれない時期に来ているとは私も思います。

しかしながら、現在今年度513万円ほどだつたと思いますが償還も続けている、償還が終わるか終わらないかを目の前にして建物を解体、撤去することにもしなるとすれば、これは

そうは言いましても住民の理解を得るべく丁寧な説明が必要になってくるのではないかと思います。そこについてはどのように思われているかお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員のご指摘は私も一番懸念をしているところであります。ただ、あの施設を観光局以外にどうやって生かせるかどうかということも模索をすると同時に、そうした関連事業に携わる皆さん方のご意見も聞いてきたところでございます。過去にはオリンピックが終わった後、あのノルウェービレッジのハウスを使って食の提供をした経過もございますけれども、採算が合わないということから業者が撤退をしてしまったということがございます。さらには、地元の皆さん方にもあそこの経営をしないかというような問いかけもしたところでありますけれども、なかなか手を挙げていただくには至らなかったという経過もございます。あわせて、あそこに観光局があることによって会員の方々が訪れる回数、あるいはジャンプ場を訪れたお客様が訪れる回数等も数年にわたって観光局で調査もしていただいております。

そうしたことから、今後を考えた場合に観光局の本来のあり方等も考えるに、やはり場所を移転をしたほうが良いということで観光局、そして観光課を復活をしてこの庁舎内に移したということは既にご承知のとおりでありますけれども、繰り返しになりますけれども、相当な投資を今までしてきた、償還が終わったから取り壊しをするということが村民の皆様理解ができるような丁寧な説明はしていかなければいけないと、このように考えておりますし、解体に当たって解体した部材等が新しくつくるといような場合に使用ができないか、できるものは使っていくといようなことも当然考えの中には入れていかなければいけないと、このようにも考えておりますので、慎重な対応はしていきたいとこのように考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 現在の土地貸借の契約についてでございますけれども、平成24年4月1日から新たに延長という形で2年間延ばしてきたわけでございますけれども、そのときなぜ2年間で区切ったのかということがそもそも論で言えばあると思います。

今お話を伺うと、観光局があそこから要するにこちらに移ったので、なのであそこを更地にするというお話で今お伺いしてきていますけれども、そもそもなぜ2年間であったかということ。そのところには、もう既にその時点で返還をお考えになっていたのではないかと思いますし、あるいはなぜ2年間かということを言えば、今言うように2年前から言えば、2年後の今年度まで償還の期限が続いているからということもあったのではないかと私は思うんですけれども、はっきり言って観光局の移転のときもそうございましたが、最初にもしそういう形であるならば、なぜ今この時点になって、もう補正も出さなければ実際間に合わないと思いますし、それまでに熟議ができるのかと思いますし、先ほど議会の中でも検討しながら一緒にというようにお話も伺いました。しかしながら、もし2年前にそういうおつもりで2年間というふうに区切ったの

であれば、もっと前から計画的にどうするかということまで含めて、オリンピックのメモリアル的な意味も含めて、もう少し早くに動いていくことができたのではないかと私は思うんですけども、そここのところについてはどのようにお考えになっているか。また、そもそも今回の返すということ、土地を返して更地にしていくということについての本当の意味での理由というところをもう一度お伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

私の答弁の仕方がまずかったのか、ちょっと篠崎議員誤解をされている点があるかと思いません。

このノルウェービレッジの全体、あの敷地を含めた全体像を今後どうしていこうかということについては、私自身も基本的に観光局の場所を移転して、本来の白馬村の観光を担う一番好ましいところへ移転をすべきだとかいう考えでございました。こうしたことから、地権者と期限が来たときに急にお返しをするというようなこと、さらには観光局の理事会の中にも諮らず唐突に決めることは当然あってはならないことでもありますので、私としてはこのお返しをするに当たって理事会の中でも検討をしていただいていたまいりました。そして、結果として返還をすることが望ましいという結論になり、地権者のお宅にも伺ってその話を進めたところでもありますけれども、地権者とすれば返されるというようなことは夢にも思っていなかったということに加えて、契約までまだ年数が残っているというようなことから、契約期間内に返還をするという話をする状況にはならなかったというのが実情でございます。そうしたことから、いよいよその前に契約解除の時期もあったわけでありましてけれども、話の都度にはお返しをしたいという話をしてきたこともあって、契約満了の時期にあっては地権者の理解も得られたところでございます。

しかしながら、実際にその期間満了にあわせてお返しをするということになれば、営業中である仕事に支障を来す、さらには観光局としての持ち物もたくさんある、さらに敷地の形状を変更するにはそれなりきの期間、少なくとも1年間の期間が必要だというようなことから、やむを得ず延長することで地権者にお願いをし快諾をいただいたところでございます。

経過についてはそういうことでございます。決して観光局の移設ありきで地権者との話し合いに入ったということではございませんので、ぜひその辺は誤解のないようお願いをいたしたいと思えます。私どものほうでは地権者には何回となく話をし、誠意を持って今まで進めてきたつもりでありますし、本当の私どもの思いは私自身が直接ご本人にお会いをして思いをお話をし、理解を得てきたところでもありますので、ぜひよろしくようお願いをいたしたいと思えます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 今のお話の中で、村長みずから出向かれてお話をされているということでもありますし、村のほうから依頼をして借りているという経緯もございますので、ぜひそのと

ころも丁寧にお願いしたいと思ひますし、今のお話で伺えば、決して観光局の移設があるからということではないということでお伺いをしました。

あと、1点だけお伺ひしたいと思ひます。

オリンピック記念館が一応移設をして、新たにというお考えであるということですが、今後のスケジュールとしては、10月1日に閉館をした後どこに向けて、いつの開設を目的とされているのか、またもう一つ、オリンピックそのもののメモリアル的な意味ということ、これをどのように財産とお考えになっているのか、あるいは負の遺産とお考えになっているのか、あるいはどのように活用していくおつもりがあるのか等々を含めまして、村長の見解をお伺ひしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 細かい点については担当課長のほうからもお答えをさせていただきますけれども、私もオリンピック記念館の今の実情、実態がどうか、それぞれオリンピックに携わった方、そうした関係の施設に大変理解をされている皆様方にも直接お会いをして、今後の記念館のあり方についてお尋ねをいたしました。そしてまた最近はお提案もいただいたところでございます。

結果としては、あの今の資料の展示だけではなかなかお客さんからお金をいただいて見ていただく施設としては不十分だと、たまたまりフト券と合わせてセットで販売をしていることで何とか形が整えられているところでありますが、実質的にあのオリンピック記念館で収入のある額は年間約300万円でございます。そうしたことを考えれば人件費1名分に足りないところでありますので、どうしてもお客さんに見ていただくための記念館としてはさらに充実をすること、さらには今後も踏まえた記念館のあり方はどうあるべきか、そこから新たに出発することも大事なことでなかろうかと、このように思っているところであります。

また、現在の建物を契約期間内に処理をすることについては、担当課長のほうから答弁をさせていただきますのでよろしくお伺ひをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） ご質問の趣旨は、これからの新しい記念館をどうするかというお尋ねであつたわけでございますけれども、関連がありますので返還をもとにというお話になると、スケジュールといたしましてはこの冬に向けての更地に向けての解体というところは当然出てまいります。3月の時点ではお返しをするということになるわけでございます。

新しい記念館については、まずは場所をどこにどういうコンセプトでどういう施設をつくっていくのかというところを最終的に固める必要があると思っております。それがこの年内の作業であり、具体的なスケジュールといいますと、現在担当課で想定をしておりますのは今年度中にそういったコンセプトに基づく設計、それから新年度26年度に入りましての新築工事という形になるかと思ひます。こういった建物を建て、さらにディスプレイ等も含めてという形になりま

すと、おおむね新年度から着手をし、完成までの工期を約6カ月間見ておりますので、来年の秋新館というようなスケジュールで現在想定をしております。

お答えは以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） いずれにしましても、難しい問題ではあると思います。コスト面もあります、観光面もありますし、私今お伺いしましたオリンピックのメモリアル的な部分をどうするかという部分、これはオリンピック記念館に限ったことではなく、私お伺いしたつもりなのですが、今は記念館についてご答弁をいただいたところですが、いずれにしても、引き続き客観的な意見を交えながら十分な意見集約をして、しかし期限も迫っていることでございますので、迅速に対応することを期待しまして次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問は、障害者の就労支援についてお伺いをいたします。

村では、このほど平成27年度までの3年間にわたる障害者福祉計画が策定されまして示されたところでございます。計画の中にある統計によりますと、身体障害者手帳の保持者は平成19年3月末には300人、平成23年3月末には336名であります。その時点の例えば年齢別の割合を見ますと、18歳未満は9名、就労に適していると思われる18歳から64歳までの方については76名、65歳以上の方は251名でいらっしゃいました。また、療育手帳の所持者、これは知的障害の方に手帳が交付されるわけですが、この方たちは平成23年3月末には51名、また、精神障害についての福祉手帳の保持者は同じく平成23年3月末には41名となっております。

障害のある方も地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の場の確保ということは非常に重要だと思います。一般企業への就労が困難な障害のある方への就労機会を提供する場として、村内にはいわゆる就労継続支援B型という施設がありまして、現在の利用者は17名と伺っております。

就業に関しましては、本年4月より障害者の雇用の促進等に関する法律で定める障害者の法定雇用率が引き上げとなり、民間企業においては50人以上の従業員がいるところでは障害者を2%以上、国や地方公共団体においては2.3%以上の割合での障害者雇用が義務づけられることとなっております。そして、昨年6月には国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法というものが成立をし、本年4月から施行されることとなりました。これは障害のある方の自立の促進に資することを目的としたものであり、国と独立行政法人等に対して障害者が就労施設でつくった製品の購入や業務の委託を優先的に行うように義務づけるとともに、地方公共団体に対しても障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。

この背景には、景気の低迷によります仕事量の減少でありますとか、一般企業に比べ障害者就

労施設の競争力が弱いということ、就労を希望する障害者が増加してきていることなどにより障害者の仕事の確保が難しいということ、こういう実情があると推察されます。この障害者優先調達推進法を実効あるものにするために、物品の調達目標を定めた調達方針の策定と公表、その方針に即しての調達の実施、そして実績の公表というものが求められております。

そこで、次についてお伺いをいたします。

この障害者優先調達推進法が本年4月から施行されましたが、本村におきましてはどのように取り組む予定であるのかをお伺いいたします。次に、就労希望の相談の受付窓口はどのようになっているのかをお伺いいたします。3番目といたしまして、計画の中にもありますように障害への周囲の理解を深めることは障害者の就労のためにも重要でございます。教育の場や社会の中で具体的にはどのように啓発を進めていく予定であるかをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から2つ目のご質問、障害者の就労支援についてでございます。本年4月に障害者基本法に基づく白馬村障害者計画、障害者総合支援法に基づく白馬村障害福祉計画を策定をし、この計画の中に雇用、就労の促進を位置づけております。

障害者の社会参加に伴う就業につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律により障害のある人の雇用、就労の一層の拡大が必要であり、障害者が職場で継続的に就業するには事業主や従業員の理解と協力が必要であります。

このため、平成25年4月からは障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、民間、国、地方公共団体と都道府県等の教育委員会における障害者の法定雇用率が一律0.2%引き上げられました。村としましても、この引き上げに伴いさらに雇用に向けて努力をし、法定雇用率を確保したいと考えております。

1つ目のご質問であります。障害者優先調達推進法第9条第2項の規定により、当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労等に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標を定めることとされておりますが、現時点ではその目標数値等の決定には至っておりません。これは、障害者就労施設等の取り扱い物品等の把握や福祉担当課では全庁的にその調達数及び調達希望の内容全てを把握することはできませんので、庁内の横断的な協議や調整に向けた協議の場を設けるなどで、今後において法律に基づいた適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、村では、法施行前の平成24年度からしろま保育園の給食用の農作物について、障害者就労施設からの物品として取り扱っており、昨年9月から本年1月の間で収穫時期に合わせて納品していただきました。今年度におきましても同様に収穫時期に向けて調整を進めてまいります。また、物品等の調達ではありませんが、同じく法施行前より工賃アップの趣旨に鑑み、複数の就労継続支援事業からの訪問販売の受け入れを役場庁舎内やふれあいセンターにおいて職員や

来庁者を対象に物品等の販売や、道の駅では委託販売も行っており、取り扱い品の周知を図っております。

今後におきましては、物品の調達に限らずサービスなどの受託可能な事業、業務について関係団体や事業者などから情報が得られるよう連携を図っていくつもりであり、各種の事業での実現に向けた取り組みをいたしたいと考えているところでございます。

長野県では、調達方針の策定に向けて現在県下の事業所に事業内容や受け入れ可能な作業等の調査を実施しており、村の方針につきましては県や近隣市町村の動向を見ながら策定をしてみたいと考えております。

2つ目のご質問でありますけれども、相談窓口は基本的には健康福祉課となり、相談があった場合にはその内容をお伺いし、大北圏域障害者総合支援センター、スクラム・ネットをご紹介しております。しかし、実際には就業に関する相談は幼少期等からの発達特性の発見や発達支援からつながるもので、スクラム・ネットはもちろん村の保健師等による支援を受け、その後の青年、成人期での社会的自立や生活の質を高めるための就業といった内容がほとんどを占めているところでございます。

このスクラム・ネットでは、就業支援として就業を専門に担当する職員2名が、就業している障害者への職場定着支援や就業希望のある障害者への職場実習等を通じた就業支援を行っております。スクラム・ネットの具体的な活動支援としまして、職業生活に関する相談や職場からの対象者に関する相談、職場定着支援として在職中の状況把握や事業主への支援、現場実習支援として学習先の開拓や実習依頼といった内容で取り組んでおります。

3つ目のご質問であります。教育の場となる小・中学校では、特別支援学級に通級している児童・生徒と日々かかわり、生活の中で自然と障害者が他者との共生についての学習をしております。今後もさまざまな人とのかかわり合いについて理解を深めることができるよう総合的な学習の時間や道徳の時間、また個々の特性を理解し伸ばし合いながらお互いを認め合い、高め合えるよう指導、啓発に努めてまいります。

一方、社会の中では、国際障害者デーである12月3日から障害者の日である12月9日までの1週間を障害者週間としておりますので、障害者週間を挟んだ前後におきましてユーテレ白馬や行政ホームページ及び広報紙等で啓発活動を行ってまいります。また、本年度の公民館事業として第3回白馬塾では、「あなたのテレビの音ちょっと大きくありませんか〜聴こえにくさと目で聴くこと〜」と題してユニバーサルデザインを意識した講座も予定をしているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の障害者への就労支援についてのお尋ねについては、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含めあと14分少しかつございます。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 取り組みに関しては、まだ決定はしていないこれからということですが、非常に丁寧なご答弁をいただいたとっております。村の姿勢というものがここに出てくるものだと私は思っておりますので、今の答弁の中に非常にいろいろな意味で網羅された答弁を頂戴したとっております。

この障害者の調達推進法に限らず、それがあるからという意味ではなくて仕事をお願いしたり、あるいは可能である仕事を探す、要するに仕事のマッチングをどう図るかということは非常に大事でありますし、関係各機関との連携ということは非常に大事なことでありますので、そのところもぜひ怠らぬようお願いしたいと思います。

実は、私施設の方にお話を伺ってまいりました。2点ほどお話をさせていただきたいと思えます。

せっかく施設に就労支援、継続支援のほうの施設に来ていただくようによくなったとしても、なかなか仕事がなく就労支援の状態にならないという状態が実際あるんだということを施設の方からお伺いをしてきました。施設もいろいろな意味において努力をしておりますし、就労、あるいは仕事の場を広げるということにおいても自分たちの足で訪ねて行って努力をしているところだが、なかなか範囲が広がらずに難しいんだという言葉がありました。定期的な仕事があればいいのですがという声もありましたので、先ほどサービスの分野ということでのお話がありましたが、例えば村のほうでのラベル張りでありますとか、池田町なんか行くと名刺なんかをつくってもらったりとかという形で定期的に仕事を発注しているようであります。そのところに関してもぜひ配慮をしていただいたり、あるいは先ほど言いましたように、どの部分でというところの仕事のマッチングのところを丁寧に進めていっていただければと思えます。

もう一つです。スクラム・ネットのお話がありました。

5月にスクラム・ネットの当事者会議というのがこの白馬村でありまして、私もお話を聞かせていただく機会がありました。予期せぬ障害に苦しみ、成人の方ですが、結局は仕事をやめざるを得ず、実は手当とかはあるんですが、その制度のはざまにちょうど入ることがあるんです。障害の傷病手当に関しては期間が限られている、その間に病気が治るかというところとそういうことではない、しかし、では病気をその間にきっちり治して1年7カ月後には働けるかというところとそういう保証もない、そういった中で相談をすると、じゃ生活保護はどうかといきなりそういう話になってしまったと、非常にそういう意味でも落ち込んでしまったり、就労する気持ちがあってもなかなか受け入れてもらえないこともあると、また、窓口の担当者がかわると話が振り出しに戻ってしまうもどかしさもあるというお話もお伺いしました。

ここの部分におきまして私が思いましたのは、かねがね言っております情報、あるいはそういった就労支援なんかにしても窓口がワンストップでできればいいのにとというのは常に思っていることなんです、ここの部分に関してはどのように思われているのか、どのように今後考えて対

策をとっていかれるのか、ここについてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 一番最後に言われました、本当に相談の内容を効率的にいくためにワンストップ方式というのは、この障害者の方々に対してばかりではなく一般村民の皆様にもワンストップ方式を取り入れるということは、これからの時代にあっては当然考えていかなければいけないことだとこんなふうにも思っておりますけれども、とりわけ障害をお持ちの方々にはより一層のやはり配慮をした取り組みをしていかなければいけないと、こんなふうにも思っているところでございます。

いろいろお話をいただきましたけれども、障害者についても非常に程度の差もあるというようなことから、一律に仕事の範囲を広げる難しさがあると同時に、そこをフォローする人材の確保、そしてまたその人材の大変さも私も直接お話を伺いました。しかしながら、可能な限りそうした方向へ村の姿勢として取り組みができるように今後は取り組んでいく必要があるかと、このように思っております。

さらに細かい点については、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） ただいまのワンストップのお話であります、この話につきましては、先ほど話がありました今回策定しました障害者計画の策定委員の中からも提言をされてございます。担当者が長くいけばそれだけの理解にはなるんですが、なかなか異動等があるとまた一からのお話になるということもございまして、その辺の意見につきましてはこちらのほうも真摯に受けとめ、今後の対応として専門的な職場委員の方、そこら辺を再度課の中で意見を交わしながら、意見がこれで途切れることのないように前向きに考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） ぜひそう願いたいと思っております。障害の状態というのは、生まれつきでない限りは本当に誰にでも起こり得る状態のものだということを私たちも十分認識して、自分の身に置きかえて考えてみるということが必要であるのではないかなと、実際の方のお話を伺いながら強く感じました。私たち社会全体が理解してバックアップしていくということが重要であると本当に感じましたので、私たち民間も住民もですし、行政に対しても引き続きの支援をされることを期待しております。

続きまして、最後の質問に移らせていただきます。

県の5カ年計画を受けてについてお伺いをいたします。

今年度県では、今後5年間の新たな総合計画を「あわせ信州創造プラン」と題しまして公表をしているところでございます。今までの総合計画はどちらかというと県の方針がうたわれるのみと

というような感じが多かったわけですが、今回は県民と県づくりの課題や方向性を共有しながら施策の推進を図ると宣言していて、特に基本姿勢の中には市町村の協働ということを明らかにうたっております。それは県と市町村が対等の立場で情報を共有し、意見交換する場を設定することなどによりお互いの課題を共有して解決に向けて取り組むというふうに明言してあります。この計画の推進に向けてこのほど10広域、県においても市町村関係者などを対象に先ごろ説明会が順次開かれていたところと認識しております。

そこで、次についてお伺いをいたします。

市町村との協働を県では掲げておりますが、村とプランとの関係性はどのようなものになるのかをお伺いします。

また、地域の抱える課題や情報の共有はどのようにしていく方針であるのか、これは例えば県のほうではそういう場を設けてというお話ではありますが、村側からの自主的な情報提供などがあるのか、そういったことを考えているのかということを含めてお伺いしたいと思います。また、県との人事交流がしばらく続いておりますが、県との人事交流の効果についてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員3つ目のご質問であります、県の5カ年計画を受けてお尋ねをいただいております。

策定をいたしました5カ年計画と村の計画との関係性についてお尋ねをいただいているわけですけれども、ご存知のとおり長野県では、平成29年度までの5カ年計画しあわせ信州創造プランと銘打って本年度からスタートをしたところであります。県の計画と村の計画の間に直接的な関連性はありませんが、目指すべき方向性は同じであると考えております。特に高齢化社会、人口減少社会への対応や豊かな自然環境の保全については、今後県と村、そして住民の皆様とともに連携して取り組んでいかなければならない共通の課題であると考えております。

また、県の計画に掲げられております環境、エネルギー、自立地域創造プロジェクトにつきましては、村が進めております小水力発電設備の建設事業などがまさに協働事業の一端でありますので、お互いに協力し合いながら目的達成のために事業を推進してまいりたいと思っております。

次に、地域の抱える課題や情報の共有の方針につきましては、5カ年計画の有無にかかわらず日ごろから連携を密にすることが重要でありますので、事業ごと、あるいは担当セクションごと常に県機関との情報のやりとりを綿密にしながら課題の解決に当たっていきたくと考えております。

次に、県との人事交流の効果についてであります。昨年度は県の観光部へ村職員1名を派遣し、県から職員1名を受け入れました。今年度は、地方自治法に基づく職員の派遣を県にお願いをし、4月から2年間の予定で専門分野、税務にかかわる面での業務に当たっていただいている

ところであります。とかく村職員は井の中のカワズになりがちでありますので、こういった職員の人事交流は業務面のみならず、人と人とのつながりの面でも大きな効果が期待をされるところであります。今後も限られた人員の中でのやりくりでありますけれども、可能な限り人事交流や研修派遣等の制度を活用してまいりたいと考えております。また、人材育成と組織の活性化の目的に官官交流のみならず官民交流の実施も検討してみたいと思っております。

県の5カ年計画を受けてのご質問についての答弁は、以上とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間はあと2分少しでございます。篠崎議員、答弁が終わりましたが質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 特に具体的な部分の人事交流のところでございますが、目指す効果も期待する効果もあると思います。ぜひ今後もよりよい効果的な人事交流を進めていただきたいと思います。

ところで、昨日信濃毎日新聞に県が観光面での特区の申請を考えており、その中に白馬村などを念頭に検討しているという記事が出ました。これは県の総合5カ年計画の中で構想します世界水準の山岳高原観光地づくりの一環であり、インバウンドに弾みをつける狙いであるという記事が出ておりました。市町村と協働してということ、要望をまとめて提案を募っているということでございますが、このあたりについて県との協働体制はどのようなものであるのかを最後にお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 観光特区の件でありますけれども、白馬村の名前が出たことは大変ありがたいと思っております。それは観光地としてのエリアが広いということ、そして類いまれな山岳景観、そして今後開発する観光商材が非常に抱負にあるというようなもろもろのことがこうした言葉になったものだと、このように思っているところでございます。特区は特区として具体的に今後出てくる方針に基づいて私どもも対応はしてまいりたいと、このように思っておりますが、この5カ年計画の内容については篠崎議員も既にご承知であるはずでありますけれども、一つ一つの方針、観光において申し上げますと、私は村の意向大分入っているというふうに思っております。それから、ほかの面でも入っているように見ております。極端な言い方をすれば、この長野県という字を白馬村に変えても、まさに当たっているすばらしいプランだというふうに考えております。

村の今後の観光政策、中長期展望を見据えた村の観光政策等をきちんとつくっていききたいということはもう既に申し上げたとおりであります。それにも非常にかなっている共有をする部分が大部分あるということで私自身も非常に勇気づけられているところでありますので、これを十分参考にしながら観光立村としての取り組みを一層前進させていきたいと、このように考えております。

議長（横田孝穂君） 篠崎議員の質問時間が終了いたしました。第7番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時09分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 6番太田伸子でございます。

今定例会では、景観形成について、工事分担金についての2点について伺います。

まず初めに、景観形成について伺います。

白馬村は、景観形成重点地域指導基準においては大変細かく決められております。白馬村の中では長野県景観形成条例に定める景観形成重点地域に全地域が指定されております。建築物、工作物の建設に当たっては、景観区域内における建物の行為の届出書が必要となっております。現状届出書の状況はいかがでしょうか。

白馬村まちづくり環境色彩計画により村のカラーシステムが位置づけられております。このカラーシステムはどのような考えから位置づけられたのですか。2点についてお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田伸子議員から景観形成について2つお尋ねをいただきました。

まず、1つ目の景観形成、景観形成重点地域内での事前届け出についてのご質問であります。平成24年は1年間で112件の届け出があり、平成25年は1月以降現在まで30件の届け出がありました。この届け出につきましては、景観法及び長野県景観条例に基づいて一定規模以上の建築物等の新築、増築や外観変更等を行う際に事前の届け出を義務づけているものでございます。

また、環境色彩計画策定の経緯につきましては、長野オリンピックが開催された平成10年を前後として村内でも大型施設の建設が進みましたが、当時は建物の外観やカラーには統一的な基準がなかったことから原色を使ったカラフルな建物も数多く建設をされました。しかし、国内外の主要な観光地をごらんいただいてもわかるように、観光客でにぎわいのあるところはいずれも建物の外観や色彩とその地域の景観が調和し、統一感が保たれているところがほとんどであります。こういった点を踏まえ、このすばらしい山岳景観とマッチし調和のとれた景観を後世に残していくことを目的として、平成11年にこの環境色彩計画が策定をしたところであります。この環境色彩計画の適合については、先ほど申し上げました景観育成重点地域内での事前届け出の際に指導、助言を行い、村の意見をつけて県へ進達しているところであります。

ただし、この色彩計画の効果があらわれてくるのは恐らく50年、100年先になるかと思

います。したがって、この取り組みの評価は子や孫の世代に委ねることになってまいります。今後も美しいまちづくりに向けて引き続き指導してまいりますので、村民、事業者の皆様のご理解、ご協力をお願いをいたしたいと思えます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 白馬村景観形成重点地域というところで指導基準があり、大変細かく決められております。今村長がこの策定から結果が出てくるのが50年から100年ぐらいはかかるだろうというふうにおっしゃいました。ということは、今ここで策定して決めた方々が、どれだけの方がこの指導で白馬村がきれいになったのかを見られるという方は何人いらっしゃるのでしょうか、というところが結果がなかなかわからないというところもあると思えます。

それで、建築物、工作物やそれから野外の広告物なども非常に細かく厳しく決められており、現状を見ているところでは新しく工作物が設置されたときになかなか守られているような感じがしません。新しいものでもこの基準から外れているようなところもあります。最近外国の方などがいろいろ建物をお買いになって、外壁の色彩においてもこの指導基準から大分外れているような営業施設もあるように思えるのですが、こういう方々への指導というのはどのようになさっているのでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。足りないところはまた担当のほうから回答をさせていただきますけれども、今太田議員から色彩についての指導が徹底されているかのご質問でございます。先ほど申し上げましたとおり、県の景観条例に基づく事前届け出の際にチェックはしておりますけれども、建築後の確認までは徹底されていなかった面が多少なりあったのかもかもしれません。今後に向けてはその辺のチェック体制の強化をしていく必要性を感じているところでございます。

また、先ごろ申請を締め切ったリフォーム補助金につきましては、その申請の大半が屋根や外壁等外観の変更を伴うものでございました。当然のことながら補助金交付に当たっては色彩計画に適合していることが条件となっておりますので、村内の塗装、板金事業者の一部にはこの色彩計画の存在を知らない方もおられました。このことは非常に残念であるとの思いを持ったと同時に、私たちの周知不足を改めて感じたところでもあります。この色彩計画によりよりよいものにしていくには、私たち行政だけではなく村民や事業者の皆様を含め、お互いがチェックできる環境を整えていく必要もあると思えますので、そういった面で制度の周知徹底にさらに努めてまいりたいと考えているところであります。

また、先ほどこの評価を受けるのは50年、100年先という表現をしましたが、例えばそれが30年、50年先であっても次の世代にまたがって長い間にその統一感が図られてくるものだ

という比較の意味で申し上げたわけでありますので、その事実は外国へ行ってみても本当に長い文化の歴史の上に築かれてきているものだという事を申し上げたかったわけでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 先ほどおっしゃられました今回で3年目となりますリフォーム補助金制度の申請に当たって景観形成の基準が指摘され、白馬の景観にも大変改善されたことになったと思ひます。

この色彩のエリアシステムというものが一応行政区で区切られております。ここにあり、おもてなしの白馬村まちづくり環境色彩計画、建築外装色彩指針というところで、もてなしのしつらえというものを配られております。これは総務課のほうへ行けばどなたでも手に入るころでもあり、それを基準にして建築業にかかわる方たちも外壁など指導基準に沿って営業を行っておられます。

しかし、このしつらえは1999年の9月につくられたものであり、17年前からあるわけであり、先ほど村長もおっしゃったように、こういうものがあるというものもわかっていない、また14年前でありますので、10年ぐらい前に白馬へ来て開業された業者の方々のご存じない方もいらっしゃる。また、地方から来ている業者の方々はこのものがなかなかわかっていないというところもあります。

それで、この中を見せていただきますと、白馬村が3つのエリアに区切られています。それで中と東、西という感じであるんですけども、基本の色はなかなか茶色の濃茶の色のようなものが外周、壁は白という感じがあるんですけども、1つ道を隔てたところで全然この色は使えない、ただそういうふうになってくるとすごく不便なところもあるので、このエリアというものを3つに区切るのがいいのか、白馬村全体で基本の色というものを何色か落ちついた色を考えるのいいのか、そろそろ見直す時期に来ているのではないかと思ひますが、村長お考えはいかがでしようか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今太田議員が示されました白馬村まちづくり環境色彩計画でございます。今でもそれをベースに指導をしているわけであり、時代が変わっても今まで黒かったものを白にするとかというような極端な変更というのは当然あり得ないわけであり、議員ご指摘の3地区に絞っている、特に接点のところの問題等も言われているのかなと思ひますけれども、基本は変えることなくそうした議員ご指摘のようなご意見があるとするれば、またそれに向けて検討することも必要なことかなとこんなふうに思っておりますが、長い時間をかけてつくったもてなしのしつらえでありますので、これは十分尊重しながら今後も継続をしていくという基

本方針は変わりはないことはぜひご理解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） もちろん先ほど村長がおっしゃられたように、この景観が結果が出るのが30年、50年、またずっと継続していくことによって白馬村が統一されていくというところで、このもてなしのしつらえはとてもよくできていると、できているというのはちょっと言い方が上から目線ではありますが、すごくよくできていると思います。村がこのもてなしのようにできれば、すごくきれいな村になるなというふうには思っています。ただ、とんでもない色を使っているのではなく、3カ所でどうしてこういう濃紺がだめで緑がいいとか、緑というかそういうふうなのをもう少し柔軟に、白馬村全体ではこの色がいいというふうに変えてもいいのではないかなというふうな見直しをしていただければいいかなというふうに思います。

先ほど同僚議員もおっしゃいましたが、白馬村が観光特区に指定されるようなことになったときに、観光地で洗練された統一感のある村というのが、お客様がいらしていただいたときに気持ちよく白馬村が迎え入れるのではないかなというふうに考えます。また見直す時期はいろいろあると思いますが、ぜひご検討願いたいと思います。

次に、工事分担金についてお伺いいたします。

村の工事分担金条例においては、工事とは道路、橋梁、上下水道、開拓施設、農業土木、観光土木及び営造物及び修理のため白馬村において施工する工事をいうとしております。工事に対して利益を受けるものから分担金徴収要綱に基づいて減免、免除を含み分担金を徴収することができると定められております。

そこで、地区における工事を陳情した場合、地区から分担金を徴収されておりますが、現在どのようにして分担金が徴収されているのでしょうか。この分担金の徴収割合の検討見直しのお考えはありますでしょうか。

2番目に、工事分担金条例によれば、特に利益を受けるものから分担金を徴収することができるとありますが、これは個人ではなく行政区に請求がされます。しかし、現在行政区未加入者が多くなってきている今、区の運営は大変厳しいものになっておりますが、その辺のところ村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から2つ目のご質問であります工事分担金についてお答えをさせていただきます。

工事分担金は、行政区からの要望のうち村道の新設、拡幅改良、舗装の新設といった工事を行った場合に分担金を徴収しております。分担金の額は工事請負額から国費、県費といった特定財源を控除した残金に負担率を乗じて算出しております。なお、負担率は姫川以東が5%、姫川以西が15%となっております。平成24年度の地区役員懇談会の折、各区から村道に関する要望

は25の地区から35路線あり、そのうち分担金の対象となる路線は22路線ございました。

区未加入者等による行政区の運営も厳しい状況にある中で、道路の公共性といった観点からも村道に関する工事分担金につきましては廃止をする方向で考えてまいりたいと思いますが、分担金の対象となる路線数も多く、分担金を廃止した場合の財政への影響も想定をされることから、廃止の時期につきましては中長期的な財政状況を勘案をしながらできるだけ早い時期に決定をしまいたいと考えておりますのでよろしく願いをいたしたいと思っております。

答弁で足りないところがあったら、また再質問で願いをいたしたいと思っております。

分担金については以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） ただいま分担金を廃止の方向でというふうにおっしゃったと思うんですけども、廃止の方向というのはとてもうれしいような気もしますが、方向で考えているというところで今現在は分担金を徴収されています。

分担金、姫川を境として東が5%、西が15%というところですが、佐野地区のように姫川をまたいで重立ったところは姫川より西側にありますので15%であります。東佐野のところは姫川より東になります。そういうところの分担金というものはどのように計算されるのでしょうか。

議長（横田孝穂君） 山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） ただいまのご質問でありますけれども、地区の属性ということで分担金につきましては5%、15%という比率を使っておりますので、その属性に従っての願いをしまいたいという考え方でございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それでは、ただいま村長のほうで分担金廃止の方向で検討していきたいというふうにおっしゃられましたが、廃止となってきた場合に必ずいろいろな要望が出てまいります。それで、やはり分担金をわかっている地区は自分たちの行政区の中でこれだけの財政があるのでこれだけお願いしたいというところも考えております。

ところが、分担金がなくなった場合にまず自分のほうからというふうな取り合いのような優先順位のつけ方というのはとても難しくなるように思うんですが、その辺のお考えを聞かせていただけますでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

分担金を廃止をするということは、非常に古い時代からこの白馬村に住む人たちの厳しい財政状況の中でどうやって地域の整備をしていくか、道路整備をしていくかという観点から知恵を出

し合いながら地元負担金を出してという制度につながったものと思います。しかしながら、時代の変遷とともに西の地区でももう限界集落と言われるような地域が出てきております。先ほど課長が申しあげましたその属性によるということで佐野地区のことを言われましたけれども、まだまだそれ以上に本当に限界集落と言われるようなところにとっては大変切実な問題だと、このように捉えております。

そうしたことも含め、そして白馬村に住む人たちが非常に大勢の皆様方が外から入ってきているというようなことで、生まれ育ったやはり文化の違いからいろいろ問題も生じているところもございます。この今の時代に合ったやはり負担の仕方を考えていかなければいけないのではないかとというのはお互い共通の課題として持っているところでありますので、何とか期待に沿うように考えていきたいと思っておりますけれども、この枠組みが外れてしまうと議員ご指摘のように、やはり表現はよくありませんけれども自分たちの地域へというような我田引水的な考えに往々にしてなりがちなところはあろうかと思っておりますけれども、行政サイドとしてはその要望を客観的に見ながら優先順位をつけ、さらには緊急性等も考慮しながらその場所を選定していくということ、透明性を高めながらやっていくことである程度解消ができるのではないかと、こんなふうに思っております。

実は、私はそれ以上に心配しているのは、これからの村づくり常に言葉の端々に協働の村づくりという言葉が出てきております。この協働に対しての話をすると大変時間が長くなりますけれども、やはりそういった同じ負担をしながら、そして同じ思いをしながら地域を構築していくという点で協働という言葉は村づくりにも欠くことのできない言葉だというふうに思っております。そうしたところへもこの協働の精神で村づくりに励むという基本的な意識がこうしたことによって薄れてしまうことのないように、ぜひ配慮をしていきながら今議員の要望については今後考えていきたいと、このように思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） ただいま村長からお聞きいたしました。やはり分担金がなくなるというところから声の上がるころ、人数の多いところからの声のほうが大きくなると思います。それで、やはり先ほどおっしゃっていただいた限界集落というか、もう人数の減ってきたところというのは、今村の周りを見てもやはりその辺のところの道路というのはまだ大分おくらしているように思います。ぜひ協働の村づくり、まず弱者、弱い人たちが元気に過ごせるような村にしていきたいと思っております。

それをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番北澤禎二郎議員の一般質問を許します。第11番北澤禎二郎議員。

第11番（北澤禎二郎君） 第11番北澤禎二郎です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

前段に当たりまして、私も新人で実は初めてでございますので、質問と再質問がそれぞれ食い違うようなことがあると思いますけれども、何とぞご容赦願いましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の議会議員選挙は、立候補者が定数と同数で投票に至りませんでした。白馬村の将来を考へるときこの事態をどう捉へるべきか、私たち議員に問われているのだと私は考へます。村民から議員の定数を減らすべきとか、議員活動への村民要望が高まっておリ、それらに対応できる人材が育っていないなどの意見が寄せられています。今議会の責任は大変重大な時期に来ているのだと考へます。これからの議会のあり方について真剣な取り組みをしてまいりたいと考へておリます。

さて、今回の一般質問をするに当たりまして、これまでの先輩議員の一般質問の内容、行政からの答弁をテレビなどで拝見してきて、これまでの答弁の仕方でよいのか悩ましました。質問、答弁合せて1時間、質問者は数多くの課題を理事者に問いました。また、理事者からは多くの村民にわかるように細部にわたって答弁しておリます。多くの村民には筋書きのある真剣味が伝わらず、淡々と用意された答弁書を朗読する姿に違和感を持ったのは私だけでしょうか。

次の3点について伺います。

1つとして、各課の事務引き継ぎについて、2つ目、指定管理者の選定について、3番目、移住定住対策についてを伺います。

まず、第1点目です。各課の事務引き継ぎについて。

下水道の受益者負担金の未収金問題は、長年先送りされてきたのが原因と思われます。異動に伴い担当者ごとで事務手続がなされ、公文書として引き継ぎが理事者に報告されているものとして考へておリます。引き継ぎ書により問題が把握できた段階で、引き継ぎ者は理事者の判断を受け問題事項の責任を問うべきと思います。

次の点につき所見を伺いたいと思います。

1つ、事務引き継ぎでの基本姿勢について、2番目、公文書として担当者への引き継ぎ書があるのかどうか、それから3番目、村民に引き継ぎ書の情報公開をすべきと思ふかどうか、それから4番目、責任の所管は前任者も後任者ともに持つべきと思ひますがどう思ひますか。特に下水道未収金の問題は事務の引き継ぎがきちんとできていれば防げたのではないかと思ひます。

私としては、個人情報保護に抵触する内容まで求めているわけではありません。それぞれ職員

は村の貴重な税金等により給料が支給されているプロ職員だと思います。答弁をいただくことで、今村民が職員に対して事務能力を不安視している状況を解消できるのではと考えております。職員の知識や事務に対する姿勢を村民にわかりやすく伝えていくことも議員活動では大変重要なことではないかと考えております。

本来は各課長に引き継ぎのことを伺うべきと思いますが、限られた時間ですので下水道課長にいたしました。事務研さんを積まれて村民の期待に応えていただくようご期待しましてご答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 北澤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

お答えをする前に、北澤議員から議会活動、議会に臨む姿勢等についてご意見をいただきました。私どもも議員の皆様方にご理解をいただけるよう、また村民の皆さんにもご理解をいただけるようにできるだけ丁寧に説明をさせていただきたいという思いで答弁をしております。答弁書を書くにしましても、決してなおざりに書いているものではなくて、数日をかけて慎重に検討した上、文書化しているものでありますので、ぜひその辺はご理解をさせていただきたいと思っております。

それでは、ご質問にお答えをしてみたいと思います。

各課の事務引き継ぎについて4点お尋ねをいただいております。

事務の引き継ぎは、白馬村職員服務規程第9条第1項に、職員が退職し、または配置がえを命じられたときは内示より1週間以内に担当事務及び保管にかかわる文書物件等を後任者または村長に引き継がなければならないと規定され、同条第2項で引き継ぎが終わったときは事務引き継ぎ書に前任者、後任者が連署して村長に届け出るものとする規定をされております。この規定に基づき、職員は事務の引き継ぎを行っており、届け出た引き継ぎ書は公文書として保存してあります。

引き継ぎ書は、白馬村情報公開条例に基づき既に公開をしておりますので、今後も同様の手続で公開請求があった場合には条例に基づき公開をしてみたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、責任所管は前任者も後任者もともに持つべきとのご質問であります。継続する事業や事務処理などを引き継いだ時点で事務処理の責任は後任者に移るものであります。継続して対処していかなければならない事項は後任者が責任を持って対処していくことになり、そのために前任者、後任者が連署の上届け出るようになっております。なお、このことは一般的な事務の引き継ぎにおける場合でありますので、さきに監査勧告のありました損害賠償請求にかかわる責任所管の範囲に対してのものではございません。受益者負担金に係る賠償については判定審査委員会に諮問をし審査をしているところでありますので、現在の段階での責任所管についてはお答えを差し控えさせていただきます。

以上、各課の事務引き継ぎについては答弁をこれで終わりとさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 北澤議員の私が前任から受けた引き継ぎについてどう引き継ぎを受けたのかという質問に対してお答えしたいと思います。

私は、平成23年3月24日の人事異動の内示が出た後、前任の課長から彼が作成した事務引き継ぎ書により引き継ぎを受けました。引き継ぎ書は24ページあり、詳細に建設係と上下水道系の業務についての説明や懸案事項が記載されております。

議員お聞きの受益者負担金の未収金については、次のように記載があり引き継ぎを受けました。その内容は、これは原文です。

受益者負担金の滞納は21年度末で約1億5,600万円と多額となっています。受益者負担金は下水道を接続していない場合や土地のみで建物がない場合も賦課されるために、なかなかこの制度を理解していただけない例が多いようです。受益者負担金の納付、誓約書の提出など時効中断の措置を講じてください。公平性を守ることから、催告書を送付するとともに滞納整理に力を入れ減額に努力をお願いします。

以上ですが、こういうものでございます。

滞納整理につきましては、平成22年度から建設水道課に滞納整理係が新たに配属をされ、受益者負担金を含む上下水道使用料金などの未収金の回収を担当しております。23年度は人事異動で滞納整理係がかわりましたが、担当者は精力的に滞納整理業務を行ってまいりました。また、25年度は受益者負担金調査係長がこの業務を行っております。

以上が、前任者からの受益者負担金の未収金に関する引き継ぎ内容と、それに対する業務対応でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 1点お伺いしたいと思います。

公共下水道受益者負担金問題の特別委員会のところの発表した資料の中で、調定済額という流動資産が貸借対照表から突然消えたり、未収金が単純処理することができない企業における財務帳票の知識の周到化などがこれらの課題として考えられます。こういった研修の場をぜひ確保していただきたい、それも一過性で短期的でない研修が必要であるというこの報告書になっているわけですが、こういう要望に対しての進捗状況をお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 特別委員会の報告書にそういうふうに記載してございます。それにつきましては、昨年の9月の23年度決算議会の決算特別委員会におきましてさまざまな議論がされ、いろいろなお質問をいただきました。その中で、下水道事業特別会計の23年度決算については附帯決議とするという条件がつけました。

その理由につきましては、特別委員会また常任委員会等で決算について説明している中で、以前の決算書の数字がいわゆる誤りがあったということで、正しい数字はこうなりますというような説明をしたわけでありまして、なぜ誤ってしまったのかというご質問に対して我々のほうでやはり人為的ミスではないかというような話をし、そして附帯決議の内容についてはその誤差のある決算額、主に下水道受益者負担金の滞納繰越額でございますが、こちらについて精査をし調査をし、正しい決算数値を出しなさいということが記載されております。

これをもちまして私ども調査に入りまして、3月にその調査結果が出ております。それで、当時いわゆる財務会計、これは予算書、決算書に反映されるシステムでございますが、財務会計と受益者負担金システムこの2つのシステムの数字が一致していなかったというようなことが理由で、このような決算数値の誤りが出ておりました。その両方のシステムの数値をなぜ合わないか調べて、その数値が3月に合致したということで、これにつきましては本定例会の常任委員会、また全員協議会でこれを含めて今までやってきた調査、1つには決算誤差、2つ目には正しい不納欠損額、3つ目につきましては時効のものも徴収した負担金の金額、この3つについて調査結果が出ておりますので、先ほど言いましたように常任委員会、産業経済委員会でございますが、それと全員協議会で資料をもって説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありますか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） それでは、先ほど申し上げました2番目の質問に入りたいと思いたす
がよろしいですか。

2番目の質問ですが、指定管理者の選定についてということの題目で質問したいと思います。

皆さんご存じのとおり庄屋まるはちは、指定管理者になっているわけですが、庄屋まるはちは今春から指定管理者がかわったと報告がありました。その後、ゴールデンウィークから今日まで全く動きがありません。

庄屋まるはちは、古民家再生事業の計画の中で奥の半分の部分ですが、そこは国交省のルネサンス事業、それから東側は総務省の交流施設の事業として建築工事がなされたものと思います。交流施設のほうは、外国人の誘客に利用することでそば打ち体験ができるようにつくられていると思います。このことを前提に次のことを伺います。

指定管理者の決定について、そのときに何社から申し込みがあったのか。それから決められたときに何年の契約をされたのか、それからその中身のことで、再開はいつからの契約となっているのか。

それから2番目です。先ほど申し上げました交流施設、東側の土間の部分をいうわけですが、それを地元に分離して開放する考えがあるのかどうか。たまたま地元には彫刻をする人や手芸をする人がいるので、地元として協力できるのではないのかどうか伺います。

それから3番目ですが、本体の母屋の寄贈を受けたときに土蔵も一緒に寄附を受けているわけですが、その土蔵の改修工事についてどういう計画があるかということです。改築工事はどうなっているのかということと、それから中に残されている古文書と言われるものが残っているわけですが、その管理はどのようにされているのか。

以上、伺いたいと思います。お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 北澤議員から2つ目のご質問であります。指定管理者の選定について3項目にわたってお尋ねをいただいております。順次お答えをしております。

昨年9月24日から10月31日まで平成25年4月1日から5年間の指定管理者を公募いたしました。公募期間中に開催した現地説明会には3社が参加されましたが、実際に応募されたのは株式会社G・C1社でありました。公募期間終了後、白馬村公の施設にかかわる指定管理者審査委員会規定に基づく審査委員会が2回開催をされ、委員全員の合議によって株式会社G・Cを候補者として選定いただきました。

その後、審査委員会の審査結果を踏まえ、平成24年12月議会に白馬村歴史的民家庄屋まるはちの指定管理者の指定についての議案を上程し、12月27日に議会の可決を経て指定管理者として株式会社G・Cを指定したという経過であります。

平成25年4月1日には、白馬村と株式会社G・Cの両方で庄屋まるはちの管理運営に関する基本協定を締結いたしました。その基本協定では、指定期間を平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としております。

次に、再開はいつからの契約になっているのかというご質問ですが、協定書では具体的な営業開始時期までは定めていませんが、2回にわたって開催した審査委員会において営業を開始する時期について審議された経過がございます。具体的に申し上げますと、11月20日に開催した第1回目の審査会における株式会社G・Cの説明では、平成25年度中は営業計画の策定に充てるため営業開始は平成26年度中になるとの説明でございました。そのため4月1日とは言わないまでも平成25年早期の営業開始を求め、審査を次会に持ち越しをしたところであります。

しかしながら、12月15日に開催した第2回目の審査会においても、営業開始までは調査や計画、開発等に少なくとも1年を要するという説明であり、開始時期に関する明言はございませんでした。そのため審査委員会では、平成25年早期の営業開始を改めて求めた上で、株式会社G・Cの長期的な経営視点と雇用の創出や加工所などの工場誘致、さらには地元との協働といった広がり期待をし、委員会の合議によって株式会社G・Cを候補者に選定したと報告を受けております。平成25年度に入ってから何回か指定管理者との打ち合わせの場を設けており、その都度具体的な利用方法を含めた計画、営業開始までのスケジュールを早期に明示するよう求め

てきております。やはりいつ営業を開始するとの答えはありませんけれども、庄屋まるはちを含むあのエリアをトータルで観光スポットとして魅力あるものにするといったイメージを描きながら、食やサービス、周辺環境などといった具体的な部分のデザインにも取りかかっているとのことでしたので、その動きに期待しつつ早期に営業が開始されるよう引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

次に、交流施設の開放に関するご質問ですが、今回の指定管理の対象施設は募集要項の段階から庄屋まるはちの施設の全てとしていますので、その管理運営を分離するようなことはできないと理解をしております。ただ、施設の管理運営に当たっては地元の支援や協力、利用を欠くことはできませんし、指定管理者もそのことを十分に認識していただいておりますので、地元の利用意向があるようであれば村として指定管理者に申し入れ、交流施設として整備した目的が果たされるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、土蔵の改修工事に関するご質問ですが、あらかじめ申し上げておきますと、今回の指定管理の対象施設は庄屋まるはちのみで、その西隣にある土蔵は対象施設とはしておりません。この土蔵は平成19年10月に庄屋まるはちとともに寄附されたものでございます。その後、庄屋まるはちは利活用に向けて観光ルネサンス事業を初めとする各種補助事業を導入しながら整備を進めてきましたが、一方の土蔵は寄附された状態のまま保存している状況でございます。

土蔵内に保管をされている古文書等につきましては、その一部を白馬村文化財保護委員に目を通していただいた経過もありますが、全てを完了するには至っておりません。将来的には保管されている全てを調査した上で、その価値や貴重性を見きわめながら保存や活用について検討を進めてまいりたいと考えております。あわせまして現段階では土蔵の改修計画はございませんが、地元推進委員会を通じて地元の方々の意向もお伺いする中で、改修計画についても検討をしてみたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

庄屋まるはちの指定管理者の選定についての答弁は、以上で終わりとさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） それでは、最初に伺いますが、このG・Cさんと指定管理者を結ぶ前に観光局が実は指定管理者になってずっと進めてきたわけです。ということは、白馬村の結びつきのある観光局がこの指定管理者になったということで、私ども地元としては非常に期待もしていましたし、それに対する協力も地元の推進委員会を中心にしてやってきたわけですが、突如としてという言い方をすると語弊があると思うんですけども、どういう理由でこの契約は解除されたのか、なぜあと継続しなかったのか、差し支えない範囲でお伺いできればと思いますのでよろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 観光局から指定管理者の指定を解いた理由は、当時は観光局があの庄屋まる

はちの施設を交流施設として地域の活性化につなげたいと、こういう観光局の思いであの改修がなされたわけであります。その改修をしている最中もそうでありますが、あの場所を交流施設として地域の皆さんに利用していただけないかと、またあのまるはちの施設を地域の活性化につなげていきたいからぜひ保存、改修をしてほしいということも地元の要望でございました。

そうした要望を尊重しながら、最後の詰めとして地域の皆様方にその運営をお願いできるかというお尋ねをしたところ、地元の皆様方も再三にわたる会議を重ねられたようでありますけれども、通年通してあの管理をしていくことは非常に困難だということから、結果として観光局が指定管理者として指定を受け、そして王滝さんが入って営業をしたとこういう経過でございます。

そうした経過を経る中で、やはり指定管理者としての位置づけは金銭的ないろいろ動きもある中で、村へ寄附をするということで今は持ち物は村のものになっております。そうしたことから、指定管理者の選定については今回は村が主体となって指定管理者の募集をしたということでございます。大勢の業者の皆さんに参加をしていただきましたかったわけでありますけれども、結果として3社が現場説明にお見えになりましたけれども、最終的に応募をしたのは1社だけだったというようなことでもございました。大変あそこでの3年にわたる経営が大変厳しいということで、3年目には何とかそれを改善をしたいということで、ある業者とコラボレーションをしながら運営に努めていただいたわけでありますけれども、それも採算に合わないというようなことから新たな公募にはもう参加をしないというような状況になり、結果として1社になってしまったというようなことで、一日も早い再開を期待してはおりますけれども、株式会社G・Cさんもやはりあそこにしっかり腰を落ちつけながら、あそこを交流施設、食の提供にあわせて、村の持つておられる土地に製品工場等も建てながら、将来にわたって貢献できる庄屋まるはちの施設として構築をしていきたいという強い要望もございまして、あわせて応募者が1人というようなことでG・Cに指定管理者としての決定を見たとき、こういうのが実情でございます。

したがって、なかなかいつからという私どもが主体性を持って言えない事情もございましてけれども、地域の皆さん方が協力をいただけると、実はそば打ち、そばの提供なんかをしてもらえないかというような話もした経過もございまして、G・Cさんもそういう形で地元の方が協力いただけるならそれも一つの方法として考えたいと、こういう考えも持つておられますので、議員もお考えの中にはそうしたことも入っているものと私は推察もいたしますので、ぜひまた地元の皆様方のご協力をいただきながら、一日も早いあの交流施設の開設ができるようにまたご協力をいただければとこのように思っております。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 細かい分野といいますか、そういうようなことで再質問させていただくんですが、私はたまたま自宅がすぐ前だということもありまして、ふだん日ごろのところとい

いますか、観光局が指定管理者になっていたときに、役場が当然かんでおりますので近所は黙っているわけにいかないということもありまして、例えば冬の除雪するときに、あそこの入り口が広いために雪を山にして置いていくということにつきまして、私ども近所の人たちがみんな出て朝早く片づけてあげたり、それから夏は草刈りをしてあげたりとかということをやってきたわけですが、今度たまたまG・Cさんのところと私どもは余り面識がないわけでありましてけれども、こういうことは観光局がやっていたから私ども地元が協力したということもあるんですけども、今後どう扱っていったらいいのか地元もちょうちよしているわけです。そここのところの私どもの手の出し方というか、本来こういうことになれば出す必要もないことを手を出してきたわけでありまして。一応そこの方向的なことだけお聞かせいただければありがたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 北澤議員から大変前向きなご提言をいただきました。大変ありがたいことだと思っております。今度は観光課が主体となってその橋渡しをしてまいりますので、ぜひうまくこの交流施設が地域にも、そして観光施設としても機能するようにご協力をいただければと思います。

冬の除雪については、あそこ全部を除雪をしますと相当の雪が出てまいります。どうしても前の河川へ入れるというようなことは下のほうへも影響が出るのが予想されますから、そうしたことにも配慮をしながら、実は昨年まで高橋賢一議員が積極的にその除雪にはご協力をいただいて感謝をしているところでありますが、今後そうしたことも含めて地元の皆さん方と協議をさせていただきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願ひをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） この指定管理者の件につきまして最後の再質問であります。私どもは歴史的な古民家再生ということで、この建物を当然そういうような扱いで進めてきたわけですが、この考え方の中に実は庄屋まるはちのものを示す歴史的な示すものが何もありません。それでは普通のレストランと一個も変わらないじゃないかと思ひもあるわけですが、そこにまるはちさんが示すような、例えば土蔵の中にある古文書をいろいろ、どこまであるかはちょっとわかりませんが、そういう歴史的なものを示す展示物は何もないわけです。そういうものを示しながら歴史をたどるといふか、そういうようなことの計画というのはG・Cさんのほうにはあるんでしょうか。もしあればお聞かせいただければと思いますけれども。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今北澤議員ご指摘のことについては、G・Cさんは具体的に考えているというふうなことは推察できません。

それと、過去にあの土蔵の中にある古文書どういうものがあるか、私も1回入ったことはあり

ますけれども、希少価値といいますか、専門家にやはり見ていただかないとわからないところもございまして、これは地元の皆さんにお聞きをしたところでもありますけれども、大したものはないぞというようなお話もお聞きをしております。しかし書類としてあることは事実でありますので、できるだけ早い時期にその状況を専門家に見ていただくというような必要はあろうかと思っております。そうした中で、本当に庄屋まるはちとして大変重要な文化的遺産としての成り立ち等を記した文書が出てくれば大いにまた利用させていただければと、こんなふうにも思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありますか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 私ども新田地域といいますか岩岳地域としましては、あそこがちょうどシンボルの場所になるわけですので、何とぞ私どもも協力申し上げますので、大切によりしくお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして、3番目の質問に移ります。

3番目ですが、移住定住対策についてということで質問申し上げます。

ここに今当村の人口はと書いてあるところではありますが、日にちによって統計等いろいろ数字が違ってきますので、商工会のほうに未来会議のところに出たところの数字を申し上げますが、ことしの25年4月1日現在で9,094人が白馬村の人口だということでは言われております。これには日本人が8,875人で外国人が219人、そのトータルが9,094人と書いてありませんが、そういう報告をいただきました。

それで、この予定でずっと進みますと2020年には8,771名、それから将来のことを考えますと2048年には6,730人、それから2060年になりますと5,889人とか6,000人を割るような数字を、役場の方から商工会に連絡があったとかということで入手したんですが、そんなような数字の中で今後もさらに減少傾向が続いていくことが予想されます。このまま減少が続くと、村民の活力やコミュニティの存続、地域経済や村の財政基盤等さまざまな面で影響が懸念されてまいります。そこで、将来の人口の増加に向けた何らかの対策が必要になると思います。

次の点について村長の所見を伺いたいと思います。

定住者や促進対策のビジョンについて、2番目にIターンやUターン者の受け入れの対策について、それから3番目に、白馬の暮らしの雰囲気や魅力を実感、体験してもらうための市民農園を整備して活用する対策について、以上伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 北澤議員3つ目のご質問であります移住定住対策についてお答えをさせていただきます。移住定住対策についてのご質問3項目にわたっておりますが、順次お答えをさせていただきますと思います。

直近の白馬村の人口は9,071人で、ピーク時の平成12年から比較をいたしますと500人以上落ち込んできております。そして、このことは近い将来村の活力の低下とさまざまな分野で影響を及ぼすことはまさに議員ご指摘のとおりでございます。昨年都市住民の方から10件ほど移住等の相談がございました。総務課が窓口となり、住居や生活に関することなどできる限りの情報提供はさせていただきましたが、最終的にネックになるのはやはり雇用の場でございます。特に小さなお子さんをお持ちの働き手の世代にとっては、年間を通じて安定して働ける場所が確保されることが移住の第一条件であります。そして、このことは決して都会からの移住者ばかりではなく、白馬村で生まれ育った子どもたちが卒業後に地元に戻ってこられない大きな要因ともなっております。

一方で、企業誘致につきましては、積雪寒冷地や高速道路から遠距離といった地理的条件からなかなか一筋縄には進まない状況もございます。そういった面を踏まえると、やはり白馬村としてできる雇用創出への近道は観光産業の再興を図り、個々の宿泊施設や店舗、索道事業者等がかつてのような元気を取り戻し、そして雇用の受け皿となっただけのような環境をつくり出していくことが重要であると考えております。

3月議会の一般質問でも同様のお答えをさせていただきましたけれども、とにかく定住促進という都市住民の移住を進めること、そしてそれらのニーズを満たすための施策を進めることと思われがちですが、逆にこの村に住んでいる私たちが生活しやすい環境、子育てしやすい環境を整えていくための施策を推進していくことも大変重要であるというふうに考えております。

こういった観点から、本年度から医療費の無料化の対象を18歳まで拡充いたしました。そのための予算も計上させていただいたところでございます。また、市民農園の整備につきましては、現在も遊休地を活用した村民向けの農地貸し付け事業も行っておりますので、都市住民向けの体験型農園の整備が可能かどうか今後検討してまいりたいと思っております。

正直申し上げまして即効性のある雇用確保、人口増加策というようなものはなかなか難しいものがございますので、今後観光産業等による環境整備につきまして研究をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

18歳までの医療費の拡大、拡充についても申し上げましたけれども、なかなか大きな予算をつけられないところから、まだこれ以外にも本当にここに住みやすい環境づくりのためにいろいろな予算計上もし、取り組みも進めているところでございます。また、議員におかれましても村の実情等もご理解をいただき、その取り組みについてもあわせてご理解をいただければと、このように思っているところであります。

移住定住対策については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 今村長の答弁をお聞きしまして、そのところについては理解をして

いただけるかなという思いをしているわけですが、白馬村としては人口が減ってしまっただけからではもう遅いと思うんですよ。

それと、今村長おっしゃったように職場がないというところの問題も一番ネックであるかなと思うわけですが、住宅と仕事があるかという問題、仕事は特に白馬村だけではなくてもっと広い1時間圏内でも要は足りるのではないのかなというところの思いもしているわけですが、その中で定住政策には地域の多くの団体や企業が協力して連携していく必要が特にあると思います。

それと、もう1点の移住政策には、役場には積極的な姿勢の窓口があるかどうか、それが一番問題であると思います。それから、またそれに連携した民間組織があるかどうか重要としますけれども、その点についてお聞かせいただければと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 移住定住対策に対して積極的に取り組む姿勢の必要性をおっしゃられました。窓口として総務課が対応をいたしておりますけれども、まだ十分な状況だというふうには私自身も思っておりません。

ただ、本当に雇用について即効性のある企業誘致については、私も村長就任以来数十社歩きました。そういう中で帰ってくる言葉は、高速道路がそばにない、インターから白馬村まで1時間以上もかかるというような状況のところへ企業進出をしていくことは、企業にとってはデメリットはあってもメリットはないと、加えて雪そのものが通常の一般的な企業にとっては利することにはならないという厳しいお言葉もいただきました。この企業誘致の難しさは、お隣の大町市、そして松川村でもなかなか思うように進んでいない状況をごらんになればおわかりになるものと、このように思っております。

そうしたことから、時間はかかっても少なくとも企業誘致をする最低条件を充実するためには、今懸案となっております松本糸魚川連絡道路の早期着工、実現、これが大きな牽引役をしてくれるものと、こんな期待もしているところでございます。当然そういったことで今後も臨んでいくつもりでありますけれども、あわせてここに住む住民が本当に白馬に住んでよかった、これからも住み続けたいという考えを持つ中には、当然安心して子どもが産め、安心して子育てができる、そういった環境づくりも私は大変大事なことだと、このように思っております。

就任以来7年が経過しているわけでありましてけれども、予算の関係で一気に大きなことはできませんけれども、逐次そうした環境づくりに取り組み、そしてまた成果も上げてきたつもりであります。これからもやはりさらに人口減少に歯どめをかけるためには、こうしたことには特に気をつけていかなければいけないと、このように考えております。

議員ご指摘のように、この結果を見るにはもう数年の時の経過が必要となってまいりますので、その厳しい事態を直前に控えてのことではなくて、今からでももう遅いくらいのことです。今後に向けてはそういった姿勢を貫いていきたいと、こんなふうに思っているところであ

ります。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員の質問時間は答弁を含めてあと10分少々でございます。質問はありますか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） それでは、私最後の再質問になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私ちょっとこの資料で見ますと、移住したい都道府県ということで、この前県知事さんのお話にもあったとおりであります。第1位が長野県で、それから2番目が千葉県、3番目が静岡県とこの順番になっているということはこの資料にあるわけですが、この中でちょっと気になっているのは、長野経済研究所のところで団塊の世代夫婦2人所帯が永住した場合に、1所帯当たりの経済波及効果というのは1億3,000万円もあるというこの長野経済研究所の発表です。それから、定住人口1人の年間消費額というのは、国内宿泊旅行者24人分に相当するということです。それから、国内の日帰り旅行者の79人分の旅行消費額に相当するということです。これも力かけるほど私どもは考える中で、白馬村にそれほど効果が見えるものだという観点の中からこういう提案をさせていただいているわけです。その中で、この長野県の移住交流センターのこの資料の中で大北地域ビジョンというのがありまして、この中に先ほど村長が申しあげましたとおり白馬村では中学生までの医療費の無料化、それから交通災害共済の公費負担、この2点が入っています。これは大北ビジョンの中の白馬村の示している理由といたしまして、こういうことを私ども白馬村でやっているんですよということの2点が、たまたま出ているわけです。皆さんご存じのとおり、隣の小谷村としてはもうちょっと私どもと観点が違うのかどうか分かりませんが、補助金をポイント制にして最高200万円まで出すとかという制度を取り入れまして、非常に移住定住ということについて力をかけているわけです。

今現在白馬村としてはこの2点に絞っているというか、これしかしようがないのかなという思いはしているわけですが、もうちょっと積極的でもいいのではないのかなという思いを持って提言しているわけです。その中においてこういうことを前提にしまして、私どもは移住を目指すということはもちろん大事でこういう提案をさせていただいているわけですが、移住だけではなくて流出しない人口のほうがもっともっと大切ではないのかなというところ、それが定住政策に結びついていくのかなという思いもしていますので、最後になりますが、その感覚だけお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 長野経済研究所の細かい今議員持っておられる資料を私まだ目を通しておりませんが、移住定住促進に対しては長野県の信州創造プラン、新しい5カ年計画の中にも重要施策の一つとして掲げてございます。当然私どもの村も連携をしながら、定住促進に向けた

取り組みはしていかなければいけない状況であろうかと、こんなふうに思っております。

私、ひとつこの白馬村民の皆さん方のここで生まれ育った方々、そして移り住んで来られた方々、経験をされてきている生活文化それぞれ違う中で気持ちを一つにしながらかつて協働の村づくりをしていくことが大事だということは、先ほどもお話ししたとおりでありますけれども、大勢の皆さんに移り住んでいただくための施策の展開も常に財源が伴ってまいります。ひとつ中信交通災害共済で見ても、今1人300円で死亡時、ちょっと数字はど忘れしましたがけれども200万円ほどの補償を受けられる、率からすれば大変高率の共済であります。

しかしながら、今私この中信地区の交通災害共済の組合の会長を仰せつかっておりますけれども、その加入状況を見ますと白馬村が最低であります。ほかのところは地区が90%、80%入っているというところが大半でありますけれども、白馬村の場合には半分にも満たないというようなことで、今後も啓蒙啓発をしていかなければと思っておりますけれども、いろいろ子育てのための環境整備等もまた非常に大きな要素だとこのように思っておりますし、そうしたことが整えば、やはり住宅施策等も考慮していかなければいけないと思っておりますし、市民農園等についてはやはりその前段階の整備をまた村でやらなければいけないというような財源の問題も大きく立ちだかるわけですので、適宜適切な時代に応じた可能な身の丈に合ったやはり取り組みをしていく必要があるかと、こんなふうに思っております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。

第11番（北澤禎二郎君） 最後になります。質問ではなくて、特に最後に申し上げました移住者や定住者の対策につきましては、特にアグレッシブに取り組んでいただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（横田孝穂君） それでは、質問がありませんので、第11番北澤禎二郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時03分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸でございます。よろしく申し上げます。

この4月から議員になりましたので、初めての一般質問でございますのでなかなか議論がかみ合わないところがあるかと思いますが、その辺はご容赦を願いたいというふうに思います。

通告のとおり質問をしてまいりたいというふうに思います。

質問事項は2点ございまして、1つは、下水道受益者負担金処理問題等の再発防止についてお

伺いをしたいというふうに思っています。2つ目は、25年度の一般会計の予算について村政の方針について伺いをしていきたいというふうに思います。

まず、1番目の質問でございますが、平成25年度一般会計予算編成の基本事項について、予算の概要について。

下水道受益者負担金処理問題等で行政の信頼を失いました。信頼の回復と問題解決に向けて職員の人材育成や組織体制などあらゆる方面から取り組む計画でありますというようなことがうたわれていますが、具体的にはどのように取り組んでいくのか、また、その予算についてはどうなっているのかをお伺いしたいというふうに思います。

既に下水道受益者負担金問題調査特別委員会そちらのほうで既に、俗に言うところの第三者委員会でその問題については議論、調査をしているところでございますので、私としましては今後の再発が市内の中で今後起きないようにするためにはどうしていくのか、その対策をお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 津滝議員から下水道受益者負担金問題等の再発防止のための市内体制と対策についてのご質問でございますが、平成25年3月議会定例会におきまして白馬村課設置条例をご審議いただき、出席議員全員の賛成を得て可決をされております。この条例改正により、下水道業務は上下水道課として独立をし、さらに受益者負担金調査担当課長を増員をしたところでございます。また、住民監査請求の監査勧告を受けて公共下水道受益者負担金賠償判定審査委員会を立ち上げ、4月から総務課を事務局として事務を進めているところであり、なるべく早い時期に議会を初め村民の皆様にご報告をしまいたいと考えております。

職員の人材育成についてのご質問であります。それぞれの役職に応じた研修や全体研修などは計画的に実施をしておりますし、全職員対象の研修では昨年度のコンプライアンス研修や窓口接客とクレーム対応、またこの24日には公務員倫理と使命をテーマにした全体研修を計画をしております。多くの研修は長野県職員研修センター企画のもので費用はかかりませんが、年に一度は外部講師を招いて研修を行うために本年度は総務費に31万5,000円の予算を計上してありますが、専門的実務の研修などよいものがありましたら補正予算を計上しても積極的に研修を受けさせたいと、このように考えているところであります。

今雑駁に申し上げましたけれども、この問題発生の原因等もう一度検証をしながら、その取り組みを進めると同時に村民の皆様にも一度は経過の報告をしてありますけれども、現在監査委員から出された勧告については判定審査会のほうで審議をさせていただいておりますので、今その結果が出ない中で行政サイドが一方的に情報を提供するわけにはまいりませんので、その結果が出た折には村民の皆様にも同じ文面をもってお伝えをしながら、加えて村民の今までの小さいながらも縦割り行政の弊害を改め、相互に横串の連携を深めながら、お互いに問題を共有し合っ

この事故の再発防止に向けてのあらゆる手段をとらせていただきたいと、このように思っております。

予算については三十数万円を補正で計上しただけでありますけれども、また法務行政の面から、あるいはさらに外部の講師が必要となったときには、また議会の皆さんのご理解をいただきながら、本当に再発防止に向けての真剣な取り組みをきちんと村民にお示しをし、失われた信頼回復に向けて取り組みを進めてまいりたいとこのように思っておりますので、議会の皆さん方にも折に触れ、そうした職員の姿勢、態度についてまた適宜適切なお指導、ご叱責をいただければと、このように思うところでございます。

下水道受益者負担金問題等の再発防止の体制と対策については、以上とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今村長のほうから答弁がありました。非常にこれから頑張ってもらいたいんだと、そういうところを理解していただきたいというふうに承りました。

事案が発覚してから既に1年が経過していますし、25年度の予算の編成からはもう既に4カ月が過ぎています。やはりこういったことに関してはスピード感を持ってやはり対処すべきだというふうに思います。先ほど縦割りの行政の部分を横串で何とか情報を共有しながらやっていきたいというようなご答弁もございましたが、課題検討課長会議そういったようなことも本会議の中でも冒頭の挨拶の中にごございました。

ただ、先ほど31万円というような研修費というふうな形なんですけれども、我々民間感覚からすると、確かに専門性を持って研修に当たるということでそれなりのいわゆる経費というか、お金はかかってくるのかなというふうに思います。特に専門性の高い業務ということでございますので、その辺のところはしっかりと今後のこともあるかと思うんですが、補正で研修費を盛って、やはり村民の信頼に応えられるというような体制をつくっていくべきではないかというふうに考えるところですが、いかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 津滝議員のおっしゃられるとおりとえば語弊はありますけれども、議会の皆さん方にそうしたご理解をいただけるということになれば大変ありがたいことだと、このように思っております。何につけ、とにかくこうした間違いは犯さないんだという強い姿勢で取り組みを進めていきたいと思っております。

そしてまた、事務処理に対するスピード感についてご指摘をいただきました。また、委員会等で今まで調査した資料等をお見せすることができようかと思いますけれども、1件当たり調査をしていきますと数千件の調査対象となってまいります。それを大勢で調査をするということとは不可能で、どうしても限られた人間で対応していかなければいけないというようなことで、全勢力を上げてやっておりますけれども、非常に時間がかかってしまうその状況もぜひご理解をいただ

きたいと、こんなふうに思っております。

課題検討課長会議のお話もいただきましたけれども、こうした問題が起きたからということではなくて、やはり透明性を高めるとともに庁内での問題をともに共有をする、そしてその問題について問題があれば是正をするための意見をお互いが出し合える、そんなことを目的とした課題検討課長会議を開催をし、私は就任当初よりもそうした実効は間違いなく上がっているところのように思っておりますが、まだまだ十分でないところはさらに進めながら、さらにはまたその下の補佐、係長クラスのやはりその立場での意見等も聞けるような場もつくっていくことも必要だと、こんなふうに考えているところであります。

総論としては、この下水道問題にかかわらず、全てが村民から信頼される行政運営ができるように、職員教育をしながら取り組みを進めていきたいと、こんなふうに思っていますのでよろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 人を育てていくということに関しては、非常に大変難しい問題かというふうに私も感じております。行政の信頼がある意味失墜してしまったということに関して、これを回復していくということに関しては、もちろん村民もそこをしっかりと注視していかなければいけないということもございますけれども、また我々議会もチェックをしていくということはもちろんあるわけですが、やはりその当事者である職員一同がしっかりとそういうことを捉えて業務に当たっていただきたいなというふうに思います。

長い時間と労力がかかっていますので、この段階でこの一つの事業がこれが解決したから、ことしの8月に調査報告が出たから、それでとりあえず終わりですよということではなくて、やはりそこところは未来思考でしっかりと職員の資質を上げていただくと同時に、こういったことが起こらないようにしっかりと防止対策を考えていただくように考えています。その辺について再度お考えを求めます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今津滝議員からご指摘いただきました。まさにそのとおりだと思っております。

実は、あしたまた職員の資質の問題の質問がありますので、そちらのほうとかぶる部分がありますけれども、今回の下水道の受益者負担金の問題、私どもの管理監督を預かる者の不手際といえますか、行き届かなかった部分で大きな社会的な問題になってしまったことに対しましては改めておわびを申し上げたいと思います。

先ほど来の話にありますように、今回の事象につきましては、さきに監査委員から出されました勧告書23ページにわたる長きの内容であります。これ一々は説明しませんが、この内容の中で職員の怠る事実、要は仕事をしていなかった表現は悪いんですけれども、そういったも

のもあるものの、事業の導入、事業の仕方それがどうだったのかというところまで問うような内容の勧告であります。

今後住民の皆さんに大きな負担を求めるような事業を導入するに当たっては、内部でしっかりと意見調整をしながら進めていく必要があるだろうなという思いをさせられるような勧告であります。もちろん日々の職員の業務の内容についての問題もあったという事実はありますけれども、一方ではそういった事実もあるということをご理解をいただきたいと思えます。

私からは以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） それでは、庁内体制の対策については今の質問で終わりにしたいというふうに思います。

続きまして、25年度の一般会計予算の村の方針について。

私は、この4月から議員になったものですから、3月のいわゆる予算の議会のほうには出ておりませんでした。全体の枠組みとしか非常にわかっていない部分もございまして。そんな中でまた説明をいただきたいというふうに思います。

太田村長に関しましては、本年度2期目の最終年度ということで非常に公約等々のまとめをしていく重要な年度になるのかなというふうに思っております。そういう中での予算編成ですが、2項目についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

予算の概要には、重点項目として地域資源の活用や掘り起こしというふうなことがありまして、具体的には特産品の開発や小水力発電、EV車の普及、EV車の普及というのはステーションをつくるというそういう意味ですか、奈良井の公園化、スノーハープの整備等の各事業がその事業かというふうに思われます。それ以外にも、白馬村には掘り起こすべき豊かな地域資源が私はあるのかなというふうに思われます。

なぜ本年度申し上げたようなところが重点事業ということなのか、また、それに何で着手したのかというようなところをお伺いしたいというふうに思います。事業化の優先順位やその客観的選択基準、さらには費用対効果が適切かどうか。それから、その事業を行うことによって今の白馬村非常に閉塞感が漂っておりますけれども、活力は大きくなっていくのかどうか。

また、予算の概要として、全体のテーマの中に目指すべき新しい白馬村ということが書かれております。非常に文言は理解できるところでもあるのですが、その中身について、村でそれを実現していくためにはどのようなお考えを持って、また行動をとろうとしているのか。

非常に第4次総合計画後期の分に関しても総花的ないろいろな計画がございまして。また、各課ごとにもいろいろなそういった計画があつていろいろなものに対応できるような形にはなっているんですけれども、非常に目指すべき新しいという部分のところについてお伺いをしていきたいというふうに思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 津滝議員の2つ目のご質問であります。25年度の一般会計予算について2項目にわたってのお尋ねでございます。順を追って答弁をさせていただきますけれども、足りないところについてはまた再質問でご質問をいただければと思います。

まず、1つ目の事業着手、優先順位、客観的な選択基準、費用対効果についてのご質問であります。村の予算編成は第4次の総合計画を基本に3カ年ごとの実施計画を策定をしております。この実施計画は地域役員懇談会や事務事業評価の答申などをもとに毎年見直しを行い、予算編成に反映をさせております。事業の着手や優先順位、費用対効果は、その事業の緊急性や国庫補助などの財源措置を総合的に判断をしております。平成25年度事業に盛り込んだ事業は、辺地債などの有利な起債を利用できる事業や、国策ともいえるクリーンエネルギーに対する事業に協調している事業に重点を置いております。

その中で奈良井地区の有効利用整備事業についてご説明をいたしますと、ご承知のとおり昭和50年代に県営補助整備事業で基盤整備をしたものの、地耐力が著しく不足をし耕作に適さない地籍であり、その後補完工事を行ったものの状況は好転せず、毎年その補完工事を続けているという状況でございます。年々耕作放棄が進む中、村議会でも公園整備の方針が決定されていたのでありますけれども、農業地域振興計画からの区域除外が壁となり、整備計画が頓挫しかかっていたのであります。平成20年度からは再度県との協議、地権者や地元の意向などを確認していく中で、ようやく平成24年度から整備事業に着手したものでございます。

国では、地域の持久力と創富を高める地域主権型社会の構築を目指す緑の分権改革が示され、奈良井地区の事業が国土保全対策事業に当たるとして用地買収や整備工事に地域活性化債が活用できることとなりました。従前であれば村単独の整備事業は交付税措置のない一般単独債であったものが、元利償還金に交付税措置のある有利なものを利用できることとなったのであります。奈良井の整備に関しては内容をこれから詰めていく部分もあり、地域の活性化に資することができる施設整備としていきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、まだまだ掘り起こすべき地域資源は多数あると思いますが、全てを網羅することは財政的にも困難でありますので、前述のとおり計画を立てて判断をしていることをご理解いただきたいと思います。

また、事業を行うことにより村の活力は大きくなるかのご質問であります。一気に活力が大きくなるといった性質の事業ではありませんが、長い目で見ていただき、また地域の皆さんと協働して活用をしていくことで必ず大きな活力につながるものと考えているところであります。

2つ目の目指すべき新しい白馬村とはどのような村かというご質問であります。平成18年4月に策定をいたしました白馬村第4次総合計画最終年度、27年度の目標であります。この計画では村民と行政が一体となり、豊かな自然環境と美しい景観を健康な暮らしと観光資源として

生かし、住んでよかった、これからも住み続けたいと思うような村を目指すものであります。その実現に向けては6つの基本構想のテーマごとに施策でうたい、順次その事業を進めてきているところでありますので、ぜひ策定をご理解をいただき、事業の進展等もご理解いただければこのように思うところであります。

答弁は以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） まず、1項目めのほうの重点施策というか、事業についてのほうの再質問ということになりますが、地区役員懇談会そういうものからの要望や、それから事務事業評価委員会からの答申を受けて庁内で精査をし事業化をしていくと、なおかつその事業をしていくときの財源の確保ということで優位な起債等々のことを鑑みながら事業着手をしていくということだと理解しました。

特に事務事業評価委員会で、いわゆるAとかBとかCとかEとかというようなランキングづけがされているのかなというふうに思います。前政権のもとでもこれと似たような評価があって、事業仕分けというような形がありました。県の中でも同じようなことをやったかなと思います。本当にこれそのものが非常に、私はちょっと懐疑的に見ているんですけども、こういう評価をすることは決して悪いことではないのですが、その事業を着手していくときの材料となっていくのかどうなのか、例えばもう既に県のもものはなくなってしまうと、国のほうもそういったようなことはもう取りやめているというようなことです。確かに客観的に見ていかなければいけないということは当然大事だというふうに思いますが、やはりそこに住んでいる人たち、地域の人たちがやっていただきたい、これはとても必要だよというところの観点が一番私は大事かなというふうに思います。

特に、地区役員懇談会で村長以下役場の職員がそれぞれの地区を回って、地域住民からいろいろな話を聞いてくるわけですけども、それ以前に区長会議等々で文書でこの場所をこんなふうに、またこの地域ではこんなことを考えていきたいというようなことも要望として上がっているのですが、なかなかそれに対しての返答が具体的にいいとか悪いとか、やるとかやらないとかというようなことが示されていないというようなこともお聞きしたりなんかします。ぜひその辺のところについて、もう少し詳しいご説明をいただければというふうに思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

津滝議員のご指摘、まさに的を射た質問だというふうに理解をしております。1つ事を進めるに当たって地区懇談会、あるいは区長会議等で提案をされたものを尊重しながらその客観性、緊急性等をベースにしながら行政のほうで判断をして、効率的な財政運営を念頭に置きながら費用負担の少ない方法で検討をして取り組みをしていることは事実であります。

なかなか白馬村の一般財源の適正規模、ここ数年の平均を見ますと40億円から45億円くらいが適正規模かなと、こんなふうに思っているところでもあります。その中で占める本当の一般財源の割合は十四、五億円でしょうか。そうしたことを考えると、本当に村がいろいろやりたい事業全てに着手するというのは非常に無理がございます。

したがって、そういった選択をせざるを得ないということもご理解をいただきたいと思いますが、今私もお聞きして反省をしているのは、そうしたことに対して物を決めたそのフィードバックをするシステムをきちんと構築をする必要があるなど、こんなふうに思っております。ただ地域の要望を聞くだけであれば、もっと違ったやり方があるのではないかとこんなふうにも思っているところでもありますので、今後一考させていただきたいと思うと同時に、国・県でも事業評価という言葉は消えましたけれども、私は今村の中においてはそこまで考えていません。やはり村民の顔が見えるだけに、そこにはやはり情のようなものも出てくるのはこれはもう当たり前のことだと思っております。そういう意味では、本当に第三者に客観的に評価をしていただくこともこれは大事なことだろうとこんなふうには思っておりますが、また、それに加えて私は庁内に例えば課題検討課長会議、あるいは課長会議の中でもその事業の評価をするようなシステムをつくってみたいほうがいいのかなと今思っているところでもありますので。いずれにしても、どうしても事業を優先するに当たっては国の補助事業だとか、あるいは過疎債の使えるところだとか、そういう有利な財源を使わないことには一財だけで対応できるものが限界があるということもぜひご承知おきをいただきたいと思っております。

そうしたことも含めながら、25年度の予算編成は、今までになく積極的な予算編成をしたつもりであります。決して財政的に豊かになったわけではありませんけれども、ただ今後の健全財政へ向けての道筋は立ちましたけれども、決してまだ安心できる状態ではないということだけはお伝えをしておきますし、それを忘れることなく堅実な行政運営と健全財政を目指していきたいと、こんなふうには思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今村長のほうから、システムの何とか地域住民に対して各地区等々に関して文書等でしっかりと返答をしていきたいというふうに承ったかなと思います。

中の関連で、特産品の開発に本年度予算がついております。私も農業をやっている1人の農業者として非常にうれしく思っていますし、また白馬村には特産品の開発ということが非常に旧来から急務になっていることなのかなというふうに思います。こういったところに予算をつけていただいたところに関しては非常にありがたいなというふうに思っていますが、なかなかこの特産品を開発していくということに関しては難しいのかなというふうに思います。これは一長一短にはいかない問題でございまして、やはりこのところをしっかりとどういうふうに考えていくのかなということをお伺いしたいと思っております。

今回200万円ほどの予算がついているわけですがけれども、私自身としては自分もブルーベリーとかお米とかさまざまな農産物をつくって、6次化に基づきながらいろいろな加工品を生産販売しているわけですが、やはり一つのことを世に出していくということになれば、長い年月と、それからそこで育まれた風土や文化、それから地域内外の多くの人たちの手がどうしてもそこに必要になってきます。単発の事業で終わらせないように、実は継続していてももらわないと、もうお金がなくなってしまうばこれはやらないと、予算がないといえどももうやらないということになってしまうと、せっかく育てようと思った人たちの気力というか活力というか、そういうものも失われてしまうかなというふうに思います。この事業の継続性等々についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 津滝議員のおっしゃられるとおりでであろうかと思えます。私もこの起業化、業を起こすほうの起業化については、今年度から予算に盛りました特産品開発に向けての補助は継続してやっていきたいとこのように思っておりますし、やはり継続して初めて目指す6次産業化にもつながっていくことだと、このように思っております。

ただ、私も危惧をするのは、それに取り組むには取り組むだけのやはり覚悟を持ってやってももらいたいということでもあります。村の補助があるからやってみるかではなくて、やはり本当に実践をするその過程で村の応援が欲しいということになれば、やはり積極的にその応援をしていくというのが本来のこの補助制度でありますので、そうしたこともお伝えをしながら何とか特産品を開発して6次産業化に向けていくことは、既に津滝議員はその牽引役として実践をされており、村民の手本となる起業だというふうに思っておりますが、そうしたその積極的な姿勢をいかに持っていただけるか、そして企業誘致の話も出ましたけれども、天下のトヨタ自動車の誘致ではなくて、自分たちでつくり上げた特産品を6次産業化することによって少人数、4人でも5人でもやはり雇用の場が何カ所かに点在をするというようなことが、私は将来につながる本当に安定したやはり企業として育っていくのではないかとこんなふうに思っておりますので、その辺にやはり力点を置きながら取り組みを進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 特産品開発については、開発のいわゆる予算については継続をしていただけてというようなご答弁をいただきました。

やるからにはやはりどちらも出す側もそうですし、やっていく側もそうですが、もちろん村長がおっしゃるとおりの覚悟を持って、ある意味この商品は私たちの本当に血が通っているというような形でやっていかないとなかなか人には受け入れていただけないのかなと、よく私も6次産業の講演会等々で呼ばれてお話をさせていただくんですが、つくことは簡単なんですけれども、

いかに売り込むかと、皆さんに知っていただくかということが大事ななというふうに思います。

前段の議員の中でも観光特区というような話もありましたけれども、昨日行われた県のイノベーション事業ですか、そういう中でも6次化のことが取り上げられているようですし、今まで国でやっていたものは下のほうにおいて県でもしっかりと支援をしていくというようなことで考えているようですので、ぜひそんなところも上手に使いながら取り組んでいったらどうなのかなというふうに考えております。

また、EV車のことが今回600万円ほど予算がつけられていまして、確かに世の中原発問題等々もありますけれども、非常にエネルギーに対しての目が向いているかなというふうに思います。そういう意味では観光先進地としてEV車の受け入れを取り組まれるということで、非常にその辺のところはいいことをやるなというふうに私も思っているところなんですけれども、非常にEV車自体がまだ普及をしている最中、それから購入をするのになかなか高額であるということ、それからまた設備をしていく上ではなかなかこれも大変かなというふうに思います。

そういう上では、村のほうの予算を使いながらということであるというふうに思いますけれども、決してそのこと自体を私は悪いというふうには考えておりませんで、もっとお金をかけなくてやれるエコというか、そういうようなことがあるのかなというふうに考えております。特にこの村長公約のところにもあったフットパス、釈迦に説法でこんなことを私が申し上げるべきではないと思いますが、イギリスが発祥で森林や田園地帯、古い町並みなどの地域から昔からある風景を楽しみながら歩くことと、フットはもちろん歩くということですし、パスは小道ということのようです。こういったことを上手に観光や健康に生かすというようなこともいいのかなと、この辺も同じEVというところに当てはまるかどうかは別としても、こんなこともすぐ着手できることなのかなというふうに考えます。

それから、先ほど申し上げた第4次総合計画の後期計画の中に白馬村の地域新エネルギービジョンというのがあって、これは28年度までやるということになっているようでございますけれども、その中に白馬村新エネルギー推進会議というものを発足するというようなことが文言として入っております。この推進会議というものはあるのかどうなのか。それから、これは京都議定書から端を発したものだというふうに思われますけれども、似たようなもので地球温暖化対策推進計画ということで、これは21年から24年まで計画をされたということになっているのですが、これについてどうだったのかこうだったのかと、今後はどうしていくのかと、同じEV関連というようなことになりますけれども、まず村長公約のフットパス、それからエネルギービジョン等々に関してご質問をしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 答弁をさせていただきます。落ちがあったらまた質問していただきたいと思います。

お答えをする前に、私は白馬村のあるべき姿、4次総合計画の中でうたっていることには間違いはありませんけれども、この白馬村は観光が唯一の基幹産業だというふうに考えております。それで観光が基幹産業であると同時に、その観光地に付加価値をつけていかなければいけないと、それには農業が一番近い位置にあるということで捉えております。

したがって、私はこの白馬村すばらしい山岳景観、自然環境に恵まれていますけれども、ただ景色がすばらしいです、ぜひお越しくだけだけのプロモーションではお客さんはもう来てくれる時代ではありません。各県、各自治体がそれぞれ観光で地域の活性化を図ろうとしている中で、我々はやはり景観ばかりではなくて、お客さんのニーズに応えられる商品を提供をして、お客様のニーズにしっかり応えていくという村づくりをしていかなければいけないと考えております。そうした中の一つとしてフットパスも一つの材料ではありますが、ただ歩くだけではなくて、歩きながらやはり食の提供、伝統食を提供していくとか、もろもろのものをやはりつけ加えながら付加価値を高めていくという、そういう努力をこれからしていかなければいけないと思っております。

そういう意味では、ぜひ観光に携わる方々ばかりではなくて、一般の村民の方にもこれから観光立村として生き残っていくためにはそうした方向への意識の転換を図っていかなければいけないということをぜひご理解をいただきたいと、こんなふうに思っているところであります。

加えて、私はきれいな村にしていきたいということで、きれいな村というにはいろいろ解決することはたくさんありますけれども、今ここで申し上げられることは電線の地中化だとか、町並みが画一的なコンクリートのものをやはり木を使ったもので見ばえをよくしていくとかいうような、本当に白馬はすばらしくいい山岳景観とともに美しい村だよというところへもつなげていきたい、あわせてやはり環境に優しいという点からEV自動車の導入、そういうことをするためにあの急速充電器の設置を試みたわけでありまして。これも国の経済対策で相当な補助をいただけることから、それを今道の駅にするか役場にするかはまだ検討してありませんけれども、その求めるところは、私はこの地域で村を挙げてEV自動車を入れて環境に優しい村なんだよというところまでつなげていきたいと、したがって、その充電設備をすると同時にこれからメーカー等にもお願いをしながらそうした自動車の提供を受け、村民に試乗をしてもらって、この雪の中でもEVが十分使えるぞというようなそういう実績を積み上げて、最終的には環境に優しい本当に美しい村だよというような白馬村を構築していけたらと、こんな思いでいます。まだまだ時間のかかることでありますけれども、やはりひとつ目標を定めて、それに向かって進んでいくことが大事だと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 会議の関係でありますけれども、現在のところそういう会議は設立して

おりません。今後いろいろな状況を見ながら会議を設立していきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 最後の質問にさせていただきたいというふうに思ひます。

今村長のほうから環境に優しい美しいきれいな村というような発言がございました。それこそが目指すべき新しい白馬村というふうに私は今理解したところでございますけれども、ぜひ村づくりは人づくりかなというふうに思ひます。前段の職員の研修のことも含めてでございますが、村人も含めて将来に向けて豊かな人材を今からしっかりとつくっていかなければ非常に難しいことになっていくのかなというふうに思ひます。

そんなことを鑑みて、既にオリンピックが終わってから15年、それ以後大きなイベントというイベントは白馬村の中では行われておりません。財政的にも苦しかったというようなこともあったでしょうが、こちらのほうに登壇なさってお座りになられている課長さんたちも、過去にはJIFASだったりマンガ王国であったりいろいろな大きなイベントをされて、体験しながらいろいろな人とかかわりを持ったというような経緯がございます。

今後、そういった文化やスポーツに通じていくような大きなイベントを行いながら、人材の育成や人づくりをしていくべきではないかなというふうに考えますが、村長のお考えをちょっとお伺ひしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私は、行政をとってみてもとにかく人材育成が全てだと思っております。これは企業においてもそうだというふうに私は確信をしております。ただ、この人材育成の必要性は十分わかっていても、なかなか短期間に専門性を持ったプロフェッショナルというような人材を育てていくには、どうしても外部の力をかりないと間に合っていないというのも事実であります。

そうしたことも踏まえて、先ほど人事交流というようなことも答弁の中に入れさせていただいたわけですが、私は何といたしてもこの村づくりには、要するに村民が参加をしてくれる協働の村づくり、この意識がないと行政が幾ら旗振りをしても本当の目指す村づくりはできないと、こういうふうに思っております。自助・共助・公助それぞれが自立をしながら自分たちができることは自分たちがやり、自分たちのできないことはやはり仲間うちで助け合う、その仲間うちでできないことは行政にというようなそういう役割分担をしながら地域をつくっていく、村をつくっていくということがこれからは何よりも大事なことで、こんなふうに思っております。

本当大きいくりでいきますと先ほど言ったことが全てではありませんけれども、もっと大きい視点でこれからの村づくりをどうするかという課題はあろうかと思ひます。そうしたことにも触れていくにはやはり村民の皆さんの参加がないとできないことでもありますので、やはりその参

加をして村づくりに取り組みができるようなそうした一つの委員会というか会というか、そういうものも今後必要になってくるんだらうと、こんなふうに思っております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） イベントをどうするかというような話を聞いたかなと思うんですが、それがちょっと抜けていたので、大きなイベントをこれから考えていったらどうなのかなというような一つの提案をさせてもらったのですが、その辺のところを聞いて私の質問を終わります。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 決してイベントに私反対をするものではありませんけれども、そのイベントの趣旨をどういうところに置くかで変わってくると思います。大勢のお客さんを呼ぶためのイベントとするならば、やはりそれなりきの心構えとそれと財源が必要でありますし、そこへ持っていくまでの積み上げの時間も必要になってきます。そうしたイベントをつくり上げていくということになれば、非常に私いろいろな面で難しさは出てこようと思います。

ただ、そうはあっても、この白馬を売るためにはそういうことも必要とあれば当然やっていかなければいけないことだとこんなふうに思っていますし、もう一つは今の夏祭りのように来てお客さんも楽しみながら、そして村民も楽しみながらというイベントの構成の仕方もあろうかと思っています。そのことについても、特に大きなイベントについては今までは観光局等で検討もしてきています。どこで検討するかは別にして、そういった二段構え、三段構えの中でイベントを計画していくということは当然考えていかなければいけないことだと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁を含めましてあと10分少々であります。質問はありますか。

第2番（津滝俊幸君） これで私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時09分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番太田正治議員の一般質問を許します。第5番太田正治議員。

第5番（太田正治君） 第5番太田正治です。

今回の白馬村議会議員選挙で無投票でありましたが、議員として4年間お世話になります太田でございます。よろしく願いいたします。

白馬は、民宿の発祥の地として白馬岳や唐松岳への登山、あるいはスキーとして長い歴史のもと白馬は人情豊かで雄大な北アルプス白馬三山の自然豊かで風光明媚な地として、また昭和

31年に神城、北城が合併し57年が経過し、大きな発展を遂げました。

私の学生時代は田園風景が広がり、農業用水を流れる水はきれいで飲料水としても利用され、今のように裕福ではなく、貧しくもおおらかな生活ができたようなころと記憶しております。最近では生活様式も変わってきており、大手資本に押され、よくも悪くもあくせくした村になったような気がします。私は、活力と夢あふれる心豊かなふるさとを目標に頑張っていきたいと、そんなふうに思っております。

今回、次の3点について質問をさせていただきます。

1つ目、区への未加入について、2番目として荒廃農地について、3番目、道路問題についての質問をさせていただきます。

1点目に、住民票のある人が各地区へ加入せず、約3割の人が未加入となっており、地区役員も連携がとれなく、また行政の方も困惑していると思います。この問題は白馬だけでなく多くの地で問題化されておりますが、村としてどのような具体的な考えがあるのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から3つの問題についてご質問いただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず、最初の区への未加入者についてのご質問ですが、この行政区への未加入者問題についてはかつて何回かご質問をいただいた事項であり、お答えが過去の答弁と重複する部分もあるかと思えますけれどもご容赦をいただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、災害に強い村づくりや協働の村づくりに行政区が果たす役割が重要であることは申すまでもないところでありますけれども、現実問題として未加入者が増加していることも紛れもない事実でございます。その原因としては、区費や加入金などの費用面への問題、役員負担への懸念、さらには近所づき合いの煩わしさといった最近の住民意識の変化が顕著にあらわれてきているものと思われます。

村の対応としましては、住所移転手続の際、住民課窓口で案内資料をお配りし、行政区加入へのお願いをしているほか、本人から同意をいただいた方につきましてはその情報を区長さんに連絡をし、加入あっせんの一助としていただいているところであります。また、今後白馬村に転入を予定されている方、あるいは住宅等の建設を予定されている方向けにも行政区の情報が提供できるよう区長さんのご協力をいただきながら各地区紹介表を作成し、行政ホームページを通じてPRをしていく、そんな取り組みも今年度から始めているところでございます。

かつての一般質問でも、区加入条例の制定や行政区加入者と未加入者の政策上の差別化等につきましてご質問、ご意見をいただいたこともございますが、やはり加入に対する法的強制力がないうちからなかなか一筋縄にいかない面もございます。今後区長会等でご意見をお聞きしながら、

何とかここに住む皆さんがそれぞれの行政区に加入をしていただけるよう、皆さんのお知恵を拝借をしながら最善の策を見出していければと考えているところでございます。

区への未加入者問題については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） ただいま村長からいろいろなお話をいただきました。

この問題につきましては、昨年私区長をやっております、1つこの話も問題提起でお話を伺っております。しかし、問題解決に至る方法というものがなかなか見つからない、区でも見つからないというような話がありまして今回の問題を取り上げましたが、一番困るのは、あつてはならないことなんですけれども災害時の安否確認、あるいは区に入っていない人たちの世帯の構成がわからないという部分がありますので、できれば行政のほうから世帯の構成、あるいは勤務先等わかるような簡単なものでも結構なんですけれども、区への情報をいただきながら区の運営に支障のない程度な情報をいただきたいとそんなふうに思っている次第でございますが、村のほうのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 区の関係の情報につきましては、個人情報の関係もありますので村で全て調査し区へ報告というわけにいきません。よって、区のほうでできれば回っていただき、本人の了解を得た中で名簿等を作成していただければありがたいと思います。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） 個人情報という一つの大事な部分があるということは承知の上で出しておりますが、やはり各区の稼働の面、いわゆる私の地域は約3割くらい、多いところの区では5割というお話も聞いております。やはりそういうものを調査するには区の役員に負担がかかるわけですので、もしできるものであればそういう調査的な微々たるものでも結構なんですけれども、費用等を出していただいて調査できるような形をしていただければありがたいと思うんですが、その辺のお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私のほうからお答えをさせていただくことは、今太田議員からご指摘のあった点については、今後やはりその世帯状況がわかるようなことは何としても実行できないか検討する必要があると思っております。そこには個人情報保護法がございます。今軽々に自分の思いだけを申し上げるわけにはいきませんが、過日どんぐり村で土砂災害に対する避難訓練を行いました。聞くところによると、どんぐり地籍は55世帯で110人の方が住んでおられるということでございましたけれども、避難訓練に全員が参加をしたという報告を区長さんからお聞きをいたしました。そしてその家族構成を見ると、単純に55世帯で110人ということになれ

ば、本当に高齢化をしている方々が住んでいる状況だということであろうかと思っております。

そうしたことを考えると、有事の際に避難をするにしてもお隣、近隣の人もさることながら、やはり消防団の皆さんとかそういう方たちに支えていただかないと避難もできないというような状況が想定をされます。こうしたことをそれぞれの地区で丁寧に説明をしながら、何とかその状況を情報として出していただけるように、また情報として取れるようお願いをするとともに、この区への加入が果たす役割も大変大きいわけであります。

先ほどの答弁で申し上げましたけれども、最近世情を反映して人とのかかわり合いが大変希薄になっていることが問題視されているところでもありますので、そんなこともお伝えをしながら理解を得る努力を地区の区長さん方とともに進めていきたいとこんなふうに思っているところでありますので、ぜひまた議員にもお力添えをいただきたいということをお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） 1点目の部分については、また区のほうとも話したり、また行政とも相談させていただきながら地域の運営に頑張っていきたいなど、そんなふうに思っています。よろしくまたご指導をお願いします。

2点目についてお尋ねをします。

私たち祖先より引き継いだ農地等、最近では後継者不足で農業離れがある中で耕作放棄地の増加により荒廃農地が多くなり、余りにもみすぼらしい状況となっております。そんな中、白馬を訪れる観光客の方にもよい印象を与えておりません。

近年、営農支援組織や担い手の人たちの努力により多少よくなっている地域もあると思いますが、特に北城地区の中部については荒廃が多くみすぼらしいものとなっております。このことに関して、村として具体的にどのような考えがあるのかお伺いしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目の質問であります荒廃農地についてお答えをさせていただきます。

白馬村農業委員会では、昨年度農地法30条に基づく農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールを全村で行い、耕作放棄地の状況把握を行いました。調査によると耕作放棄地は約51.8ヘクタールで、そのうち20ヘクタール余りは土地が森林原野化し、農地への復元は不可能と判断をされました。

村では、この復元不可能と判断された土地を除く耕作放棄地についての対応を優先させることとし、長野県農業再生協議会の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等を活用し、その解消に努めているところでございます。過去4年間で3.4ヘクタールの耕作放棄地について再生に取り組みをいたしました。本年度も、さきの5月臨時会でお認めをいただいた1号補正予算においても耕作放棄地70アールの解消を図るための委託料を計上したところであります。また、奈良井地

区有効利用整備事業も同地域に多く存在する荒廃農地の解消にも通じる事業でございます。

国でも、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地増加などの人と農地の問題を解決するために人・農地プランづくりを打ち出し、白馬村でも村を3地区に分けそれぞれプランを作成をし、地域の中心となる経営体への農地集積を図り、耕作放棄地の発生を未然に防いでいきたいと思っ
ているところであります。

また、農家懇談会の折には、農業の担い手の皆さんから荒廃農地解消と農業生産の効率化には土地改良事業と基盤整備が最も効果があり、村の今後の農政を考える上でぜひ検討願いたい旨の意見も頂戴をいたしております。主に北城地域についてのご意見でありますけれども、地権者、耕作者の意見集約をしていく中でハード事業の導入が可能かどうかを検討していく必要があると認識をしております。

いずれにしても、すばらしい景観を誇る観光地として荒れ果てた農地の存在は著しくイメージを損なうものであり、アベノミクスの成長戦略、攻めの農林水産業においても耕作放棄地の解消をうたっていることから、国の今後の施策を注視をしながら対応をしまいたいと考えているところでありますのでよろしくお願いを申し上げます。

荒廃農地についての答弁は、以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田正治君） ありがとうございました。

今村長のほうから基盤整備等々の話が出ましたけれども、もし具体的に細かいお話がわかっているようでしたら伺いたいと、そんなふうに思っていますがよろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） お答えします。

具体的な動きというのははっきり言ってまだございません。ただ、一番課題となっているのは議員さんおっしゃったとおり北城地区の中部、いわゆる真畔地籍等が私も歩いてみると非常に農地が荒れているという状況を把握しておりますし、その主な耕作者の方も非常に生産性が悪いというお話もお聞きしております。

といったことでのうなんですけれども、県の農政部の農地整備課のほうからも圃場についての再整備に関する考え方みたいな文書が届いております。それによりますと、やはりもう一度圃場整備について再構築をして荒廃農地の減少に努めたいという旨のようであります。ただ、まだ具体的な施策については載っておりませんが、そういった情報を得ながら何しろ地権者、耕作者の意向というのがまず第一にありますので、アンケートの実施等をしながら事業が導入可能かどうかを検討をしまいたいとそう考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田正治君） ありがとうございます。

いわゆる農家の若者が少なくなってくるという部分もありまして、やはり細かい田んぼを荒らしている人が多いということは、私たち周りの人たちももっと気遣っていい方策を立ててあげなければいけないなど、そんなふうに思っています。

これからまたご相談をさせていただいて、私も農業の関係のほうの役員もやっていますので、ぜひまた行政と協力をして取り組んでいきたいと、そんなふうに思っていますのでよろしく願いをいたします。

続きまして、3番目の質問をしたいと思います。

道路問題につきまして質問をさせていただきます。

国道148号線の大型車両の増大と高速走行並びに騒音等で地域住民の不安が増大しております。1つ言えることは、大型車両が高速道を利用しないで148号線を利用したほうが時間的にも経済的にもよいということだと思います。最近では148号線も道路改良がされて結構よくなってきておるとい部分があるかと思えます。特に北陸方面の車両が最近多く目につきます。また、昼間でも夜間でも大型車両の高速走行の車両が多いこと、特に夜間になりますと騒音に悩まされて眠れない人がいるというお話を聞きます。また、夏のシーズンや冬のシーズンになりますと国道が混雑をするため県外車両の裏道利用による地域住民の危険の増大が考えられますが、解決のために具体的なお考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員3つ目のご質問であります道路問題について、2項目によりご質問をいただいておりますが、まず最初に、国道148号の大型車の増大と高速走行及び騒音と観光シーズンにおける県外車両の裏道利用による危険性についてのご質問であります。国道148号の大型車の通行状況であります。5年ごとに長野県が実施をする道路交通センサスの平成17年度調査と平成22年度調査を比較しますと、24時間交通量は減少しているもののトラック、バスなどの大型車の混入率は増加の結果となっております。景気の低迷による経費削減対策として高速道から一般道利用への変更が増加の要因と思われ、夜間など交通量が減少する時間帯に通行する大型車による速度超過や信号無視といった、場合によっては大事故につながる走行も見受けられるところであり。このような事象に対しましては、警察へ取り締まりの強化を求め、交通法規の遵守による沿線住民の方の安全を図りたいと考えております。

また、2つ目の夏季、冬季などの観光シーズンにおいては、国道148号の渋滞を抜けるため塩の道などの村道を迂回路として通行する県外車両も見受けられるところがございます。ご指摘のとおりでありますけれども、村内の道路は白馬町などの市街地を迂回できる山麓線、オリンピック道路等がありますが、松本方面に向かう場合は再び国道148号に戻らざるを得ない状況であります。大型車両の通行と観光シーズン時の生活道路への流入を減少させるためには、地域高

規格道路の整備が有効であるというふうに考えているところでございます。

今月20日に、議員の皆さんを対象とした長野県による地域高規格道路松本糸魚川連絡道路に関する県の考え方の説明会が開催をされますので、早期の整備、実現に向けた忌憚のないご意見、そしてきょういただいたご質問等もご提案いただければ幸いです、このように思うところでございます。

いずれにいたしましても、とにかくこの交通量の安全対策としては、もろもろの目的を達成するための松本糸魚川連絡道路としての位置づけがされているわけでありますので、繰り返しになりますけれども、皆さん方の、そしてまた村民の皆様方の地域高規格道路の早期実現に向けての気持ちを一つにさせていただくことが何より大事だと、このように考えていることを申し添えて道路問題についての答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） ありがとうございます。

今までの議会の中でこの問題は何回か取り上げられている問題かと思えます。先ほど来村長の口から松本糸魚川道路のお話が出ておりました、今回本来でしたら絡めてと思っておったところでございますが、この議会中に県の方が来るというお話もありまして質問を控えておりました。しかし村長の口から出ておりますので、村長のお考えがあつたら聞きたいなというのがありますので、村長として松本糸魚川道路のルートとかそういうようなお話が、私的な部分でも結構でございますが、ありましたらお聞かせを願いたいなとそんなふうに思っています。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 多分そういう質問が出るだろうということで実は資料を用意しておりましたけれども、ちょっと見当たりませんけれども、地域高規格道路の概要についてはもう既にお話をしてあるところでありますけれども、一応白馬までは時速60キロの自動車専用道路としての位置づけで今後考えていきたいとこういうことになっております。小谷道路は平成26年度に完成をいたしますし、雨中バイパスについては今設計をし、工事着手に向けて準備が進められているというふうに聞いております。

そうした状況を受けて、大町市としてのルート設定をまちの東側ということで出されました。白馬村としても当初この期成同盟会の実行委員会が設立された当初は、商工会の会長さんがそのトップに座っていただき、この高規格道路が果たす役割は文化、経済、観光、一番大きな命をつなぐ道路として必要性を訴え、村としての希望はJRより東側に道路を設定してほしいということで要望活動もしてございます。その後、進展ぐあいはかばかしくないところから再度この実行委員会を期成同盟会に格上げをいたしまして、私が長としてやはり従来どおりJRより東側に設定をしてほしいと、こういう要望をしているところであります。

今この地域高規格道路の全体像としては、豊科インターから先に仮称であります豊科北イン

ターをつくりまして、そこからBルート案と言われる明科方面を經由して堤防道路を使って来ると、その堤防道路についても当初は右岸側という話でありましたけれども、最近になって一つの選択肢として左岸側も選択肢の一つとして浮上してきております。今そういった状況で、豊科北インターから堤防道路に向けての対策を講じているところだというふうに認識をしております。

これ以上細かいことについては、今度20日の日に県が来たときにお聞きをいただきたいと思いますが、概略私が承知しているところはそのあたりでございます。

ただ、この高規格道路の果たす役割の中でもありますし、先ほどご指摘があったように大型車が148号大分通行量がふえてきております。とりわけこの小谷道路が完成をすると、さらに通過車両が多くなるだろうとこんなふうに思っております。私もちょっと運輸業界、全国の業界にお尋ねをしたところ、大変景気が低迷する中でそのしわ寄せが運輸業界に来ているということで、高速道を利用せず効率的な一般道を使うということで、北陸方面からの車はこの148号を通ることが経済的だというような指導があるやに聞いております。その辺の指導があるかは定かではありませんけれども、そんなことを聞いておりますことからやはり一日も早い本当の自動車専用道路としての地域高規格道路が建設をされればありがたいことだと、こんなふうに思っているのが私の率直な気持ちであります。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田正治君） ありがとうございます。

20日の日の県のお話を聞いた上での、また松糸道路に絡めた道路の話ができるのかなというふうに思っております。

最後に、私は148号の騒音の問題でお話をしたいなと思っております。

要は、昼間は地域の車が動いておりますのでさほど苦にはならないんですけども、夜間というか6時以降になりますと相当のスピードが出ております。前にも小谷で事故もありましたし、やはり事故の少ない白馬を目指すには1つは舗装の路面が悪いのではないかというお話もあります。これは行政のほうから要望してもらおう部分が多いのではないかなというふうに思いますが、路面が悪いがために結構騒音が激しいというお話も地域住民から言われておりますので、その辺についても行政側がどの辺まで捉えているかわかりませんが、お聞かせいただきながら上部団体への働きをお願いできないのかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） ただいまの騒音の原因の要因の一つが道路面の悪いことということにつきまして答弁させていただきたいと思っております。

国道148号につきましては長野県の管理となっておりますし、我々も長野県といたしましても、道路パトロールを実施する中で悪い箇所についてはその都度修繕を行っていくというような

状況ではございます。また、国道148号白馬町区間のオリンピック前に敷設をいたしました無散水につきましては、老朽化等がございまして再度整備を行っていただいているような状況でございます。

そういった中で、騒音対策といったことにつきまして路面の悪いものが原因であるならば、大町建設事務所のほうへこちらからもお願いをする中で対応をしていただきたいというように考えております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） ありがとうございます。

行政の方もパトロールしている部分は私も見てはおります。やはり最終的には、村の人たちが交通事故に遭わないような施策を考えていくという形でいかなければいけないとそんなふうに思っております。これは一方的に車だけの問題ではないかと思っておりますけれども、安全に走行できるような国道であって、また裏道であってもらいたいなとそんなふうに思っております。

雑駁なお話で大変申しわけございませんが、質問は以上で終わらせたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第5番太田正治議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす6月13日は休会とし、14日午前10時から本会議を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あす6月13日は休会とし、14日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時47分

平成25年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成25年6月14日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成25年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成25年6月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

横川教育長が公務のため遅参していますので、報告いたします。

△日程第1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。

5名の方の一般質問は一昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番太田修議員の一般質問を許します。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 8番太田修でございます。

今回の議会議員選挙で2期目を務めさせていただくこととなりました。1期4年の経験と反省を踏まえ、議員としての使命と職責を負い、同僚議員とともに村民が安全で安心して暮らせる村づくりを目指し、行財政にかかわる事務事業の適正化や公平性、かつ効率的な事業運営がなされているか注視するなど、行政とともに協力し合い、円滑な行財政運営に向けて努めてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、通告に基づきまして大きく2問に分け質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、新たな観光事業への取り組みと役割分担について、また、2点目といたしまして、共生型観光地づくりについてを質問させていただきます。

まず1点目といたしまして、新たな観光事業への取り組みと役割分担についてでございます。

平成25年3月の定例会の同僚議員の質問で、観光局移転計画につきましては、役場の課の再編にあわせ、観光課と同じフロアで観光局を置くことによりまして連携強化が図れるとの判断をし、多目的研修施設を2階に移転し、今後は5月の観光局の定時総会の議決を経て、7月1日に移転する計画で進めるとの答弁がございました。

5月29日に開催されました観光局定時社員総会時の疑問点や、局の移転に伴います10月予定変更等について、また定例会初日の村長挨拶並びに同僚議員の質問で大枠の理解はできましたが、平成22年6月の定例会の私の一般質問で、お客様や会員が気軽に立ち寄れる雰囲気とビジターセンター的な機能を備えた建物を見つけたのですぐにも移りたいが、現在の借地契約が平成25年度まであり、今の施設の跡利用を優先的に考えますとの答弁をいただいております。この間、移転計画への事業を進めてきたと思われま。

また、観光局の設立目的であります村と観光事業者が英知を結集し、豊かな自然環境を生かし、多様化する観光志向の対応できる環境整備、観光客の誘致、そしてまた国際観光の推進を行うと記されております。

各観光地では、地域の特色を生かした着地型旅行商品企画や地域の特産品開発など、農業の6次産業化に向けて取り組みが進められております。白馬村も基幹産業である観光と農業等の連絡の強化を図り、目的達成に向けて努力することが村民活力と、そしてまた安定した地域の財政基盤づくりにつながるものと確信をしております。

今回の移転に伴いまして、観光窓口業務の充実、そしてまた村の玄関口になります駅前観光案内所の利活用等、また特産品開発等も含め、観光関係者並びに生産者がともに潤えるような事業展開の仕組みが大変重要であると思ひます。

行政と観光局が併用しまして観光客の誘致、そしてまた特産品等の販促に向けて振興公社や、そしてまた商工会等との横断的な連携を図るなど、役割分担を明確にした新たな観光産業への取り組みについてお伺いをしてまいりたいと思ひます。

まず、第1点目といたしまして、観光局の分担金の決定方法、そしてまた、それに伴います収入金処理についてお伺いをしたいと思ひます。

2点目といたしまして、一般社団法人としての組織形態を継続するのか、また今後の事業方針等についてお伺いをしたいと思ひます。

3点目といたしまして、観光局の組織の中で役場職員とプロパー社員、そしてまた企業からの派遣職員等が混在をしております。法人の性格上仕方ないことかと思ひますが、組織の一つの目標に向かって事業を遂行していくのに問題はないのか。また、どのような配慮がなされているのか、その辺についてお伺いをしたいと思ひます。

4点目といたしまして、駅前の観光案内所は、村の玄関口として非常に大事な重要なところかと思ひます。今後の利活用などにつきましてお考えをお聞きしたいと思ひます。

また5点目では、先日の同僚議員の質問にも出ておりましたが、オリンピック記念館の今後の方針、そしてまた土地の賃借等の重要な問題が絡んでおります。購入の2棟以外はノルウェーから寄附をされたというように伺っておりますが、その辺についてどのような再生を図っていくのか、お伺いをしたいと思ひます。

また、6点目といたしまして、農林事業費に計上されております特産品開発団体支援補助事業と局の取り組む特産品開発事業との整合性について、局と補助事業等の関連はどのようになっているのか、以上6点ですが、よろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、新たな観光事業への取り組みと役割分担についてと題して6項目のお尋ねをいただいております。順次お答えをしております。

まず最初に、観光局の分担金金額の決定についてのご質問であります。観光局には、分担金の算出基礎、分担金額等について審議するための機関として分担金審議会があり、委員は15人以内とする旨、観光局の運営規則で定めております。現在、委員は代表理事と副村長を除く理事12人及びアルピコ交通白馬営業所長、大北農協白馬地区所長、観光局長を加えた15人で構成をしております。

この審議会は必要に応じて開催をしておりますが、近いところでは昨年1月に開催をし、索道事業者協議会からの減額要望に関して審議した経過があります。事務局では、この算出基礎によって見込まれる社員からの分担金収入と、村からの負担金収入をもとに事業計画及び予算の原案を作成し、理事会での協議を経て社員総会に提案をし、ご審議、ご承認をいただいております。厳しい経済状況の中で、分担金の減額についての意見もいただいておりますが、ここ数年は算出基準の改正は行わず、現在に至っております。

次に、分担金の会計処理についてであります。流れとして、分担金の請求を8月に行い、9月と12月の2回に納期を分けて納入をお願いをしております。社員からの納入時期がおくれるケースもありますが、実際に納入いただいた期に分担金収入として計上処理をしております。

次に、2つ目の今後の観光局組織の形態と事業方針であります。先月29日の観光局定時社員総会で承認をいただいた第10期事業計画の中で、重点事項として観光局組織に関する検討を掲げております。村では、中長期展望をした観光振興計画の策定を今年度に着手してまいりたいと考えており、この観光振興計画に掲げる目標に沿って事業方針を定め、具体的な事業を推進していくこととなりますが、推進組織としての中心的な役割を果たす組織として現在の観光局の組織形態でいいのか、行政と観光局の役割についても、この計画達成にあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の事務局職員に関するご質問であります。観光局の事務局職員数は現在13人で、プロパー5人、臨時及び契約職員2人、民間からの派遣4人、役場からは派遣1人、兼務1人となっています。派遣をいただいている民間企業には村の観光振興のためにご理解を賜り、貴重な人材を派遣していただいていることに感謝をしているところでありますけれども、厳しい経済状況の中で、人件費の負担をいただきながらの派遣がいつまで継続できるか懸念をしているところであります。

また、役場職員の派遣も3年以内、本人の同意を得た上で最長5年までと法律で定められています。したがって、観光分野においては特に人と人のつながりが大切になりますので、すぐれた人材を継続的に確保していくための仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、駅前観光案内所の今後の利活用計画についてであります。白馬駅前観光案内所は本年3月31日をもって閉鎖し、4月1日以降は民間事業者が観光案内業務を委託しているところがあります。

村では、施設の今後の利活用計画として、7月1日から無料休憩所の開設を計画しております。この計画は白馬町区の有志による組織から提案されたもので、その運営についてもこの組織が担う計画であります。白馬駅を訪れたお客様が気軽に立ち寄れて、コミュニケーションできる場を提供することを目的に、お茶などを提供するサービスや、写真や絵画等の企画展、地場産品コーナーの設置などを行う予定であります。開設期間は7月1日から9月30日までは毎日、10月1日からは11月30日までの土日、祝祭日の111日間で、開設時間は午前9時から午後4時まで、1日につき2人体制で運営をする計画を立てているところがあります。

なお、この計画に要する費用は、本定例会の議案として上程している補正予算案に盛り込んであり、ご審議いただくこととしております。

次に、オリンピック記念館の今後の方針であります。一昨日の篠崎議員のご質問にもお答えしたとおりでございます。ノルウェービレッジの敷地は来年3月31日に所有者にお返しをする方針です。オリンピック記念館は9月末日までは現在の場所で開館をいたしますが、10月1日以降は敷地の返還に向けた建物の解体、撤去工事を実施することとしております。

そして、オリンピックに関連する展示施設は、新たにジャンプ競技場の敷地内に設置する方向で検討を進めているところがあります。したがって、本年10月1日から、新たな展示施設が完成するまでの間は休館したいと考えているところがあります。

次に、農林業費の特産品開発団体支援補助事業につきましては、当初予算案の折説明したとおり、村内の農産物等を活用し、特産品の生産、加工、販売に取り組む団体を対象にその支援を行うものであり、既に複数のお問い合わせが来ております。

局の事業との整合性についてであります。村ではことし3月に地産地消推進協議会を設立し、地場産品の消費拡大、特産品づくりを推進してまいりますが、その協議会には観光局も参画をしており、ともに事業推進を図ってまいりたいと考えるものであります。これは観光局の方針としても第10期の事業計画に掲げ、承認を得ているものでございます。村だけ、局だけ、公社だけという取り組みでは特産品の開発にはたどり着きませんので、生産者、流通、観光、消費者等々が連携して目的に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、新たな観光事業への取り組みと役割分担について答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 当然、局の代表理事でございますし、私が言うところでもないと思うんですが、一応、社員は、法人の目的を達成するためにその必要な経費を支払う義務を負うものとする。そしてまた定款の中に、経費の金額は毎年5月末で社員総会において定め、社員は12月末までに経費を支払うものとするということでございます。

今のご説明等を聞きますと、この分担金につきまして支払い方法を軽減するか、8月それから12月に分けるというような取り組みをされているというようなご説明でございましたが、これにつきまして、一応前回の社員総会に私も傍聴させていただいたんですが、その金額の提示がなく、いきなり予算説明があったように記憶されております。これは定款上必要なことかどうかはわかりませんが、その辺について。

それと、もう1点でございますが、2回に徴収を分けて行い、そしてその処理が入ったときに入金される、入金計上がされるというものでいいかと思えます。俗に言う発生主義というのかもしれませんが、私たち区におきましても、やはり区費をまず決めて、そして予算を認めていただくという出し方が、私は筋ではないかなと思えます。その辺についてどのようにお考えなのか。

それと、あと入退が非常にスムーズにできるシステムかな、本当にこれで観光局をみんなが担いながらやっていく観光局になっていくのかな、ちょっとそんなところがありますが、できることなら、もう少し観光事業者等が必ず入りながら村と一緒に、そういつていくような方向性というものは生み出すことは難しいのかどうかというのと、それから、先ほどのちょっと1点加えさせてもらいますが、一応3月末までに払わなくて、それからまた1年がたった場合は一応退社になるということなんですね。そうすると、当然払わずやめた人は欠損処理がされてくるかと思うんですが、その辺の計上も過去にあったのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 幾つかご質問いただきましたので、順次お答えをいたします。

分担金の算定から決定に至るまで、社員の了解に至るまで、冒頭の村長の答弁にあったとおりでございます。総会において、分担金の明細を示した上での決定という形はとってはおりません。そこに至るまでに、分担金がこの金額でよいかどうかというところを審議をしながら進めてきているということでございます。総会には、かかる分担金の総額ということでご理解を賜っているのが実態でございます。

入金に関してのお話でございます。現在観光局の会費についての収入の処理は、4月から3月までの事業年度、会計年度において、入った金額を収入額として決算に計上をしております。旧期でございますと3,100万円余りということでございました。

ポイントになりますのは、その3,100万円が中を見ますと、いわゆる発生主義というようなお言葉もございましたけれども、この第9期の1年間に入った金額の中には、第8期の分担当で滞っていたものが4月以降に入金をされるというお金については、第9期の決算に加えてあるということでございますし、逆に、第9期の決算を締めた段階で未収になっている金額については、決算の中で未収金という扱いにはしていないという経過で今まで運営をしまっていました。

今回のご質問の中には、こういった未収金を計上をしなくてもよいのかというようなお話にも至るか存じます。第1期スタート時点で、この扱いについて会計事務所とどのようにしたらいいかという相談をしながら現在の経過があり、第9期までそのように処理をしまっていました。

今後、そういった未収金の処理について、これが適切でいいかどうかというようなところも踏まえ、きょうのご質問を頂戴いたしましたので、改めて会計事務所等とも相談をし、その方向についてしっかり確認をして進めてまいりたいというふうに考えます。

観光事業者と歩みながらという、いわゆる組織の形態でございます。まさに観光局は官と民が一体になり、民というのは事業者全てというような形から、所期の目的である白馬村の観光の振興に達成できるようにみんなが取り組むんだという強い姿勢のもとで設立した経過があり、うたわれた目的にもそのように掲げてございます。したがって、そういった基本姿勢は変わらずに今後も進めてまいりたいと考えます。

退社の関係の欠損処理についてというお話もございました。2期の会費が滞った方については退社というようにルール化をしており、その時点で債務はなくなるということでございますので、現在観光局の未収において言えば、第9期の部分というところでの処理が未収の金額として帳簿上残っていくということでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 正直言って、一般社団法人は課税対象事業所になるはずだと思います。そういう中で本当に年度が違った形での収入金処理が果たして税法上認められるものなのかどうかという点も私も勉強不足でわかりませんが、まずその辺の問題点。それから、欠損処理を今までにしたことがあるかどうか、あったとしたら何件、幾らくらいあったのか、その辺について、以上2点よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 会計処理上、未収金というような形で計上しておりませんでしたので、欠損処理という形での処理はしてございません。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 予算書を見ても出てこないし、そしてまた貸借対照表、それから損益計算

書並びに財産目録を見ても、確かに計上はありません。したがって、払ってないものを欠損処理という、どこにも数字があらわれていませんので、当然そうなるかと思えます。私が先ほど言いましたように、本当にその処理でいいのかどうなのか、その辺のところをぜひ観光局のほうで話を進めていただきまして、どこから見ても風通しのいい明確な会計のシステムをやはり構築していくべきではないかなと、そんな思いをしております。

それでは、次へ移らせていただきます。

一般社団法人としての組織形態の継続をするのかということなんですが、ここでまず一番大事なのは、観光局も国内旅行業の許可を得て運営をされてきていると思えます。そしてまた、今現在の位置で受付があり、そういった業務を行ってきているかと思えます。今回の移動で駅前の観光案内所は民間委託ですよ、そのほかのものは民間にお願いしましたよ、では一体この今現在向こうで務めた窓口を担当している方、この人の人事というのはどんなふうに考えているのか、その辺をお聞かせください。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 10月1日から観光局は役場多目的集会施設2階に移転をいたします。

2人の人事がどうなるかということでございますけれども、具体的には、恐らくご質問の趣旨は、現在観光局に業務として携わっているインフォメーションを中心とした職員のことを指しているかと思えます。その職員についてはどうなりますかというお尋ねかということでお答えをさせていただきたいと思えます。

現在のインフォメーションという職については、総合カウンターの中で勤務をしておりますけれども、主な業務はオフィシャルの電話の取り次ぎ、お答えが主たる業務でございます。そのウエートが大変高うございます。直接カウンターでのお客様とのやりとりというのはさほど多くはないという状況でございます。したがって、役場のほうに移ったとしてもオフィシャルの電話番号はそのまま持ってまいりますので、そのきちとした電話等での対応の職員は必要になるという考え方のもとに、引き続きそういった業務を中心に進めてまいります。

また、全体の事務局の業務を見たときに、手薄な部分、さらに力を入れていきたい部分を13名の体制の中でまたシフトをし合いながら進めていくという形になりますので、雇用につきましては継続という形で、局員の体制を整えて10月から進めてまいります。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 冒頭、私、観光局は多様化する観光志向に対応するためにということで、ちょっとこれは定款の中に書かれている目的のものでございますが、そういう目的の中で、実際今業務としては、確かに場所が場所だっただけにそういう業務が主になっていたのかな、そんな気はいたしますけれども、では本当に多様化するお客様ニーズに、どのように、どういうところ

で把握をしていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 直接お客様と接する中から、お客様のニーズを把握するということが大事であろうというご趣旨かと理解をいたしましております。大変重要な部分かと存じます。

観光局の直接接してのニーズの把握も大事であろうかと思ひますし、まさにそういったインフォメーションも含め、観光事業者の皆様方にもお力をいただきながら、みんなでそういったニーズを把握をし、それをどう生かすかといったところの取り組みがむしろ大事かと思っております。

駅前の案内の話がありましたけれども、民間の業務委託になりましたけれども、そういったところからも声をきちっと吸い上げるような形でも進めてまいりたいと思っておりますし、幅広くお客様と接するところからもぜひそんな声も逆にお寄せをいただき、観光局としてもそういったところの把握、また活用に努めてまいります。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 現在13名がいる、そして13名の中でこちらのほうに移転をし、そのまま事業を継続していくんだ。ふえたものは民間委託と、それから駅前観光案内所の業務がたしか昨年観光局のほうでやられたかと思ひますけれども、その分が何というか、今の観光行政とちょっと逆行しているかなと、私はそんな気がしてなりません。

そういった中で、一応先ほど言いました分担金がきちっと年度年度で計上され、そして、運営されているものならいざ知らず、実際にはそれ意外にそれ以上の負担金が村のほうから出され運営されている事業だと、ここのところはしっかりお互いに確認をし合って、今後の事業方針というものを立てるべきではないかな、私はそんな気がします。この事業は民間と競合するから民間に任せ、ここのところはやってくれる人があるのでやってもらえばいいじゃないか、これで本当に白馬の観光がうまくいくものならこんないいことはありません。そこところは考え方が私の捉えとしてはちょっと違う方向かなと、そんな気がしてなりません。その辺の分担金等もいろいろ含めながら、本当にどのように、局がこちらへ移るといことは観光の立て直しを図ることです。ありますので、その辺についてももう一度、これは村長のほうからお答えをいただきたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

太田議員の言われていることはわからないわけではありませんけれども、観光が基幹産業のこの白馬村において、これからの観光で生きていくにはどうするか、大変大きな課題であると同時に、入り口の話だけでは決して解決のつかない問題であります。

これからどうしていくかという話の前に、非常に今私も危惧をしているのは、観光が基幹産業

である村にもかかわらず会員がどんどん減少をしてしまう、その原因は、高齢化、跡継ぎがない、それから観光局に入っているにもメリットがない、こういうようないろいろな問題があり、非常に観光で生きる村とはいいいながら、そこに取り組む姿勢、そして、それぞれの皆様の理解が非常にまちまちになってきている。任意退会は自由というようなことも非常にその辺に問題を残していると、このように思っております。

そうしたことも白馬村の観光予算にも大分影響をしてきております。その額の大きい少ない、よしあしについては、太田議員は既にご承知のことであろうかと思えますし、こうした予算を編成するについても、全て議会の皆様方のご理解も得ながらやっているところがございます。限られた予算の中で、業務に支障のないように考慮しながら、なおかつ費用対効果、投資効率が上がるような取り組みをしていくというのが、これは観光で生きる村であっても、その考え方は私は当然のことだろうと、このように思っております。

そして、案内業務についても、案内業務は今までお宿の皆さんに案内をするという業務も主にやっていたわけでありましてけれども、そうした業務が非常に少なくなってきた。お客さんがパソコン等を通じて、ダイレクトに自分の望むお宿と契約をしているというような実態が大変ふえてきた、そういう中で特定のお宿をご案内することは逆に会員の不満が出てくるというような状況も数ある問題の中の一つではあります。

そうしたことから、一番ウエートを置く仕事というのは、これはトップシーズンにおいては、もう2人の案内をする職員だけでは足りないくらいの案内業務がある。私自身も何とかそうした人員が削減できないかということで局内でお話もしました。通年を通して中で見ると、トップシーズンとオフシーズンの違いはありますけれども、どうしてもインフォメーション業務に従事する職員が必要だということで、こういう体制をとらせていただいております。

今回、そうしたもろもろのことを含めて、本来お客様のニーズをインフォメーションを通じて把握することも大事でありますけれども、もう既にお客様方が非日常を求めて、そして、自分たちの自己実現のためのディステーションの場所として観光地を選定をしております。

そうしたお客さまのニーズに、我々のほうが尋ねられてから答えるのではなくて、事前にその商品開発をして提供していく、まさにつくったもので来ていただくという、やはり観光に取り組む姿勢が大きく変わってきております。そのことは、今度の長野県の5カ年計画の中の施政として明記されていることでもありますので、ぜひその辺のところもご理解をいただきたい、このように思っているところでございます。

最後に重ねての話になりますけれども、組織の今後のあり方、局と行政の連携のあり方について、そしてさらには大勢の会員の皆様に入っただけのシステムでないと基本的に成り立たないということもぜひ議員にもご理解をいただき、その体制づくりにご支援、ご協力をいただきたい、このように思うところであります。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。

太田議員の質問時間は答弁を含めてあと21分です。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 時間のほうも大分迫ってきました。これは課長のほうにもしわかる範囲でお答えをいただけたらと思います。

今まで白馬村の観光局としていろいろなイベントが実施されているわけですが、その反省点、そしてまた改善、あるいは改革をどのようにしていくのか、そういったもの話し合い等がどのように行われ、そして次回に向けた取り組みをされているのか。

それからあと、今村長の答弁にございましたが、非常に後継者がいないんだというようなお話もございました。県でも本当に「しあわせ信州創造プラン」の中でも、結婚しやすい環境づくりが大事だ、あるいはまた近隣市町村の新聞等を見ましても、各地でそういった取り組みをされている、これは観光局がいいのかどうかは別として、取り組みをどのように考えているのか。

そして、一番大事なことは、新幹線の金沢延伸に伴いますこの地区の空洞化が非常に懸念されるところでございます。今、広域の中、あるいは観光局の中で独自なら独自でいいんですが、どんな取り組みをされているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 2点ご質問いただきましたので、まず1点目のイベントに関してということでございます。

観光局が現在採用しておりますのは、塩の道に始まりまして開山祭であり、花三昧であり、冬の雪恋、これが主要の4イベント。それぞれに塩の道にしましても、お客さんの声を、まさに先ほどもニーズというお話がありましたけれども、どうでしたかというところを反映をしながら、次の次期に生かすというところをベースに取り組んでおります。

いろいろなイベントを局主催以外でも地域でやっているイベントもあり、広域で行うイベントに協力をし合う、さまざまな形態がございますけれども、行き着くところは人と費用というところがポイントになるかと思います。観光局の事務局が組み立てて、事務局員がやるとかというお話は本末転倒のお話だと思っております。地域の皆様、村民の皆様に支えられてこそ、村にお客様をより多く迎え入れるイベントとして成り立つものというふうに思いますので、改善というよりも、今後の課題は、地域の皆様とともに参加型のイベントで盛り上げていくというところを主眼に、いかに組み立てるかというところをポイントにしたいと思っております。

新たなイベントというふうなお話もありましたけれども、現時点ではまた新しいイベントというところの10期の企画もあえてはございませんし、10期に向けてもまだそれなりの企画段階には至っておりません。

ただ、求められますのは、そこにお客様が大勢来られ、地域にそのイベントによって経済効果

がもたらされることをかなり期待をしておりますので、そういったところをいかに経済効果がもたらされるような効果を出せるかがポイントかというふうな考え方でございます。そういったことを念頭に置きながらの新企画は進めてまいります。

2点目は、新幹線に向けた取り組み、村、局ではどのようなことを今進めているのかということでございます。

この事業は、局というよりもむしろ行政側が主体になって取り組んでいる最中でございます。白馬村単独でというお話はほとんどなく、やはりこの新幹線効果に関しては、県を挙げて、地域を挙げて広域というような取り組みが一番大事であるというふうに思っております。

また、来る委員会でも報告をというふうに考えておりましたが、現在県のほうでも各エリアごとに新幹線の対策、新幹線を生かすような広域連携の組織ができ上がってきております。安曇野から小谷までの広域の連携の協議会も立ち上がり、具体的に今ワーキングの中で滞在に資するための商品造成、旅行会社への提案というようなどころまで、来年、再来年の3カ年の事業計画をもって進めておりますので、こういった取り組みによって白馬への滞留、滞在をいかに伸ばせるかということがポイントだと思っておりますし、もう一方では糸魚川の駅を起点とした取り組みも組織化されつつございます。夏ごろには、糸魚川、朝日町、上越が今加入するかどうかは検討段階にございますけれども、長野県側は小谷村、白馬村、大町市、こういったところで広域の連携の協議会をつくり、糸魚川駅を起点としたこの地域への誘導をどう図っていくのかというふうなことも今後取り組みがなされます。

また、具体的な動きについては逐次ご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった地域を挙げて、県をまたがった動きの中から、この新幹線の効果を導き出していきたいというふうに、現在取り組んでいるところでございます。

お答えは以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） やはり今白馬村の観光の中で一番弱いものが動線かなと、そんな気がしております。ぜひこういった新幹線、あるいは高規格道路等いろいろな計画があるわけですが、何とかそういう機会を有効に、そしてまたその機会の来る前にやはり地域がどういう形で、どういう動線を引いていったら一番生きてくるのか、そして、お客様は新幹線のみではないと思います。いろいろな形で入ってくると思っておりますので、ぜひその引き込みをどのように行っていくか、そんなところをぜひ取り組んでいただけたらなと、そんな思いがしております。

それから、ちょっと提案になるのですが、一応観光ガイド、ボランティアガイドなんですよ、こういったものとか、山岳の登山補導所ですか、前の駅前の案内所を拠点に動いたらいいものができてくるのかなと、そんな思いがあったんですけども、今決まって動かせないものか、あるいはまたその中にそういったものを、もしいとしたら加えることができるのか、その辺につい

て、村長のお考えをお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から同じ思いのご意見をいただき心強く思っておりますが、ことしの山案内人組合の総会が終わり、新しい役員構成になりましたけれども、その席でも私のほうから、これからやはり山岳観光も観光に大きなウエートを占めてきているという中で、やはりガイドの重要性というものが問われるようになる、そういうことから、高山への山案内人、あるいは中山帯への山案内人、さらには低山帯への山案内人というものが当然必要になってくるであろう。そういう部分を何とか案内人組合の皆さんがその中核になっていただけないものかと、こういう申し入れをしてあります。この申し入れについては数年前から実は提案としてお願いをしていたところでありまして、案内人組合の皆さん方も行政と一緒に何とか考えたいと、こういう言葉を聞いておりますので、今後に向けて、今ご提案のとおり取り組みをしてまいりたいと、このように考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。

太田議員の質問時間は、答弁を含めてあと10分少々でございます。質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。

一応、ちょっと題目の中で具体的に出てこなかったんですが、観光局の関係なんですが、ノルウェービレッジの移転後、今後どのような考えをしているのか、この辺については時間の関係もございまして、また後でお伺いをしたいなと思っております。

それから、過日夏の観光に向けてもそうなんですが、村営グラウンドを使ったんですけれども、非常に椅子とかがプラスチックが割れたり、あるいは下の、腰かけが耐震強度がないと言っているのかどうなのか、左右にぐらぐら動くようなものがちょっと見つかっていましたので、ぜひけがあってではなく、それ前の防止策をぜひ考えていただきたいなと思います。

それでは、2点目のほうに入らせていただきます。

共生型観光地づくりについてでございます。これにつきましては、インバウンド関係のこと等で、また3月にも定例議会にご質問させていただきましたので、早足に進めさせていただきます。

インバウンド事業の推進効果もあり、外国人居住者や観光の外国人旅行者が増加傾向にあります。国内外の旅行者を問わず、村民が共存、共生できるようなリゾートづくりの確立を目指し、ガイドラインを定めたルールづくりが必要ではないかな、そんな思いをしております。

また、白馬地区におきましては、地域高校であります白馬高校の存続に向けまして、観光学科の新設を求める意見などが多く聞こえる中でございますが、観光都市として十分なサービス提供等の対応ができるような人材教育が非常に必要ではないかと思っております。その辺も含めて村長さんのご意見をお伺いしたいと思っております。

1つ目といたしましては、3月の定例議会の答弁で、一応大町警察署及び県の関係機関と連携し、生活マナーと迷惑行為の注意喚起のために英語版のチラシを配布するなど、戸別訪問を行ったというご答弁をいただいております。やはり共存・共生できるようなことは必要ではないかな、そんな思いをしております。これにつきましては、特にごみの集積場の利用や、それから河川の汚濁、あるいはごみの流れというんですか、流したりとか衛生面、それから環境面を含めまして、国際観光を目指す村として、ともにルールづくりが必要になっているのではないかな、そんな思いをしております。

前回は上部団体の条例を使いながら村として独自の考えはないという答弁をいただいておりますけれども、ぜひ事あつてつくるのではなく、事前に何とかつくる方向で検討はできないものか、その辺について。そしてまた2点目といたしまして、村への居住希望者に対し、ルールの説明や、あるいは地区への加入等の周知方法がどのように行われているか、最近、村のホームページでは、白馬村に転入を計画される方へお願いというようなことで載っております。あれが全てではなく、やはり何といいますか外国人が今までの生活習慣、いろいろな違いの中から当然違う発想、あるいは違う行動が出て当たり前のことかと思いますが、ぜひ、外国人居住者が住民の推移ですか、あれを見ますとかなり9,000人を割ったのが9,000人に戻っているということは、かなりの方がいるのかなと推測しているわけですが、ぜひ外国人にも幅広い山岳都市を目指しての考え方についてお伺いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員の2つ目のご質問であります共生型観光地づくりについて、2項目でお尋ねをいただいております。お答えをさせていただきます。

開会の挨拶の中でも触れさせていただきましたが、2012から13のスキーシーズンには、円安効果という追い風もあって、外国人観光客数が大幅な伸び率を示しました。その一方で、外国人観光客によるトラブルも多く発生をしており、何らかの対策が求められていることも事実でございます。

観光局定時総会においても観光事業者の声として要望やご意見をいただいたところでございます。そのため、村では大町警察署や防犯関係者、観光関係者等を交えた対策会議を開催をし、2013から2014スキーシーズンに向けて具体的な対策を検討し、実行に移してまいりたいと、このように考えております。

一方、定住外国人に対しましては、一部で宿泊施設の無許可営業といった話も聞こえておりますので、まずは県の協力も仰ぎながら実態把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、議員ご指摘の行政区への加入、ごみ処理といった白馬村での生活上のルールの周知につ

きましては、かつて外国人居住者に向け、英語版の生活ガイドブックを作成をし、ホームページでの掲載や住民課窓口での配布を行ってまいりましたが、内容的に古くなってきており、実態にそぐわない部分も出てきておりますので、この冬シーズン前までに改訂版を作成をし、関係者への配布や、今後居住される外国人への周知用として活用をしてみたい、このように思っているところがございます。

以上で答弁は終わりとさせていただきますけれども、この共生型観光地という名前については、正直私も観光共生型観光地というような捉え方の中ではいろいろ勉強もさせていただいておりますが、特に観光に特定してこうだということについては、ちょっと知識不足のところもありますけれども、議員ご指摘のこの共生型観光地は、地域の条項も含めたことを主に言っておられるように思っております。そうした観点から、地域役員懇談会等でも河川の汚濁と衛生面、環境面を含めて、やはり国際観光都市としてどうあるべきか、とにかく地域を挙げて考えてほしいというお願いをしてみっております。

さらに、ごみの集積場を各地区に設置をしていただくための予算計上もしているところであります。

村としては、そうしたできることは積極的に進めていきたいと思っておりますが、ソフト面、それぞれの人の意識によるところも非常に大きいわけでありますので、そうした啓蒙、啓発については地域を挙げて、それでまた個々の皆さん方にも一層のご協力をいただきたい、このように思っているところがございます。

答弁は以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 時間はあとどのぐらいありますか。

議長（横田孝穂君） 2分30秒です。

第8番（太田 修君） わかりました。

冒頭私申し上げましたけれども、本当に観光局の定期総会の中の雰囲気を見ていて、もうルールをつくっていかなければいけないんじゃないのという、私はそんな感覚を受けたんですけども、やはりチラシも大事です。それは来た人、あるいは宿とお客さんの間の中ではそれはクリアできるかもしれませんけれども、やはり定住していくことによって、定住者はやはり営業許可とか、あるいは納税の関係とか、今言ったごみの関係とか、いろいろな問題が出てくるわけでございまして、ぜひ正直言ってここで考えてくれるかどうか、1つの返事を聞きたいと思っておりますが、お願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 法に規定されていることに準じて、それぞれのお客様、ここに定住を求める方には、役場としてできることは丁寧な取り組みをしてきているつもりでありますけれども、た

だ、許認可に伴うことについては、白馬村で関与できる部分は非常に少ないです。1つ建築確認にしてもそうですし、それから食の提供に関する宿泊営業許可等については、いろいろ不満等の実情はお聞きをしておりますけれども、村単独でそれを規制する法律はできないというのが実情でありますので、そうした中でも、やはり少しでもこの環境をよくしていくという面では、それぞれの県の出先機関と連携をしながら取り組みを進めていくということ以外には、今のところ打つ手がないというのが実情でございますので、ご理解をいただきたいと思ます。

議長（横田孝穂君） 太田議員の質問時間が終了いたしましたので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時08分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみでございます。

初めに、このたびこのように議員としてこの場に立たせていただき、一般質問させていただき、機会を得ましたことを心から感謝し、また光栄に思っております。何分にも新人議員であり、ふなれで緊張もしておりますので、答弁をいただいたにもかかわらず再質問をさせていただくなどの不手際があるかもしれませんが、ご容赦いただきますよう、よろしくお願いいたしまして、私の一般質問に入らせていただきます。

一昨日本会議2日目、1日目の、また本日の一般質問及び答弁の中でも、この村を取り巻く状況の厳しさがたびたび取り沙汰されておりました。長野オリンピック以降は右肩下がりの経済状況に加え、一昨年前の東日本大震災、福島第一原発事故による外国人観光客の減少など、村内の観光関連事業者は疲弊し切っております。そんな明かりの見えないトンネルの中にあるような状況下では、行政がリーダーシップをとってこの閉塞感から何とか抜け出す手だてをと住民が期待するのも当然のことで、ここにおられる行政執行者の皆様方にはその重圧を日々感じられておられることとお察し申し上げます。

昨年、政権が変わり、アベノミクスと呼ばれる経済戦略に楽観ムードが漂ってはいますが、人口流出や全国的な少子高齢化に伴う経済活動の収縮は避けることができず、長期的には税収の増は期待できないと予測されます。

この月曜日にふれあいセンターで行われました大北婦人会主催の長野県の伊藤教育長のお話では、地域が学校を応援し、学校と地域が信頼関係を築く、以前は家庭が行っていた道徳教育を地域が担うことで、本来の役割である教科を教えることに学校は専念でき、結果、子どもの学力が上がるとおっしゃっておりました。彼はまたソーシャル・キャピタル、社会関係資本が豊かであ

ることの利点も挙げておられました。ウィキペディアには政府や地方分権型社会の形成を推進している多くの都道府県や市町村において、市民の自発的行政参加や市民団体と行政による協働のまちづくりを推進するための原動力となる地域力の基礎をなす概念として、このソーシャル・キャピタルが注目されているとありました。

その地域力ですが、地域資源の蓄積力、地域の自治力、地域への関心力、この3つにより培われるものであり、地域資源の蓄積力とは、地域における環境条件や地域組織、及びその活動の積み重ねること、地域の自治力とは、地域の住民自身が地域の抱える問題をみずからのことと捉え、地域の組織的な対応により解決する力のことを指し、そして、3つ目の地域への関心力とは、常に地域の環境に関心を持ち、可能性があるなら向上していこうとする意欲で地域に関心を持ち定住していこうとする気持ちがまちづくりにつながり、この3つの力、すなわちソーシャル・キャピタルが豊かな地域は、政治的コミットメントの拡大、子どもの教育成果の向上、地域経済の発展、地域住民の健康状態の向上などなど、社会面、経済面において好ましい効果をもたらすとのことでした。

一昨日の村長の答弁の中にも何度か出てまいりました住民と行政との協働、これがまさにこれからの社会、これからの白馬村にとっても大切な鍵となる、うまく取り込むことができるか否かで命運が分かれる概念ではないか、そのように感じております。

以上のことを踏まえまして、今回は協働に対するこの村の考え方をテーマに、住民と行政との協働についてと、村づくりチームについての2点についてお伺いいたします。

白馬村第4次総合計画後期計画素案で大きく変化する環境に対応するには、住民と行政との協働が重要なキーワードであるとうたっています。まず、住民と行政との協働で、住民が行政に参加しているという意識が一番持てるのは審議会・委員会であると思われまます。

現在、白馬村には20以上の審議会・委員会があります。しかし、全委員数に占める公募の人数は10%にも満たない状況です。この数字は私がインターネットで調べた中の委員会で、そのほかに4委員会ほどあることが先日わかりました。全体では25ほどの委員会が現在活動中かと思われ、公募をしていない委員も半分以上あります。固定資産評価審議委員などの専門知識を必要とする委員会は別としても、先ほど出てまいりました住民の政治的コミットメントの拡大を図る目的において、村づくりに幅広く住民の声を反映させ、住民の行政に対する満足度を高めるために、村のあり方に意見を持ち、積極的にかかわりたいという人材を多く公募で求めることが必要ではないかと思われまます。

白馬村審議会等の委員会公募要綱に、公募による委員数を9人以上は1人以上、10人以上15人以下は2人以上、16人以上は3人以上と規定されていますが、この公募人数の割合を9人までは3人、15人までは5人というように30%以上にする、加えて女性が住民のほぼ半数であることを考えれば、女性の数も30%以上にするといった条例の改正をすべきと考えまます

が、村長はどのようにお考えになりますでしょうか。

2点目に、現在ある審議会・委員会の多くが傍聴可能となっております。協働の趣旨を考えれば、委員にならなくてもこういった委員会を傍聴することで村の方向性が理解できるのではないかと、また、傍聴者が協議内容に対し意見を述べる機会や方法があれば、幅広い意見の収集にもつながると思われれます。傍聴者をふやす施策と協議内容を広く知ってもらう施策を考えるつもりはありませんか。

最後に、委員会の中でも行政活動の改善・改革に直接つながるのが白馬村事務事業評価委員会であると思われれます。本年度はこの委員会は予定されているのでしょうか。また、予定されていないとしたらその理由は何なのでしょう。

以上、3点へのご答弁をお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 伊藤まゆみ議員から、住民と行政との協働について3項目にわたってのご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

住民と行政との協働についてのご質問、1つ目の審議会などの公募委員についてであります。議員ご指摘のとおり、公募委員や女性委員の拡充などは、住民と行政の協働や男女共同参画などの観点から貴重なご意見であると思われれます。ただ、審議会の中にはかなり専門知識も必要なものもありますので、一律に割合を定めてしまうのはなかなか難しいところがあるというふうにお考えしております。

また、公募をしてもほとんど応募もないといった状況もあることもぜひご理解をいただきたいと思われれます。私自身、村長に就任して以来、委員会の委員構成については公募を第一優先とすべきだということを進めてきました。また、職員もそうしたことに従って取り組みをしてきましたけれども、逆に応募をしてくれる人がいなくてお願いをするというようなこともままあることであることをぜひご理解をいただきたいと思われれます。しかしながら、今後はさらに広報などに力を入れて、大勢の皆さんが応募をしていただけるような雰囲気づくりに取り組んでまいりたいと思われれます。

次に、審議会の内容を広く知ってもらう施策についてであります。ご指摘のとおり、傍聴可能なものも多くありますので、会議時間の設定などを工夫して、傍聴しやすい環境づくりが大事かと思われれます。

また、多くの方が意見を述べる場については、パブリックコメントなどを活用して多くの意見を集約をしていくことは必要だと思われれますが、全ての審議会等にパブリックコメントが必要かは、審議会等の設置目的により判断をしていくべきだと、このようにお考えしております。

次に、事務事業評価委員会でありますけれども、本年度も開催を予定しております。評価の流れをご説明しますと、担当課で全ての事務事業の自己評価を行い、その後総務課において取りま

とめたものを庁内評価委員で評価をし、評価内容から抽出したものを事務事業評価委員会委員による客観的な評価をしていただくこととなっております。評価委員による評価は8月以降を予定しており、11月末ごろには評価の報告をいただき、行政ホームページ等で公表をしてみたいと思います。

1番目のご質問についての答弁は以上とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先日この通告書を出すに当たりまして、審議会・委員会名、委員の主な選出方法、全委員数、公募の有無と人数、公募での選出基準、傍聴の可・不可、審議・会議内容等公表の有無と方法、以上7項目のチャートをつくりまして、そこに記入していただく作業をお願いいたしました。また、同時に各委員会の委員の方々の名簿を見せていただくこともお願いいたしました。

チャートにつきましては翌日すぐ送っていただいたのですが、名簿は個人情報にかかわるので時間がかかるとのお答えで、まだいただいております。

先ほどの質問の中でも申しましたが、傍聴可能な委員が多い中、個人情報と言ってもお名前くらいはいただけるだろうと思っていましたので、近隣市町村の様子を見てみましましたところ、安曇野市、長野市はお手元にお配りしてあります別紙のようにお名前のほか、所属団体と役職、または公募なのかというところまで出ておりました。このように委員として名を連ねる以上、公の人と見てよろしいのではないかと。お名前と役職は、このようにインターネットで誰でも見れるようにしたほうがいいのではないかと。村長はどのようにお考えになりますでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） チャートでの報告はいただいたけれども、委員の名簿についてはいただけないということでもありますけれども、その理由の一つには個人情報にかかわるところがあるということが主なところであろうかと思っております。そうしたこともあろうかと思っておりますが、ただ、今伊藤議員ご指摘のように、これから公開をしていくという上については、委員の方に事前に委員になられたときには公表をさせていただきながらもいかがかという、やはり事前の対策も必要かこのように思っております。その中には人それぞれですので、いや公表するのならこの委員は嫌だとかいうようなことも中にはあろうかと思っております。それはそれとして、一応今ご提案としては貴重な提案だと思っておりますので、庁内で調整をしながら、公表ができるような方法に向けてちょっと検討もしてみたい、このように思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 公募の募集要綱では、ほかの審議会等の公募による委員に選任されていない方とありますが、指名推薦の場合はいかがでしょう。要するに、ほかの委員会や審議会と重なっていないかということです。県の場合もそうだとのことですが、委員会のメンバーが同じ

顔ぶれ、重複していると新しいアイデアを得るために、また県民的コンセンサスを得るためにも多岐にわたり、幅広く委員を求めたほうが良いと宮澤県議はおっしゃっておられました。私も同感ですが、村長はこの点に対してどうお考えでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） おっしゃられるとおりで思っております。

私がこの公募をするという1つの条件に公募をする、そしてその内容については、同じ人の同じ顔ぶれの委員にならないようにということも、公募をする1つの条件に提案をしておりました。ただ、なかなか客観的に見て難しいなと思われるのは、人口10万人のところと9,000人満たないところと、やはりその会に積極的に参加をしていただけるかどうかというところはその基盤が違うというところもあるかと思えます。

そういう外的な要因もありますけれども、私自身の考え方としては、公募をする、そして委員になる人は他の委員と重ならないようにする、より大勢の人に参加をしてもらって、村の実情をよく理解をしていただく、協働の精神で村づくりにともに励んでいただくという、そういう精神ではおっしゃられるとおりで、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 白馬村のように移住者が多いところでは、新しい地を知るためにインターネットが一番便利な検索ツールであります。ここを充実しておけば庁内の業務がスムーズにはかどるのではないかと思います。残念なことに、白馬村にどんな委員会があるのかを検索するのにとても時間がかかり、先ほどの事務事業評価委員会もネットで検索したときには、平成23年度の報告書、公募の概要や申し込みは平成22年度の受付期間が直近のものでした。お配りしてありますプリントの3ページにありますように、一目でどんな委員会があるのかわかるようにすることは行政しかできない、行政が分担すべき部分と考えております。

また、先月の30日に行われました白馬高校を考える村民大会で私がさせていただいた委員を公募してほしい旨の要望に対しまして、時間がないので公募はできない、会議は公開でやっている、それを傍聴して意見があったら述べてほしいというお答えをいただきました。

しかし、インターネットで検索しても、その委員会のページ、情報が得られません。公開、傍聴可能というのであれば、村長が会長を務めております白馬村のホームページに、別紙4ページ、安曇野市の例のような丁寧な情報を載せるべきと思いますがいかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 白馬高校の件につきましては、もう数年前から会議を設立してやっているわけですが、たまたま今ご指摘をいただき、私もはっとしたところでもありますけれども、事務局を白馬高校に置いてあるということで、行政がそこに積極的にかかわりを持ってこなかったことが情報として出なかったということについては大変申しわけなく思っておりますし、この安

曇野市の例も1つの参考にはなるものと、このように考えておりますので、ホームページ全体をもう一度考えてみるというようなことも必要かなと、こんなふうに思っておりますので、少し時間をいただきたいと、こんなふうに思っております。

議長（横田孝穂君） 窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今、伊藤議員さんから事務事業評価の公表が23年度分でしたというお話があったかと思うんですけども、この事務事業評価については前年度の事業を評価して当該年度に公表するという形になっておりますので、24年度の事業については、これから評価をいただき公表するという形になっておりますので、ちょっと1年おくれということでご理解いただきたいと思えます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） インターネットを充実していただけるように、よろしく願いいたします。

それと、平成23年度白馬村、先ほどの事務事業評価結果報告書の11ページに評価委員の方々の名簿がありますが、8、9番目の方、先ほど村長さんもおっしゃられていましたが、どうも公募の方がいらっしゃらなかったようで、お2人は公募者不在による選任委員となっております。最新の広報はくば6月号の8ページに、平成24年度情報公開制度の運用状況がありまして、その最下段の公募委員調査によりますと、公募数に対して応募が同数、もしくは低いことがわかります。国保運営協議会は3名募集中ゼロ名の応募、白馬村人・農地プラン検討委員会では、14名の応募に対してたった1名しか応募していないことになっております。

また、教育委員会の会議は公開となっているとのことですが、県は傍聴者が非常に少ないことを憂いておりまして、その増加に努力してほしい内容の新聞記事がありました。白馬村の教育委員会の会議の傍聴者数を聞きましたところ、ゼロとの回答をいただきました。

村長は、住民に対して理解してほしい旨のお言葉をよく発せられますが、行政としてもやるだけのことはやったという姿勢があつて、あとは住民の判断、理解を求めるとというのが本来の姿と思われまふ。ここに挙げたのはわずかな例ではありますが、こういった公募の応募人数や傍聴者の数などを見ておますと、本当に努力しているのかと疑問に思われても仕方がないことと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） おっしゃられることはよくわかりますけれども、もう一度伊藤議員にもお考えをいただきたいのは、伊藤議員の冒頭のお話の中にも、地域づくりの中で村民がやるべきこと、行政がやるべきこと、そういうことに力を入れておっしゃっておられましたが、私自身もこの村づくり、協働については、自主・自立が大事であることは言うまでもないわけでありまふが、自助・共助・公助の基本的なことをお互いに理解をしていただければ、私は自然的に皆さん方が村

の行政にも関心を持っていただける、こうしたことから本当は公募をする旨の情報が出れば積極的に公募をしていただきたい、こういうのが私の考えであります。今、伊藤さんのほうからは、公募に参加をするその体制づくりを行政がして、これだけやりましたよというようにすべきだというお話がございましたけれども、ぜひそうした方向、具体的にこうすれば情報として十分だというようなこと、もし伊藤議員のほうからいい提案があれば出していただきたいと、このように思っております。

伊藤議員からは、パソコン等を通じての情報公開が一番だというふうにお聞きしましたがけれども、また人によっては、もうパソコンのほうを読めない人もいるのでだめだと、新聞の折り込みにしろとか、いろいろご意見もありますので、これから議会の皆さんとともに、やはりこの基本的な協働による村づくりの方針は時間をかけながら、とにかく時間をかけながらというのは語弊がありますけれども、できるだけ早い時期に取り組みは考えていきたい、このように思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 実を言いますと、その辺の答えを私は用意しておりまして、以前から白馬村が発信する情報が村内、村外とも非常に少ないと思っております。同じような意見を複数の方がおっしゃっておりました。情報が的確に行き渡らないというのは、先ほどのソーシャル・キャピタルを充実する上で非常にネックになってくると危惧しているわけです。

情報発信では、紙媒体の広報はくばがあるわけですが、こちらは区に加入されている方をメールに配布されており、加入していない住民は役場まで取りに来る、それでもいいわけですが、読むという作業に時間がかかるので引いてしまう部分もあります。また、ケーブルテレビは全戸が加入しているわけではありませんし、インターネットで得られる情報も整備されておらず探しにくい、新聞に至っては、折り込みが入った日や記事を見落としたりしたら全く意味がなされなくなります。

制限はあるかと思いますが、私は、広報無線を情報発信の窓口にし、詳細は広報紙やインターネット、あるいはケーブルで得ていただくというのが一番の方法だと常々思っておりました。今行っております一般公開を夕方の夕食時に放送している自治体があるということもお聞きしております。

ハンディーすなわち小ぶりでということですが、ハンディーですので、使い方によっては非常に有効に活用できると思います。災害時には電池に切りかえて使用できるという利点もあり、年配の方には強い味方になるのではないかと思います。こういった災害時に備える意味でも、こちらが全戸に行き渡るようなキャンペーン等を実施していただく、まずは、ここから村の情報が手に入るという仕組みを考えたいかかと思いますが、どうでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

情報を出していく手段として、新聞、ケーブルテレビ、議会報、館報、それぞれあるわけでありますけれども、それでも不足だと、それを補完するのに防災無線を使えと、こういうご提案でありますけれども、防災無線については、法律で定められた範囲の使用しかできないということもあります。その辺も大きなネックになるだろうと、このように思っております。

ただ、災害時における対応としての情報発信については、今衛星電話、そういうものを使用しながら、災害の際には適切な迅速な救助活動ができるような取り組みは今進めているところでありますので、ちょっと話題が違うかもしれませんが、現実はそのことだというふうにご理解をいただきたいと思っております。

我々も防災無線がいかようにでも使えるというような状況になれば、これは1つ有効な情報発信の手段だと、このようには考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私は、防災無線に関しては、こちらの条例で決められるというふうに思っていたんですが、そういうことではないということでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今村長がお答えしましたとおり、防災無線というのは用途が限られています。特定な内容を瞬時に住民の皆さんに伝えるというような役割があります。そのほかに朝夕、行政として必要な情報を最小限度、最小限度ってちょっと失礼なんですけれども、最小限度の時間の枠の中で発信させていただいておりますので、防災無線を全ての情報発信の機器に使っていくということについては、若干問題があるだろうなというふうに思います。

ただ、村の持っている情報を全ての住民の皆さんに等しく発していくというのはなかなか難しい手段であろうかと思っております。村長が言いましたように、村ではいろいろな広報手段を持っています。ユーテレ、それから防災無線、広報はくば、議会だよりといったものを最大限に活用しながら、住民の皆さんにきめ細かく情報が届くような努力は怠らないようにしていきたいと思っております。防災無線については、ちょっと用途が限られているということをご理解いただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私が提案いたしましたのは、ここを窓口としてということで、こういう情報がありますよということだけで私はいいいのかなと思っております。あとは詳細は広報に載っている、何月号に載っているとか、広報に関してはこういった公募をしているというのはやはり大切なところだと思います。公募委員がないというのは、やはり広報の仕方がまずいのではないかと、地産地消の公募もされていたかと思うんですが、私、それはやはりインターネットも見えませんでしたし、広報で聞いたことも全くありません。なのでもう一度そういった広報で流せる情報、それをもうちょっと幅を持たせていただければなと思っております。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

先ほども申しましたが、こういう経済状況のもと、住民は村に対して光をともし救世的な役割を求めています。前回の議会だより104号の中で篠崎久美子議員が質問された村づくりを推進する担当部署の必要性に対して、課を横断した村づくりチームなどを検討したいとの村長の答弁に、そんな光を見出した方も少なからずおられたことと思います。かく言う私もその一人です。この村づくりチームが掲げる目標、その目標を遂行するための具体的な計画をお聞かせください。

2点目ですが、課を横断したチームということであれば、各課から上司などの判断で選出するという形が多いかと思われます。しかし、個性豊かな村づくりを進めるためには、斬新でユニークな発想、他市町村のまねごとでないアイデアで全国に発信する必要があると思われます。若手職員を対象にしたプロジェクトチームを編成し、研修旅行を公費で行う、あるいは地元のまちづくりNPOや各地区のまちづくりグループとの勉強会、意見交換会等の開催は、財源がなくても明日からすぐにできるはずであります。

若者ばかりにこだわるのではなく、現場に近い職員の方々は日常の業務の中で、この村が必要とするもの、あったらいいなと思っているものに日々遭遇し、思いをはせている気がいたします。そういったアイデアを埋もれさせず、適材適所で生かしてあげられるのは、ひとえに上司である村長の手腕にかかっております。従来のもった職的な組織づくりから脱却し、公募でやる気ある人材を募り、そして、権限と責任と信頼とを与え、少数精鋭の即決可能で小回りのきく村づくりチームができれば、疲弊し切ったこの白馬村のカンフル剤に必ずなるはずだと信じてやみませんが、村長はどのようなお考えでしょうか。

以上、2点の答弁をよろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問であります村づくりチームについてのご提言であります。

2項目にわたってご質問をいただいておりますが、3月の定例会の折、篠崎議員の一般質問でお答えをしたとおり、場合によっては課を横断的にまちづくりチームなどを検討しながら、村づくりを推進してまいりたいと考えております。

現在のところ、早々にチームを立ち上げてという段階ではありませんので、今後、企画担当などで原案を作成し、課長会議等で検討してまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、若手職員の意見やまちづくりグループなどとの協働も十分考えられますので、今後の参考にはさせていただきたい、このように思っております。

私も今まで、ちょっと手法は違ったのかもしれませんが、何としても元気な、そして豊かさを感じられるような、そしてさらにはこれからもこの白馬に住み続けたいという村づくりを目指すことを大きな目標にして取り組んできたつもりではありますが、なかなか言うはやすく行う

は難しのところも多々ありますが、そうした中で地区懇談会を各29地区で開催することをいたしました。そして、そこには行政職員が地区の人の思いがわかるように地区の担当職員と一緒に同席をさせながら、地域の皆さんの声を行政に反映できるような取り組みもしてきたつもりでございます。

そうしたことを若手職員、担当職員から行政の中で反映をしていただき、村民の皆様の意向も伝えられる、そうして実現できる、こんなことを思いながら進めてきたところでありますけれども、今新たに全く考えていなかったわけではありませんけれども、この村づくり検討委員会的な組織を立ち上げることも大変有意義なことだと、こんなふうには思っておりますので、具体的に事が進められるよう、検討してまいりたいと思っております。

以上で、村づくりチームについての答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 村づくりをする上では、行政が主体となったとしても住民が深くかかわっていないと進んでまいりません。神奈川県のアシカ町ではまちづくりを行政だけに頼る時代は終わったと認識し、「あなたの夢を実現しませんか？町民アイデアまちづくり事業」を進め、住民の自治運営に参加する権利を保障した条例を平成16年に制定したそうです。

自治運営の基本原則としては、参加の原則、情報共有の原則、自治運営においては町民、議会、町の3者の権利や責務を明確にしてあるとのこと。やはりここでも情報の共有はキーワードとしても挙げられていますが、大切なのは役割の明確化だと思います。

先日、村長は答弁の中で県の総合5カ年計画を絶賛されておられましたが、その中には、「県民の皆様へ」という欄がありまして、県民にはこうしてほしいという要望が盛り込まれております。

例えば、地域の人手はもちろん、観光客の皆様に対して明るい笑顔で挨拶しましょうとあり、県内産農畜産物や木材、その加工品を積極的に購入、活用し、そのすばらしさをアピールしましょうとあり、それに対し県は、世界水準の山岳高原観光地づくり、農林業の高付加価値化を役割として数値目標まで設定しております。住民に対してやみくもにただ財源がない、理解してくれというだけでは納得できないというのが本音で、県の計画のように、行政はこういう努力をいたしますと行政の役割を示し、その後で住民に理解、協力を求めるのが本来の姿と思いますが、いかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 総合5カ年計画を私は絶賛をしたわけではございません。

あの計画の中に、白馬村が進めようと今もう既に手をつけている、大分ダブるところがある、そういう意味では大変評価に値するし、やはり村の姿勢も県と連携をしながら取り組みをしたい、こういう意味で申し上げたつもりでございます。

ぜひ、村の取り組む姿勢、本来それにも行政が主体的に情報を発信をして、村民に今村が考えている村のあり方、将来のあり方について明確にお示しをしていくということは、これは大事なことであります。そういう意味で、今回も観光について言えば、観光政策の将来展望、そうしたものをやはり行政が主体となって描いていくべきじゃないか、こんなようなことから組織の見直しを進めているところであります。

議員ご指摘のように、その具現化のために行政はこういうことをしていくので村民の皆様にもこういうところでご協力をいただきたいということをやはりやってから、行政はその姿勢を明確に出すべきではないかというご指摘だったと思います。言われることはもっともだと思いますし、事の進め方には卵が先か鶏が先かというようなところもありますけれども、私が今この長として村を預かっている中では、県のような方法を大いに参考にさせていただきながら、村づくりへの共有が村民とともに持てるように努力はしていきたい、このように思っていますし、議員にもこれからそうしたところへ積極的に参加をしていただく機会もふえようかと思っておりますので、行動のほうでもぜひ参加をしていただき、またご提言がいただければと、このように思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 前向きに検討していただけるということで、心強く思っております。

一昨日、新エネルギー推進会議のことが一般質問の中で出てまいりました。あの日、たまたまNHK第一のラジオで長野県飯田市の小水力発電の取り組みについての放送を、担当課長の竹前さんという方がお話されておりました。飯田市は以前から太陽光発電を利用した自然エネルギーの推進で県内でも有名な市ですが、このたび小水力発電で売電し、収益金を投資したり、雇用につなげ、中山間地域の自立につなげようという取り組みを始めたそうです。

もともとは1年3カ月ほど前、上村保育園の入園者のめどが立たず、25年度から休園になるかもしれない、保育園の休園は小学校の休校を招き、ひいてはコミュニティの崩壊につながりかねないと市長が危機感を持ち、全庁横断的な小水力による、この上村プロジェクトを立ち上げたとのことです。年間予算は300万円程度で、これを中山間地域の自立に向けた入り口政策と捉え、出口政策としては、この小水力発電計画で毎年最大1,000万円の利益を見込むように仕上げ、プロジェクト自体への還元ばかりか、その地域の医療や公共交通などをさらに充実させることを可能にさせたいといった意気込みがあるようです。

この白馬村も水が豊富なところで、水資源を利用した小水力発電には大いに期待しておりますが、先ほど出てまいりました新エネルギー推進会議はまだ設立されていないと伺いました。前述の市長のように危機感を持っておられるのかというところが非常に気になるところであります。

先日の新聞に、頑張る自治体には手厚く交付税を交付するとの国の方針が載っておりました。現在のところ、その頑張る自治体にこの白馬村が入るのか、非常に疑問に思っているところであります。

ここで私が述べさせていただいたことは、大きな財源を必要としたり、適正な人材を必要とするものではありません。首長である村長のやる気によるだけのものと思います。長い間、住民の頭の上に垂れ込めているこの暗雲を一日でも早く吹き飛ばしていただけるよう、スピード感を持ってやっていただく努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 答弁はよろしいですか。

第4番（伊藤まゆみ君） いいです。

議長（横田孝穂君） では、質問がありませんので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番松本喜美人議員の一般質問を許します。第3番松本喜美人議員。

第3番（松本喜美人君） 3番議員の松本喜美人でございます。

私は、憲法で定めます村長と議会によります二元代表制を遵守し、この4年間、白馬村議会議員として、議会の本分であります条例・予算等を村民目線で審議、決定してまいり所存でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、前置きはこのくらいにさせていただきます、早速でございますけれども質問に入らせていただきたいと思います。

私も新人議員でございます、3月の定例会及びそれ以前に先輩議員が質問させていただいた部分と重複することがあるかと思ひますし、また、本定例会の一昨日の一般質問、本日の午前中での一般質問等の中で既に太田村長が答弁された部分も何点かございますが、通告書どおり、私のほうから次の4項目につきまして質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1点でございますけれども、職員等の村民対応につきまして、2点目といたしまして村有施設の維持管理について、3点目といたしまして政府が推進するアベノミクスについて、4番目に職員教育について、この4点を質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、最初に、職員等の村民対応でございますけれども、この質問に入らせていただきたいと思います。

多くの村民からお話を聞く中におきましては、行政等にいろいろな要望、提言等々を申し上げますと、必ずと言っていいほど、「予算がとれない、お金がない」というようなことを必ず言われるというような声を大変多くの村民から聞いてございます。

その一方では、太田村長のほうから基金の造成をしまったというようなお話も、いろいろな場

面でお話をお聞きしておるわけでございます。

それと、村民大方の皆さんがご理解をいただいておりますような下水道負担金の回収不能問題でありますとか、各種税の不納欠損額の問題でありますとか、そういった部分がある中で、「お金がない、予算がない」というような回答に終始するということにつきまして、これらにつきまして、村長の見解についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松本議員から、3点にわたってのご質問をいただいております。

まず、最初の、職員等の村民対応についてのご質問であります。

予算がない、金がないから村は何もやってくれないと、こういう厳しいご指摘でありますけれども、振り返ってみますと、確かに10年ほど前は国による三位一体の改革が進められ、各種の補助金、地方交付税が減額をされたと同時に、やはりオリンピック関連事業の償還が重なって財政状況が大変厳しい時期にあったことは事実のことです。ただ、その後、平成20年度以降は、国による経済対策関連の各種交付金が創設されたことから、これらを活用し、ハード面を中心に少しずつ地域の要望にも応えられるように進めてきたつもりであります。

また、基金造成がミスマッチとのご指摘をいただきましたけれども、先ほど申し上げました財政状況が非常に厳しかった時期は、基金を取り崩してやりくりをした経過もあることから、現在の基金残高は約14億8,000万円です。平成22年度末の白馬村の基金残高は13億円で、大北管内の町村の平均で申し上げますと21億円ですけれども、それと比べると、決して潤沢な状況にあるとは言えません。そういった面からも、基金の造成と投資をバランスよく行い、健全財政を維持していくことも将来の村づくりには大変必要なことだと考えております。

また、下水道受益者負担金や村税の未収金のご指摘につきましても、村民の皆様には大変ご心配をおかけをしておりますけれども、法令にのっとった督促や催告、さらには滞納処分等の措置を的確に行った上で、それでも回収が見込めない債権については、これを不納欠損処分として財政計画を立てていくことが必要であろうと考えているところであります。

村民要望に100%お応えすることはなかなか厳しい状況でありますけれども、その中で優先順位をつけ、災害、事故誘発等の危険度や、毎年同じ地域に投資が重ならないような地域バランスも考慮したり、あるいは国・県等からの特定財源もうまく活用しながら、少しでも要望にお応えできるような予算配分を行っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと、このように思っているところでございます。

なかなかこうした村の実情をご理解いただくために、それぞれの地区役員の皆様にお話をしたり、あるいは住民懇談会等を通じて村の現状、そして事業の計画等についてもお話をしているつもりですけれども、まだまだ情報の足りないところがあったかもしれないと反省もしているところであります。基本的な考えは今申し上げたようなことで、今後も健全財政を目指しな

がら行財政運営を進めてまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ただいま太田村長のほうから答弁をいただいたわけですが、私も基金を否定するものではございません。将来にわたりまして安定的な行財政運営を図るには、やはり基金は必要だと思っております。

ただ、村民の意識の中には、全て断られているという意識が非常に根強いものがございます。そして、最近ではできる限り緊急性、優先性、地区バランスを考えた中で取り入れておるといふ答弁でございますけれども、やはり村民の中には、全てお断りしているというような認識を持たれている方が非常に多いというのが現実でございます。その辺につきまして、それぞれの村民対応につきましては、直接村長室でお話しをするという村民は非常に少ないと思います。それぞれの課の窓口、もしくはそれぞれの課長さん方にそういった要望等がなされていると思いますが、そういった点につきまして、課長さん方への村民への対応についての具体的な指示等がなされておるようであればお話をいただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 確かに議員さんご指摘のとおり、それぞれの地域ではさまざまな要求がございます。したがって、それぞれを担当する部署に出向いて、区長さんなりが相談をするという仕組みであります。

村長が最初に答弁したとおり、過去には予算的なものがありまして、なかなか実現できないということもありましたけれども、話は丁寧に聞いてあげなさい、そして、日々の生活に支障のあるもの、例えば舗装の穴埋めであったり、緊急を要するものであるならば直ちに対応しなさいということで指導をしておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っておりますし、ここ数年は、集落役員懇談会の中でも、特に建設課の対応は速やかにできてよかったというような評価もいただいております。一方では議員さんのおっしゃるような指摘もありますので、これからしっかりと体制を組んでいきたいと思っております。

要は、気配り、心配り、目配りのできる行政をしなさいというご指摘だと思いますので、しっかりと肝に銘じたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 今、窪田副村長のほうから答弁をいただいたわけですが、もう1点私のほうからお尋ねをさせていただきたいと思っておりますが、村民に対しまして回答する中で、「お金がない、予算がない」ではなくて、もっと具体的に踏み込んで、例えば回答をいただけないものでしょうか。

例えば、それぞれの課におきましては、予算要求をしたけれども総務課で蹴られたとか、村長

査定で蹴られたとか、そういった回答をいただきますと、直接それぞれ村長さんなりにこういう地域の情勢があるとか、団体によってはこういう情勢だからというお願いもできるのではないかなと思います。ただ一言でお金がない、予算がないというような対応ですと、その後どこへ持っていったのかということがわからないということも考えられますので、できる限り透明性ということを考えていただきますと、予算要求をしたけれども、総務課の査定で通らなかったとか、村長査定で通らなかったとかというところが、もし差し支えなければそのような村民に対する答弁をお願いしたいというふうに考えておりますけれども、それにつきましては見解をお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 大変答弁が難しいところでありましてけれども、基本的に通常の状態で行きますと、行政は予算主義をとっております。当然入ってくる入が想定できますので、その中で配分をしていかなければいけないということが大前提にあります。

ただ、緊急経済対策等で国が急遽補助事業として補助を出してくれる、その対象に当たったような場合には、優先的というか今までの要望にお応えできるというような、そういうこともありますけれども、通常の予算編成のときには、さっき言った緊急性だとか優位性、必要性等を考慮しながら各課が予算要求をしてくるわけでございます。各課の予算をまた総務課サイドで検討して全体的な予算配分を待ち、最終的には村長の決裁を受けるということになるわけでありまして。中には長年の懸案でほかの事業よりも優先してやるということもあろうかと思っておりますけれども、やはり各それぞれの村民の皆さんが不公平感を持たないような予算配分はしているつもりであります。

ただ、言葉が足らなかったために、その総額が確保できないことからお金がないというような言葉につながっている部分が大部分ではないかと、そんなふうに思っております。

国の予算的なことを申し上げますと、大きな事業、ソフト事業は結構お金のかかるものもありますけれども、平均的に見ますと大体3分の1、もしくは特別なもので半分の補助金で事業が執行されるわけでありましてけれども、その残りはどうしても村の一般財源を使わなければいけないというようなことでありますので、事業導入に当たっては、結局基金にも影響があることから、全体のバランスを考えなくてはいけない、そんなところも出てブレーキのかかる場所も全くないわけではありません。そうしたことからできるだけ補助事業等を有効に使いたいということからも、基金造成等は可能な限り積み立てておくということは、これは民間企業によっても内部留保、基金の積み立てが必要であることは、その企業の体力判定に一番重要なところでもありますので、そういった面では行政も同じことかなと、そういうことに心配りをしながら今後もまた取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 今太田村長のほうから、優位性とか、必要性とか、公平性というようなものを考慮して、それぞれ回答をしておるということの答弁をいただいたわけであります。

一応この質問につきましては、私が答弁をいただいた中で感ずるところを申し上げて打ち切りたいと思いますけれども、まず、「予算がない、お金がない」という回答が村民要望に対して、職員としては一番楽な回答だと思うんですね。やはり今村長が答弁されたようなお話を、それぞれ要望された地区であるとか村民に対して説明をしていくということ、そうしないと現実的にはやはり基金の造成というものは非常に大事であるということは私も認識しておりますけれども、多くの村民からしてみますと、例えば21年度に2億円、22年度に3億円というような大きな基金を造成した中では、お金がないよと言って納得できるということはまず考えられないわけでございますので、先ほども申し上げましたとおり、基金造成を否定するものではありませんけれども、基金をしていく上においては、なおさらそういう村民に対する配慮とか説明というものが必要なのではないのかなと思います。

実は私も答弁によっては、きょうの午前中、同僚の伊藤議員のほうからやる気を起こせばというようなまとめがございましたけれども、私はこの部分につきましては、お金がないのではなくてやる気がないという村民の意見が多いということをお伝えをしておきたいなというふうに思っており、この村民対応への質問は終わらせていただきます。

次に、2番目の村有施設の維持管理ということを質問をさせていただきたいと思います。

当然のことながら役場の庁舎を初めとして、役場が管理する学校関係、保育園関係、それからオリンピック施設等々多くの村有施設がございますけれども、そういったものの建物の管理等に対しまして、管理意識の徹底について庁内でどういった徹底がなされておるのか具体的にお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2点目のご質問であります村有施設の維持管理についてお答えをさせていただきます。

まず、最初に、平成18年度、平成22年度の白馬北小学校校舎の屋根の破損と軒天の破損につきましては、議員からご指摘をいただきましたように事前の状況把握が悪かったと、不備があったように思われます。屋根雪の状態と積雪状況を日々確認して、児童・生徒が被災しないのはもちろん、保護者や先生など学校を訪れた人たちが安心していただけるよう、また施設をより大事にして余分な支出をできるだけしないような危機管理意識の高揚を図っていかねばいけないと認識を新たにしたところでございます。

次に、スノーハープ入り口の看板についてであります。1998年長野冬季オリンピックのクロスカントリー競技、同年の長野パラリンピック、クロスカントリー競技、2005年のスペシャルオリンピック、クロスカントリー競技の協議会場として、さまざまなドラマを全世界に発

信を……すみません、先行してしまいました。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 今村有施設、特に学校等の施設に対する管理意識についてということで、村長のほうから工事の状況等々ご答弁をいただいたわけでありますが、これにつきましては、実質工事が行われたのが18年度と22年度と非常に古いわけでございますけれども、ここでそれぞれ私も3月まで務めていた職場の中で、役場の職員と接する機会が非常に多い中で、その学校の雪害に対してお伺いしたところ、北小の南校舎、ですから職員の玄関口のあるところの破損工事というようなことでございます。

それで、私が思うのには役場の職員の大方の皆さんが白馬で生まれ白馬で育って、雪国の管理体制というものは教えることなく身をもって身につけているものだというふうに考えております。そして、北小の南校舎ということでございますと、大変アバウトな数字で恐縮でありますけれども、役場の職員の3分の1が朝の出勤時、退庁時には見れる箇所にあるということでありまして、これが例えば猿倉の小屋が春先に行ったら潰れていたとかというものと全然性格が違うと思いません。

やはりそういった点で、目配り、気配りというようなものと、それから、いわゆる縦割り行政の弊害というようなものがどうしてもそういったところにあらわれているのかなど。ですからそういった部分では必ず朝に夕に雪の状況を確認をするなりして、それらの対策というようなものを考えるべきではないかなど。

それと、もう1つ大変大事なことがそのお話を聞いたときもそうだったんですけども、実は修繕費につきましては保険を使っておりますので、お金を村費は投入しておりませんという答えがつい最近確認したところでも返ってまいりました。私もこの工事を行った当時聞いたときも、そのときの担当者もやはり同じことを言われております。

私は本質的に違うなど考えるのは、お金の問題ではないということでありまして。やはりその建物というものが、白馬村にとりましては、あすを担っていく子どもたちがいるということでありまして。ですから村費を投入していないからということではなくて、やはり白馬村の将来をしょっていく子どもたちがいるということでありまして。幸いにしまして18年のときというのは、何か土日、学校の休みの日に起こったというふうに聞いております。

そういった観点からも、何課だから関係ないよということではなくて、ぜひそういった危機管理意識というようなものを全職員が持つような管理体制というようなものを徹底というものについて職員の皆さんに図っていただきたいというふうに考えておりますけれども、村長いかがでしょうか、お伺いしたいと思えます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今校舎の管理について再度お尋ねをいただいたわけでありましてけれども、職

員のほうから修繕費は村の村費を使っていないというようなことで、それを答えとしたとするならば、大変私としても不本意な発言だというふうに認識をしております。

その実害に対して全てのお金はかかっていなくても、金銭でいえば掛け金については村費を使ってやるわけでありますから、その辺のところは保険のいいところではありますが、ただ、気持ちの持ち方として、そうした発言につながることは不本意であると同時に、やはり物を大事にするその気持ち、人の物だからということではなくて、その気持ちをやはり自分の持ち物とした場合にどうかというようなところまで踏み込んでやはり自分の考えを持つべきだと思いますし、さらにはその事故が子どもたちの安全・安心を確保できないような状況になるというようなことが起こればこれは大きな問題でありますので、今後課内で今ご指摘のようなことについては再度再確認をし、今後の取り組みをきちっと決めていこうと、こんなふうに思っています。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。

松本議員、通告の（２）のスノーハープの件も含めて質問をお願いいたします。松本議員。

第３番（松本喜美人君） すみません。それでは、最初に学校施設の関係でありますけれども、これに関しましては私の所見を述べさせていただきますと、やはり学校等での雪害というようなものももし生徒さんの登校日に起こったとすると、やはり観光地での安全・安心というようなもの、これはお客様に対してのみでなくて、やはり村民に優先されるべき安心であり、安全であろうかと思っておりますので、私は村の村有施設というのは村民一人一人から役場の皆さんが預かって管理、運営しているというくらいな感覚を持っております。もしそれは法的に違うよということであれば後でご指摘をいただきたいと思いますが、そんなことでぜひ大事な子どもさんたちがいるということでもありますので、そういう管理をぜひ徹底をお願いしたいと思います。

それから、申しわけございません。私のほうで大きな２の２番目を落としてしまいまして恐縮でございます。

実はもう１点、村有施設の維持管理の部分でありますけれども、神城にございますスノーハープの入り口に設置されております入口の看板でございますけれども、実はここ何年か、行く機会を得ておりますけれども、補修といいますか塗装が剥げまして全くみすぼらしい状況になっておるわけでございます。この工事を必要としないとするならば撤去をすべきだろうなというふうに考えております。

この辺のところも予算がない、お金がないというところにつながっているのかなというような感じもいたしておりますけれども、来月にはクロスカントリーの大会がございますし、それからナショナルトレーニングセンターの指定云々というようなところでも、地域の誠意というようなものがこういったところからもささいなことでありますけれども、オリンピック施設の維持管理が徹底されていないというようなことがマイナス要因になりかねない部分でもあろうかとも思います。大変ささいなことではありますけれども、これにつきまして村長の考え方をお伺いしたい

と思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 先ほどはちょっと通告があったものとして先行してしまいましたけれども、スノーハープの件については少し触れましたけれども、オリンピック、パラリンピック、スペシャルオリンピック等であのスノーハープの大盛況に終わった競技の状況が全世界に向けて発信をされてきたわけでありまして。そうした競技からもう既に15年が経過をし、維持管理に多くの費用が発生をしていることはご承知のことだと思います。加えて跡地利用を有効にということで、クロスカントリー大会のとき、雨降りのときなどには異臭の問題と水はけの悪さが特に指摘をされていたわけでありまして、その解消と、さらには400メートルのトラック場の設備等についても要請があったわけでありましてけれども、調査をした結果、排水設備は十分機能する、ある程度の修復をすれば機能するということがわかりましたので、この修復に向けて手をつけてまいります。

ご指摘のありました案内看板の老朽化、あるいは日焼け等による文字確認ができなくて、訪れる皆さんにとって非常に不親切な状況ではないかと、まさにおっしゃられるとおりでありますので、今申し上げました排水工事等にあわせて工事をさせたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 排水工事にあわせまして補修工事を行うということでありましてけれども、具体的には7月のクロスカントリーの大会にはその工事が間に合うのかどうかということをお尋ねをさせていただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） お答えをいたします。

今村長のほうからあわせてというふうにお話がありましたけれども、看板につきましては予算のほうも何とか確保できておる状況でありますので、早急に7月の大会までには改修をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、両面できる予算ではないものですから、お客様にまず見ていただく面を整備して、残り来年度以降ということで考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 今松澤課長のほうから具体的に回答をいただいたわけでありましてけれども、ぜひスポーツ施設であると同時に観光施設でもあるわけですので、看板の字が読み取れないというようなところまで観光立村をうたう村が放っておくということが考えられないわけでありまして、ささいなことかもしれませんが、やはりそういったものが観光地での

施設の維持管理ということになるかと思しますので、ぜひ古くなったものについてはそんなに高額な費用ではないはずでありますので必ず管理をお願いしたいなど、管理ができないものについては撤去するというような、それが新しい観光施設の管理体制ではないかと思しますので、そのようにお願いをしたいと思します。

2番目の質問につきましてはこれをもちまして打ち切りまして、3番目の政府が推進するアベノミクスについてお尋ねをさせていただきたいと思します。

実は私が説明するまでもなく、今年の12月に発足いたしました第2次安倍内閣の経済対策を総称してアベノミクスというようなことで、それぞれの施策が進んでおるわけでございます。そういった中で2点ほどお尋ねをさせていただきたいわけでありましてけれども、1点目が、本村の基幹産業、いわゆる観光産業に与える効果に対する期待及び当然懸念材料もあろうかと思しますけれども、この懸念材料に対する危機感を持った対応と対策について、村長のお考え方をお尋ねしたいと思します。よろしくお願します。

それと、もう1点でありますけれども、多額の未収金を抱えておるわけでございますけれども、それらの各種税金でありますとか、上下水道料、それから下水道の負担金、国保税等々を抱えておりますけれども、アベノミクスが与える徴収業務への影響というものをどのように想定をされておるのか、あわせてお伺いをさせていただきたいと思します。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 政府が推進するアベノミクスについて、2つの項目でご質問をいただいております。

アベノミクスによる本村基幹産業に与える効果に対する期待と、懸念材料に対する危機感を持った対応と対策についてのご質問でありますけれども、今年の暮れから円安、株高傾向が続き、輸出関連企業を中心に国内経済が活性化をしてきている、このように言われているところでありますけれども、この地方白馬村においては、まだこの景況感が実感できるまでは至っていない、实体经济に反映はされていないというのが現状だと認識をしております。また、燃料や海外製品などは価格の上昇を招き、そういった面で村民の生活に少なからず影響を与えていることも事実でございます。

ただし、今申し上げた負の面ばかりではなく、株高により個人所得、資産がふえれば、当然のことながら観光需要の増大も期待がされるところでありますし、また円安傾向が続けば、村が進めているインバウンド事業にも大きな追い風となり、外国人観光客の増加にもつながってくるものと、このように思っております。事実、関係者のお話によりますと、2013、14スキーズンには、外国人観光客が確実に増加するとの見方が大半であります。そういった面からも、最近の国内の経済情勢は、私としては前向きに捉えておりますし、今後もその効果が一日も早く地方に波及してくれることを大いに期待をしているところでございます。

2つ目の、多額の未収金を抱える本村の徴収業務への影響でありますけれども、平成24年度村税の収入済額は14億5,800万円余りで、前年度より6,400万円ほど減となりましたが、それは平成24年度、3年に一度の評価がえの年であったことにより、固定資産税の減が主要因であります。

また、村税の未収金は7億6,479万円余りで、徴収率は現年度課税分91.7%、滞納繰越分18.1%、合計で64.6%で、対前年比では0.2%の増という状況でありました。

国民健康保険税の未収金は約6,500万円、下水道使用料の未収金は2,444万円余、下水道受益者負担の未収金は1,934万円余、水道使用料の未収金は3,691万円余で、合計しますと9億1,000万円となります。

この多額な未収金により、徴収業務への影響につきましては、アベノミクス効果により個々の収入がふえ、消費拡大へとつながり、白馬を訪れる観光客がふえることを期待するところでありますが、そこまでの景気が上がっていないのが現実であります。また、円高により食品等が値上げになる状況からすると、支出の負担感が増すばかりで、依然として徴収業務は厳しい状況が続くものと見ております。

こうした厳しい状況を村民の皆様にも十分ご理解をいただきながら、納税に対する意識の高揚を情報発信することで持っていただけるように努力はしてまいりたい、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ただいま太田村長のほうから本村における未収金残高9億1,000万円というものがアベノミクスによりまして直ちに好転するという認識ではなく、期待をするけれどもということですが、実はこのアベノミクスの政府が発表した中に具体的な数値目標がございません。

1つは、先ほど太田村長の答弁の中にありましたデフレと円高からの脱却ということで、これは若干進んでいるのかなということでございます。これらにつきましても、為替の問題につきましても、きょうの信毎の1面のトップにきょう現在ということで93円というようなことございます。この為替相場につきましても、安倍内閣が発足いたしました今年の12月は1ドル83円57銭というようなことで、きょう発表になりました信毎に、マスコミに記事として掲載された数字で算出いたしますと111.3%の円安が進んでおるということであります。それで、実は12月から本日まで一番円安が進んだのが先月の5月、101円まで円安が進んだわけでありまして。

そして、こういった円安が進みますことによりまして、やはり特に冬期間白馬のスキー観光に与えるものにつきましては、燃料の高騰というものが為替相場でも約1割上がるよということ

あります。それから、原油につきましては当然のことながら上昇傾向にあるということで、経費面の増大というものが非常に今シーズンと異なるなという認識を私は思っております。

それから、デフレからの脱却ということでありますけれども、要はデフレ経済ということでありますけれども、物が安いという時代からインフレへの移行、ですから物価が上がるということであります。これは日銀の目標が2%のインフレ目標、言葉を簡単にしますと物価上昇率ということになるかと思えます。

実はこの円安と日本銀行が進めるインフレ目標2%で、実はこの冬のシーズンを想定して計算をさせていただいたわけでありますけれども、損益分岐という手法でありますけれども、これで行きますと、単純に経費の増大2%ということであれば、単純に売上高1%上昇するだけで去年と同じ利益が確保できるわけがございますけれども、そこに経費の増大等々という燃料経費の増大を考えていきますと、この6月定例議会の冒頭に太田村長のご挨拶の中にありましたとおり、昨シーズンのスキー入り込み客数が99万1,686人で、対前年104.5%の伸びでしたということであります。

このアベノミクスが、数値目標がそのまま推移したと仮定して、昨シーズンと同じだけの利益といえますかを上げるには、率に換算いたしまして105%以上、対前年、ですから冬のスキー観光で申し上げますと104万1,270人、客単価が同じということで想定すると、そういう数字が算出されます。

そういう中で当然インバウンド関係については、円安で非常に追い風になるという見方、これは私もそのように思っておりますけれども、それ以外につきましては、やはり相当冬のシーズンに向けての展開をしていかないと、徴収業務等につきましては今年度よりも厳しくなるのかなというこれは推測であります。できれば物価指数が2%もいかなくて、円安も今くらいの数字で推移してくれると大変ありがたいかと、このように考えております。

そういう中で、初日の冒頭挨拶の中に、観光施策につきましても観光振興計画を今年度の下半期から作成をしてというご挨拶をいただいております。こんな状況を鑑みますと、そういった悠長なことでいいのかどうか、私は手の打てるところから少しでも打っていくべきではないのかなと、そんなことを考えてございます。

そういう中で具体的に対策として、村長、何か今こういう手をというもののお考えがございましたらお伺いしたいと思います。お願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 非常に専門的な見地でご提言をいただきました。

総論としましては実際数字の伴う経済政策については国策の中で進められているわけでありまして、一村が努力してすぐその効果が出るほど簡単なものでないわけでありますけれども、今議員ご指摘の物価上昇率2%を上げるには、損益分岐点を今まで以上、ことしの売り上げ価格と同

一とした場合には1%上がる、こういう試算になるというお話をお聞きをいたしましたけれども、さらにその物価上昇率に加えて消費税を最終的に8%から10%にしていくというようなことを考えれば、収入と支出のバランスがどうなるのかというのはなかなか今はつかみにくいところがありますけれども、決して今政府が推進をしているアベノミクスの状況がどうかといいますと、第1の矢と言われました大胆な金融緩和、これについては所期の目的を私は遂げたというふうに思っております。2番目の矢であります効率的な財政運営については、非常に公共工事を中心としたばらまき政策であり、なかなか不公平感が、そして格差を生じさせていて実効が上がっていないというような評価をされているところであり、まさに今求められているのは、3本の矢である成長戦略をいかにするか、そこにかかっているのではないかと、こんなふうに思っているところでもあります。

雑駁な話しかできませんけれども、なかなか今の状況の中で、多少インバウンド事業でお客様がふえてもすぐ大きな利益につながる結果を期待できるかといえば、一概に明確な答弁はできないところではありますが、ぜひそういう方向へ向かっていくような力強い外の力を欲しいと、こういうふうに思っているところでもあります。

それと、一番心配をしているのは、この厳しい中にあっても、いいところと悪いところの格差が非常に出てきている。いいところについていえば、オリンピック以後、初めて受け入れ客数についても上回ったというようなことを聞いておりますので、そういう施設が1件でも多くふえてくれることを期待をしておりますし、それなりにやはり取り組む姿勢も非常に大事なのかなと、こんなふうに思っているところでもあります。

加えて一昨日の篠崎議員からも質問の中にございましたけれども、長野県の中において観光特区としてこの白馬村の名前が挙がっていることは大変ありがたいことだと、このように思っております。白馬村の観光地としてのあるべき姿については、私は世界に通用する山岳観光都市としての村づくりを目指すということを申し上げてやってきたつもりでございますが、なかなか思うに任せないところもありましたけれども、県もこの5カ年計画の中にそういった特区に白馬村の名前を挙げてくれたことは、やはり今までオリンピックも含め、大勢の海外からのお客様がおいでをいただいている実績に基づいてこうした特区競争の中へ入ったものだと、このように思っております。思いを一つにできたということと、村もそういう姿勢で取り組んできたことに間違いはなかったということで、いよいよこれを实体经济の中に反映していく努力、村でできることについては精いっぱい取り組みをしていきたいと、このように思うところでもありますので、よろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。

松本議員の質問時間は答弁を含めてあと5分です。質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても個々の企業努力というのが大前提になるわけですが、やはり経営的に体力の消耗しておるこういう時代だからこそ、行政でできる部分につきましては積極的な、スピーディーな施策の展開というものをお願いを申し上げまして、次の4番目の質問に入らせていただきたいと思います。

4番目につきましては、実は職員教育についてということで、1番目に全職員の危機管理意識の共有がなされているか、いるとすれば具体的にどのような事項かということと、2点目でございますけれども、職員教育の実施状況と本年度の実施計画についてという、この2点を挙げさせていただいてございますが、実は2点の実施計画等々につきましては、実は一昨日の同僚議員の質問の中で、太田村長のほうから今年度の実施計画につきましては4点のテーマで実施をする、コンプライアンス、接客・接遇、クレーム対応、公務員倫理という、もう答弁をいただいております。予算につきましては31万5,000円を計上してあるということで、答弁をいただいておりますので、特に1番と②につきましては、過去の実施状況についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

この質問につきましては、事務方のトップであります窪田副村長のほうにお尋ねをさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 松本議員さんから職員教育についてということで2題質問をいただきましたけれども、説明でありましたように2番目の項目については一昨日の質問で答弁した部分もありますので、簡潔にお答えをさせていただきたいと思います。

今、村の置かれている立場を気にしてのご質問だというふうに理解をしております。

一昨日も受益者負担金問題に絡めて同様な質問があり、お答えをしてきたところでありますけれども、この未収金問題が村の中でも大きな関心事となっていることも事実であります。こういった問題に対して、職員の認識、いわゆる危機管理意識が欠けているのではないかという思いでの質問だというふうに理解をしております。

まず、私ども職員は、全体の奉仕者であることをしっかりと認識をし、先ほど指摘がありましたように、村民の皆様から大切な白馬村を預かっているという意識が大事だと思っております。この意識を堅持させ、理事者、職員、村民の皆様とが情報を共有することが大事だというふうに思っています。

この庁内の情報共有につきましては、定例の課長会議、そして各課の抱える課題を扱う課題検討課長会議、事案によりましては補佐・係長会議などを行い、情報の共有化を図っているところであります。また、月2回の全体朝礼を通じて、村長の考え、施政方針などを伝えているところでもあります。

具体的には、ことしの1月から課の再編、名称、そして平成25年からの3年間の実施計画、

公共下水道受益者負担金の未納欠損の経過、それから白馬駅前観光案内所、オリンピック記念館の移転、ノルウェービレッジ観光振興計画策定、新ごみ焼却場稼働に向けての、今回一般質問にもありましたけれども、こういった課題について協議をし、情報の共有化、そして危機意識の共有をさせているところでございます。

次に、職員の研修の件でありますけれども、実績としましては、人数はともかくとして、具体的には新規採用職員研修、そして一般行政職員研修、中堅職員研修、係長研修、法制執務研修、それから専門的な税や人事の研修を行っているところであります。

また、この24日には公務員倫理と使命といったテーマで全職員を対象とした講習をやっておりますので、よろしく願いをいたします。また、出席人数等につきましては、総務課にお尋ねをいただきたいと思います。

以上で職員研修についてのご答弁とさせていただきます。まさに、議員さんの座右の銘であります誠実に一步ずつ、スピード感を持って誠実に一步ずつ進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了しましたので、第3番松本喜美人議員の一般質問は終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 第1番、日本共産党の加藤亮輔です。

今回の議員選挙は無投票という結果に終わりました。これは村民の暮らしが今一段と厳しくなっているため、負担の増す議員活動が敬遠されたこと、また議会に対する関心と期待が薄くなってきた結果だと思えます。今後4年間、村の活性化と暮らしやすい白馬村を目指し、チェックと提案を行っていききたいと思います。同時に、議会を魅力あるものにし、関心度を高めていくための提案もしていききたいと思います。よろしく願いします。

では、通告どおり3つの質問をさせていただきます。

最初に、村は多種多様な事業を展開しています。その事業内容についての村民への情報説明について伺います。

第1点目として、観光客がたびたびこの議会でも言われていますが厳しい状態の中で減少しています。村民を取り巻く状況はますます厳しくなっています。なかなか将来に希望が持てない、先が見えない状態です。村民はこの状況を打開したいと日々努力はしています。また、行政に対してもその思いを寄せて、行政が行う政策や事業内容に大きな関心と期待を寄せて注目していま

す。この多様な事業内容の中の自分に関心のある事業については、村民はなぜ、どうして、これからどうなるのかと、いろいろな角度から情報を求めます。しかし、村民に伝わる情報はお知らせや連絡程度の情報しか得られません。もう少し中身のある丁寧な情報発信ができないものかどうか、村長は行政情報や事業内容を村民に十分説明しているというお考えかどうか、まず1点お伺いします。

2点目は、その事業の具体的な裏づけである予算についての情報発信ですが、平成25年度は47億円の予算を3月議会で議決されました。その内容は広報はくば4月号に掲載されています。しかし、これを見ても使い道は本当に少ししかわかりません。全くわからないと言っても過言ではありません。以前からわからない、何とかならないかという苦情をたびたび聞いています。村長の予算説明について、この広報はくば1本の予算説明についてお考えを伺います。

3点目について、白馬村の予算は今わからないということを言いましたけれども、この白馬村の予算についての情報発信がどのようになっているか。

1つは予算書、それから2つ目に予算の概要、それからことしから「ざっくりわかる白馬村の予算」という3つの冊子をつくりました。それでこの3冊を村民が入手するには1,000円かかります。それでこの「ざっくりわかる白馬村の予算」については、ユーテレでも放映されています。たしか10回ぐらいされたと思うんですけども、こういう「ざっくりわかる白馬村の予算」というこの取り組み、これは非常に私どもも評価していますし、こういうものはどんどん進めてもらいたいと思います。でも、この3冊の冊子を見ても、それからユーテレを見ても、やはり使い道はわからないというのが現状です。

そこで村長は小布施という町を当然ご存じだと思います。その小布施町が平成17年から作成している予算事業説明書「ここに使います ことしの予算」という冊子があるんですけども、これを見れば予算の使われ方が180ページにわたって細かく説明されています。だから、この本を見れば予算の使われ方が全てわかると言っても過言ではありません。予算そのものは、村民が将来に希望を持てるように、今後の1年間の事業展開とお金の使い道を示すものです。当然村民に親切丁寧に説明することは行政としても義務と言おうか、そういうものだと私は思います。

村長、白馬村でもこのようなわかりやすい予算説明書を作成して村民に配布する考えはありませんか。また、お隣の池田町、ここでも23年度から作成して村民に配布しています。

以上、3点について、まずお伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 加藤議員から、村づくりの基本である村長の村民への情報発信についてのご質問でありますけれども、予算・決算の村の財政に関する情報は、白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例に基づき行政ホームページ、広報はくば等で公表をしております。

また、今年度から村の財政事情をよりよく知っていただくために、予算書の概要のほかに、

「ざっくりさん」を作成をし、ケーブルテレビでも「ざっくりさん」をもとに今年度の予算の概要をこの3月に放送をしております。小布施町のようなわかりやすい予算説明書の作成であります。加藤議員よりご提案をいただきましたので、本村も小布施町や他市町村の予算説明書等を参考にして、村の財政が住民の方によりわかりやすく、より知っていただくために、「ざっくりさん」を充実し、村から発信できる媒体を最大限に利用して周知をしてまいりたいと思っているところであります。

すぐ変えるわけにはいきませんが、議員からご指摘される前に、もっとわかりやすくということで「ざっくりわかる白馬村の予算」ということで今年度からお配りをしたわけでありませうけれども、その使われ道等についてさらに細かくということになれば、これに手を加えながら、ご期待に沿えるようなわかりやすい予算説明書をつくっていききたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 村長、どうも前向きなご回答ありがとうございます。

それで、ふだんの情報発信のところなんですけれども、行政いおうか村は広報はくば、それから広報無線、それからユーテレ、それから村のホームページ、それから時々行われる新聞折り込みなど、多種多様な手段等があると思うんですね。それで、日常生活の子どもに注射はいつだとか、それから健康診断はいつだとか、そういう情報はホームページとか広報はくばを見れば村民は大体わかると思うんですけれども、情報といおうか行政の事業内容というか、そういうものについての細かいところ、そこの発信がちょっと弱いような気がします。

それで、例えばことしこの議会の冒頭の村長挨拶、この冒頭挨拶の4ページにわたる挨拶ですけれども、この中には今6月現在の村の動きや、それから事業内容、これまで細かく書かれていると私は思うんです。わからないところもちろんあるんですけれども、こういうものを議会が終わったらすぐ新聞折り込みとかホームページにすぐ載せて村民に知らせていく、そういうことが行政情報を村民によく知っていただく、村民と行政の情報が一体共有する、そういうことになってくると思うんですけれども、これはそんなに新聞折り込みを年4回やっても経費的には4万円ぐらいで、あとは紙代という感じでやれると思うんですね。それからホームページに掲載するのもそんなに手の込んだ仕事ではないと思いますけれども、ぜひとも今回のこの6月の議会が終わったらすぐこういうものをやっていただきたい。そして今の白馬村のいろいろな動きを村民も知ってもらい、そういうことをお願いしたいんですけれども、やれるような方向でしょうか、それともちょっと、その辺のお考えをまずお聞きしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

6月定例会冒頭のご挨拶をいたしましたけれども、私としても活字にしてありますけれども、私のあれは、話をさせていただくメモとしてつくっているものであります。したがって、あれはオフィシャルという言い方がいいのかどうなのか、話した内容は大勢の皆さんにお聞きをいただくわけでありますので、それはある程度公式なものとして捉えられてもやむを得ないことでありますけれども、今後の姿勢としては、やはり今おっしゃられましたような発言を活用させていただきますと、定例会ごとの挨拶の要旨というか、具体的な性格を持った数字等もお示ししながら情報として提供していくことは有意義なことかなと今感じているところであります。

それを確かに新聞折り込みでやる方がいいかどうか、いろいろ検討の余地はあると思いますけれども、少なくとも広報、議会だより、さらにはユーテレ白馬等では十分活用というか、そこへ掲載をしていくことは可能だと思いますので、これについても前向きに考えたい、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 村長、どうも。

このように村民はこれはやはり行政から情報発信されたものを受け入れる、もちろん自分の全く関心のないものはもう全然はじいちゃうけれども、やはり自分の関心のあることについてはより深く、それからどうなっているのかという原因とか結果についてもやはり知りたがる。そしてまた、それを知るのも今後の村づくりの中でアイデアとか意見を出すのに私は役に立つと思うんです。だから、情報を共有するというのを、もう一歩進めていただきたいと思います。

それから、先ほど言いましたわかりやすい予算説明書のことですけれども、小布施は17年からこの冊子をつくっています。それでページ数は先ほど言いましたように187ページです。それで、印刷部数は3,800部数で、お金としては予算としては100万円使っています。ことしから、今までの詳細版と、それからダイジェスト版をつくっています。このダイジェスト版のほうは36ページで、こっちのほうは3,800部印刷しまして、予算的には65万円で済んだと。それから、池田町のほうは3,500部印刷して、これは56ページにわたって説明が載っています。お金的には非常に安く30万円で上げておる。だから、こういうところを参考にしながら進めていきたいと思います。

同時に、わかりやすい予算書というのをインターネットで検索すると、今大体265万件にヒットすると。それぐらいやはり住民が関心のある出来事ですから、ぜひともそれらの先進地のそういう書類を取り寄せて、ぜひとも来年のほうからつくっていただければありがたいと思います。

次に、下水道1億円徴収不能事件の情報発信について伺います。

誰でもそうですけれども、都合の悪いことは隠したくなるものですが、協働の村づくりを考えれば、村民と情報を共有することは基本中の基本です。今起きている下水道1億円徴収不能問題に関する情報発信の仕方に疑問を感じましたので、質問します。

そもそもこの問題が最初に指摘されたのは、もう2年前、9月議会の一般質問でした。それで9月議会の一般質問のときは、書類も整備されている、時効がない上徴収不能もないということで否定していましたが、その後12月、3月という議会で追及してきました。それで去年の6月6日に新聞で白馬村に数千万円の不納欠損があるというような報道がされて、それで初めてこれは問題だと、不手際を認めたという感じです。

それで、村のほうもすぐに6月28日は調査報告書を議会へ提出して、2日に村長が記者会見を開いて、記者会見の中で報告しました。それで村民へその後7月17日に新聞折り込みで、「報告とおわび」というチラシを使って情報を発信した。

それで、その後は全容解明のためのいろいろな調査が庁内で行われていると思いますが、この間のこの2年間の情報発信、村民とのかかわりはどうだったのかということをもとに1点目として、2年数ヶ月に及ぶ問題ですけれども、この問題が出てから不納そのものはもっと前からあるんですけれども、実際村長自身がこの新聞報道で初めて知ったのか、それともっと前から知っていたのか、その辺は住民というか村人のうわさのやはり関心事なんですよ、だからその辺をできたら教えていただければと思います。

それから2点目としては、議会のほうは去年の7月2日に下水道特別委員会を設置して、15回開催して全容解明と問題点の洗い出しをやってきた。それで、村長も先ほど言った調査報告書に対して監査請求をして、11月27日に監査結果が報告された。それから、もう一方、12月14日には住民から監査請求が行われて、2月18日に監査結果が出た。

その間、村民のほうへは、村長の監査した報告と住民が監査したそれらの報告2回、それはチラシと広報はくばで2回報告されています。これもやはり1億円にかかわる問題、それから村民の関心度が非常に高かった、そういう中でもうちょっと村民に詳細な報告をしなかった村長の今ここでこういう問題を余り村内で荒立てたくないということなのか、村長の真意をちょっとお聞かせ願いたいということです。

それから、3点目としてこの下水道問題に関連して村民が非常に関心を持ったので、情報公開条例を使った申請がふえたと思います。それで村民の知る権利を保障する情報公開条例は機能しているかどうかということも加味して、23年度、要は下水道問題がまだそんなに村民の関心になっていない年、それから村民が関心を示した24年、それからことしの25年のこの6月までの3年間の情報公開条例の申請は何件あったか、それと情報公開条例の申請数と、下水道に関しての申請は何件あったか。それでその中に当然情報公開条例の条文の中にも規定されていますけれども、不存在とか非開示とかそういうものが何件あったか、その辺をお聞きしたい。

以上、3点をお聞きします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問であります下水道1億円徴収不能事件の情報発信についてお

尋ねてございます。順次お答えはさせていただきますし、私自身も今まで情報を出すことを拒んだわけでも隠蔽をするつもりでもなかったことだけはぜひご理解をいただきたいと思えます。情報として発信できなかった事情もあるわけでありますので、その辺も加えながらお話をさせていただきます。

まず最初の、村長自身が下水道受益者負担金の時効による徴収不能金の存在を知ったのはいつですかというご質問でありますけれども、下水道受益者負担金の未収金は毎年度の決算書に収入未済額として計上されておりますので、その金額についての認識、いわゆる未収金としての認識は十分持っていたところでございます。さらにつけ加えるならば、私自身が村税の滞納金額等は長野県下でもワースト2というような大変な状況を承知しておりました。そうした中でこの下水道についての収入未済額、この未済額については当然徴収ができると、こういうふうに捉えていたところでございます。

平成23年の9月定例会で太田修議員から受益者負担金の未納状況と対策について一般質問がありました。その中で、他市町村では多額の徴収不能金が報道されたが、白馬村はどうかと尋ねられ、担当課長が未収金については加入分担金への賦課がえをして、徴収不能とならないようにしているという答弁をし、私自身も今前段で申し上げましたようにその認識でいたところであります。

12月定例会でも横田議員から多額の未収金をどのようにするかのご質問をいただきました。議会からは未収金について精査をするよう求められたため、当時の建設水道課に内部調査をするよう指示をいたしました。調査の結果、消滅時効等の事由による徴収不能金があると平成24年1月に担当課から報告がございました。そしてまた時を同じくして、たしか決算書の数値に誤りのあることがわかりました。このことを受けて私のほうから監査委員に正確な数字の把握をお願いをする監査をお願いをしたところでございます。庁内では平成24年4月9日と5月22日の課題検討課長会議で受益者負担金問題について担当課長が説明をし、共通の問題意識を持つことといたしました。6月に正確な未収金額がまとまり、議会の報告書ができたために、28日に議員の皆様へ説明をしているところでございます。今お話したことが、私が徴収不能の未収金を知った経過でございます。

次に、村民への情報発信についてでありますけれども、今までその都度情報を提供してまいりましたが、その間における住民監査請求の期間、あるいはその結果や受益者負担金賠償判定審査会の結果について、必要に応じて広報はくば、ユーテレ白馬、チラシなどで今後提供していく考えであることには変わりはありませんけれども、今調査中というようなこともあって、私どもの独自の見解で全てをお話しすることは、逆にまた不信を買うことにもなるということで、慎重を期す上でも、常々明確になり次第、村民の皆様方には情報をお伝えしてまいりますということをお話してきたつもりでございます。

次に、情報公開請求の件数であります、平成23年度は21件、うち不存在が5件で、下水道に関する請求はありませんでした。平成24年度は47件、うち不存在が12件で、47件のうち下水道関連は32件、不存在が11件ありました。平成25年度は6月5日現在14件で、うち不存在は5件で、14件のうち下水道関連の請求は5件、不存在が2件ございました。公開条例の申請件数については以上でございます。

下水道1億円徴収不能事件の情報発信についてのお尋ねについては、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今の村長の答弁によりますと、時効による徴収不能金、これはもう時効になっているから取れないというのを知ったのは24年の1月ぐらいという判断でよろしいでしょうか。

村長（太田紘熙君） はい。

第1番（加藤亮輔君） 実は新聞に出たのが6月5日ぐらいだと思うんですね。6月5日です。調べてありますから。信毎の新聞に徴収不能金が出たんですけども、やはりこの問題は、村民の1年前のあの記事は非常な関心事でした。それで、いい機会といおうか去年の6月5日に本会議があって、村長の挨拶がやられておるんですね。そのときにきちんと今こういう状態だということを新聞報道の前にやはり村民にちゃんと報告すれば、また違った展開が出てきたと私は考えています。

だから、先ほども言いましたけれども、行政の村民に知らせたくない情報、それからそういうものも村民に知らせていくと。1つに北海道のニセコ町のまちづくり基本条例というのがあるんですけども、それは何でつくろうかと、その原因なんですけれども、ちょっと読ませていただきますと、「これまでの役所はとかく情報をひとり占めにして、住民には知らせたくなかった。役所は情報面で住民より優位な立場を確保することによって、住民をコントロールしようとするくせがあった。情報公開、市民参加の時代を迎え、この役所特有の悪癖は徐々に改めてきたが、市民参加といっても住民に意見を求めるからには福祉や教育にどれぐらいの経費がかかるのか、人件費はこれからどれぐらい膨らむのか、借金返済計画がどうなっているのか、行政情報についても役場職員と住民は同じ情報を持たなければ有効な意見が出るはずがない。まちづくりもできない」と、そういうふうな考えでこのニセコ町は、私は直接行って聞いたわけじゃないんですけども、情報としては進んだ情報公開条例と、それから文書管理が進んでいる、だから役場の机の上にそんなに書物がのっていない、それで帰るときはその書類は全部書類受けに全部返される、それくらい文書管理もきちんとされているということを聞いています。

そういう中で、議会のほうで議会のほうに対しては、資料などを全面解明するための議員からの質問書とか、こういう資料が欲しいとか、そういうものがたくさん議会のほうは特別委員会で

出されると思うんですけども、そういうものについてもやはり村民のほうへは少しおくれてもいいからこういう資料を出しましたよとか、そういう情報発信をしていくというような親切な方向でいけば、いつまでもこの問題に執着というか不信感を増すようなことはないと考えます。

議会のほうへ出したものを村民のほうへはなかなか伝達、報告しない、その辺は村長は何か理由があってそういうふうになっているのか、その辺の、やはり議員は村民の一応選挙で選ばれた代表とか、当然村民にお知らせは僕たちはする義務はあるんですけども、行政のほうもそういう議員に見せたものについては村民に報告するというような形でやっていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 加藤議員のおっしゃられるとおりであります。

細かいこと、時系列的なことも含めて担当課長に説明をさせますけれども、私自身は、申し上げたように全く隠蔽をするというような気持ちはございませんでした。ただ、信毎に出たことは、非常に短時間のうち回答をせざるを得なかったことから詳しい説明ができなかったわけでありまして、正確な数字を出すためには、何千件という対象をつぶさに調査しなければいけないというような事情もあったわけでありまして。

そうしたことから当時の陣容では調査がとても無理だということから、25年の組織改革の中で上下水道課を独立をさせて調査を専門に進めてきたところでありまして。今度の委員会で報告ができると思いますけれども、納得のいく調査ができたものと、このように思っておりますので、その辺については担当課長から話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 私は今回の問題につきましては、時系列でまとめてあるわけなんですけど、実は新聞報道は6月6日でございました。それで6月6日の信濃毎日新聞への掲載につきましては、前日の6月5日に私が取材を受けて、その取材の記事が6日の日に出たというわけなんですけど、実を言いますと6月4日に、いわゆる新聞の取材の前の日に調査をしている中間とりまとめとして資料において、議長、副議長、産業経済委員の正副委員長、この4名の方に理事者を交えて、私のほうで現在はこういう数字になっているというふうにご説明をいたしました。それについては、当時はこの問題については田中委員長、篠崎副委員長に議長に任せるというような感じでしたので、まずは中間のまだ正数値ではないんですが、中間とりまとめが出たところで4名の議員の方々に説明を申し上げました。

それでなぜかタイミングがよく翌日記者が来まして、私のほうに来た。そのときにはまだ金額についてははっきりしていなかったため、多分新聞も数千万円の未収金があるというような記事であったと思います。

それと、先ほど最初の村長の答弁にもございましたが、この問題は庁内で共有しなければいけ

ないということで、調査中の4月と5月の課題検討課長会議にいわゆるこういう大きな問題があって今調査をしている。それでかなり多くの未収金、いわゆる未収金の回収不能金があるというような話は私のほうから理事者、各課長に伝え、その各課長は課員に伝えているはずですので、何しろ正確な数字が出ないと非常にまたこれがややこしくなるものですから、その辺で6月中旬に正確な数字が出たと。それで議会のご都合を聞きながら最終的には6月28日に都合がついて、議員懇談会という形の中で議員さん11名に私のほうから説明をしたというような経過でございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今回の質問の3点目の情報公開のところと、それから監査報告書のところについてちょっとお聞きしたいんですけども、監査請求が今現在3つあったわけですけども、前半の2つの部分の中で書類が紛失したとか、書類がないとか、それから確認できないとか、そういう文言が監査報告書に数回出てきます。この問題については去年の12月議会に先輩議員が質問しているわけですけども、役場でやはり文書がないとか書類がないとかそういうことはあってはならないことだと思います。そのあってはならないことがあったために全容解明の報告書も1年たってもできないという結果になっていると思います。

その中で、村長に先輩議員の質問の中で書類関係全般にわたっての管理体制をきちっと構築していかなければならないと、それでマニュアル化してやっていきますというような答弁が去年の12月にありました。その後この問題はただ上下水道課だけの問題じゃなくて、全村の文書管理がどうなっているかという非常に重要な問題ですから、この6カ月に進展があったのかどうか、ちょっとお聞かせ願います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 書類の存在、不存在ということにかかわりましては、一応条例で定めている文書の保存期限がそれぞれの案件ごとに決められております。そうした決めにによって保存をされていなければならないわけであり、私としてもそういうことで保存がされていると、このように思っております。しかしながら、今回調査をする中で、あるべきものがなかったというようなことも聞いております。そうしたことを改善しなければいけないということで、下水道課にかかわらず、全部再度文書の保存についての確認をすることで今進めております。

過去の経過を聞きますと、課の移転と、あるいは非常に文書が多くなったことからきちっと決められたところでの保管ができずに、ばらばらになってしまったというようなこともあるようであります。今後に向けてはそういうことのないようにということで、どういう処理の仕方をすれば一番効率がいいのか、今それぞれの担当課の書類を整備しながら、全体的にどういう管理方法をしていくか結論をきちんと出して、管理については徹底を図っていきたいと、このように思っ

ております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。

加藤議員の質問時間は答弁を含めてあと15分になります。質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今、村長のほうから文書管理の答弁をいただきましたけれども、実際の辺に欠陥、不備があったのか、自分なりにちょっと白馬村の文書取扱規程ですかね、これをちょっと調べてみますと、まず今、片方で行政は文書主義という一つの決まりがありますね。でも、時代は今もうデジタル化というかデータ化の時代です。そういう中で、この大きな文書でのものも全部整理して集めていく、そういうやり方を今後もとっていくのかどうか。

それから、2つ目として、物が無いという状態はこれという22条の文書番号というんですか、文書の分類の仕方とか分け方のところに問題がないのかなど。こういう条例とかこういう規則とか、そういう分け方をして永久保存するとか、それはそれで非常に重要なんだけど、事業の継続している間、下水道事業だったら今でもまだずっと継続して、いつ昔の資料が要るようになるかわからない。そういうものについては事業が終わった事業についてはここに書いてあるような規定でもいいんですけど、継続しているものについてはもう少し長く保管をする、それは文書で保管すると非常に膨大な量になるから、デジタル化して保存しておくとか、そういうようなこととか、もう1つは29条の保存区分、この中に先ほど言ったように永年、10年、5年、1年というような形があって、それでその文書についても別表1でずらずらとこの文書は何年何年というふうに決まっていますよね。この辺の見直しをやはりやらない限り、今後こういう書類がないというようなことは必ずとは言わないけれども絶対出てくるおそれはあると思いますから、この辺の文書取扱規程についての吟味というか、そういうものを作って、先ほど言った情報公開をしても不存在はなるべくないようにしていく、それからいろいろな資料がいつでも出せるような状態にする、そういうふうにしてもらいたいと思いますけれども、その文書取扱規程について、ちょっと改正しようというお考えがあるのか、それともないのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今、文書取扱規程の見直しというようにお話でありました。確かに今の時代はコンピュータ時代ですので、いろいろなものがデジタル化されています。ただ、この文書取扱規程は紙ベースを主体にできていますし、これは全国一律、一律というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、市町村は同じような文書取扱規程をもって運用をしているところであります。

今ご指摘のありました第22条については文書の分類番号の規定であります。例えば条例であるとか訓令であるとか告示であるとか、そういったものの番号の振り方みたいなものを記してありますし、29条については保存年限ということで、先ほどご指摘がありましたように、永年保

存、10年保存、5年保存、1年保存ということで、先ほど文書公開条例によって不存在が何件ありますという話がありましたけれども、それについては、不幸にして課の再編等で異動した中で失われた部分もあるかもしれませんが、文書取り扱い年限によって当然棄却するものもありますので、そういったものも多分含まれているであろうと思います。その辺はちょっと精査しないと何とも言えませんけれども、多分そういうこともあるのではないかなと思います。

それから文書取扱規程については、先ほど言いましたようにデジタル化されてきていますので、そういったことも検討の中に入れて、上部機関等の指導を仰ぎたいと思っています。見直しをすることはやぶさかではありません。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁を含めましてあと9分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） どうもありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は2つあります。

それで、1つは白馬村の公共下水道受益者負担金賠償判定審査会について、それから2つ目は、この議会の中でもたびたび言われています加入分担金徴収に関する規則や条例の違法、合法を調査する機関とか、それから全容解明を進めるそういう第三者機関をどうするかという、2つの質問です。

最初の賠償判定審査会についてですけれども、1つはこの条例が3月21日に可決されています。しかし、この条例そのものは、村民はまだ全然見ていないとか見れない、またはまだこの村の例規集にも載っていないという状態で見れないので、ちょっとなるべく、これが8月17日ぐらいまでしかはっきり言えば使われない条例ですから、後でアップしても何の役にも立たないと思いますから、その辺ちょっと早目に立ち上げてほしいと思います。

それで、この中のまず2条なんですけれども、審査会は委員7名以内をもって組織するというふうに書いてあります。それでこの7名でいいのか、この審査会メンバーは実際何人か、それから3月21日に賠償額と、この賠償を求める職員の判定を審議する審査会が発足したんですけれども、今までに何回この審査会を開かれたか。

それから2つ目の質問として、今度第4条の4項に、審査会の会議は公開しないというふうに定義づけられています。この公開しないという意味は、この判定会に傍聴できないという意味なのか、それとも議事録も含めて全て公開しない、そういう意味なのか、その判断をお聞きします。

それから、もう1つの第三者委員会についてですが、これは12月議会、3月議会で第三者委員会を立ち上げるという答弁を議事録を見ておるんですけれども、今現在どういう進捗状態か、

それで責任者はどなたで、メンバーは何人ぐらいで第三者委員会が行われているのか。

それからもう1つ、2つ目として、この第三者委員会の設置目的とといいますか、どういうことをこの第三者委員会でやっていこうとお考えなのか、以上4点お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目のご質問であります。

住民監査請求の勧告に対しての対応でございます。お答えはしてまいりますけれども、2つの項目についてご質問いただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

住民監査請求は民法第709条「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」との規定により、白馬村に損害を与えた者は白馬村に対する損害賠償責任が生じたため、白馬村長は損害賠償請求権を行使していただきたいとの趣旨で提出をされました。

これを受けて監査委員は平成25年2月18日付で、本件請求にかかわる損害額の対象として認められる者は平成18年12月納期以降分、時効消滅額750万9,600円と、平成23年度不納欠損分額199万2,600円であり、これにかかわる延滞金相当額が加算される。そして、債権の消滅時効が進行しているときに下水道担当課に在籍した者に対して、共同して損害賠償するように損害賠償請求権を行使していただきたいとの勧告でございました。

この勧告を真摯に受けとめ、地方自治法第242条第9項の規定により、長みずからの判断により必要な措置を講ずるために、白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会を設置をして諮問をしているものであります。現在5回の審査会が持たれておりますが、3月定例会において、設置条例提案の際にご説明を申し上げたとおり、その審議内容などについては条例第4条第4項に規定されておりますとおり公開しないこととしておりますので、ご理解のほどをお願いをいたしたいと思っております。

次に、公共下水道問題の検証や加入分担金、徴収に関する条例・規則の違法、合法を調査する機関の進捗状況についてのご質問であります。この受益者負担金制度につきましては、徴収不能の未収金が明らかになると同時に問題視され、今までもいろいろな意見が出されております。3月定例会においても、法律の専門家や下水道事業に精通している方などに検討をお願いすることとしたところでございます。

制度改正した当時を振り返ってみますと、平成11年度末の下水道受益者負担金の未収金の累計額は6,400万円、翌12年度末8,700万円で、内容は平成9年度と10年度に工事を実施した地域の未収金が増加したものであり、今後下水道未接続者や村外地主から受益者負担金制度の理解が得られず、未収金が増加することが予想されることから、都市計画法第75条では、下水道布設により利便性、快適性が著しく向上し、環境保全に資するなど結果として土地の資産価値が増加する、その利益を受ける者からの費用の一部を負担させることができるとなっ

ていることに対して、受益者負担金を加入分担金に賦課がえができることとしたものであります。

平成12年度にこうした当時の背景を踏まえ、未収金を減らし、極力徴収しやすい方法、いずれは徴収できるという考えの中で制度改正に踏み切ったものであり、改正の議決成立に至るまでの手続と経過は、議会の会議録を読みましても瑕疵はなかったと確信はしております。

この改定内容につきましては、当時としては最善の策であったものと受けとめております。その後4月8日に住民監査請求が出され、いささか疑義を持ち始めたところ、この7日付で監査請求に基づく監査結果が送致され、その内容は14ページにわたり法令や判例、行政法要論などの専門書籍を参考にしながら、申請人の主張には理由がないものとして棄却と結論づけております。

また、公務員は事務吏員、技術吏員を問わず、職種をまたぎ基礎的な法律の理論習得が必要となってきております。今回の住民監査請求の件を契機に、職員は地方分権の意味を理解し、スキルアップをしていただきたいとのご意見もいただきましたので、これを真摯に受けとめ、法制的専門家や上部機関にご指導をいただきながら対応をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

答弁漏れがございましたら、また再質問でお尋ねをいただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了したので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす6月15日から6月20日までを休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、6月21日午前10時から本会議を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あす6月15日から6月20日までを休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、6月21日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分

平成25年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成25年6月21日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成25年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成25年6月21日（金）

（第4日目）

追加日程

日程第 2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 4 議員派遣について

平成25年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成25年6月21日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	篠崎 久美子
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	北 澤 禎二郎
第6番	太 田 伸 子	第12番	横 田 孝 穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	平 林 豊
住 民 課 長	倉 科 宜 秀	上 下 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
観 光 課 長	篠 崎 孔 一	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 澤 忠 明
農 政 課 長	横 山 秋 一	税 務 課 長	太 田 洋 一
健 康 福 祉 課 長	吉 田 久 夫	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
総務課長補佐兼総務係長	横 川 辰 彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 3) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 4) 議員派遣について

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

村長より発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長（太田紘熙君） 6月14日の松本喜美人議員の一般質問、村有施設の維持管理についての答弁の中で父兄という発言をいたしました。非常に適正を欠いておりましたので保護者という文字に訂正をし、お詫びをいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（横田孝穂君） ただいま太田村長から6月14日の会議における発言について、父兄に関する部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この村長の発言の取り消しについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。したがって、太田村長からの発言取り消しの申し出のとおりとすることに決定いたしました。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（横田孝穂君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託された案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。お諮りいたします。

議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は分割審査をしていただいておりますので、各常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 平成25年度第2回白馬村議会定例会の総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において総務社会委員会に付託された案件は、議案6件、陳情1件です。

議案第46号 白馬村指定居宅介護支援事業所の設置に関する条例を廃止する条例についてで

あります。

概要は、白馬村社会福祉協議会に委託して事業を行っていた指定居宅介護支援事業所の業務委託が本年3月で終了し、同3月までの給付事業についても終了したことから廃止するものであります。

質疑、討論はなく、議案第46号 白馬村指定居宅介護支援事業所の設置に関する条例を廃止する条例は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第47号 白馬村指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例についてであります。

概要は、白馬村指定居宅介護支援事業所の廃止に伴う条例を廃止するものであります。

質疑、討論はなく、議案第47号 白馬村指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第49号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

概要は、白馬村デイサービスセンターの設置位置を本年度村が工事を実施している旧国民保養センター岳の湯をデイサービスセンターに改築し、用途変更することによる位置の改正であります。

質疑、討論はなく、議案第49号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第50号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてであります。

概要は、国民保養センター条例に設置をうたわれていたスポーツアリーナについて、同条例が廃止されたことに伴い、設置についてグリーンスポーツ条例を改正するものであります。

質疑に入り、スポーツアリーナはどのような施設なのかという問いに対し、ゲートボール場であり、今まで旧岳の湯が管理していたが、グリーンスポーツで管理することによるものという答えがありました。

討論はなく、議案第50号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第52号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

概要は、白馬村デイサービスセンターを条例の規定に基づき指定管理者に行わせることとし、社会福祉法人白馬村社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

質疑に入り、非公募としながら選定する形をとっているのはなぜかという質疑に対し、公募であれば非公募であれば、施設をどのように活用していくのかの申請書を出していただかないと一定の判断ができないので出していただいた。それが評価に値するのか審査をした結果、候補者として選定したものという答えがありました。

2つ目として、審査得点集計表で満点が100点で84.3になっているが、及第点、落第点の設定はあるのかという問いに対し、何点以上の設定はしていないという答えがありました。

討論はなく、議案第52号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）についてであります。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,116万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,897万7,000円とするものであります。

総務課関係であります。2款1項1目一般管理費10万9,000円の増額は白馬高校を育てる懇談会への負担金費用であり、先進地視察に伴う車の借上料であります。3款1項6目の住民総務費500万円の増額は、ことし飯森で除雪作業中に亡くなられた方が対象になったもので、国が2分の1、県と村が4分の1ずつ支出するもので、375万円が県の負担金として入っていると説明がありました。

次に、教育委員会関係であります。9款1項2目の事務局費631万6,000円の増額は、設計監理委託料254万6,000円は、建物の構造にかかわらない部分の天井やつってあるテレビなど3項の調査業務にかかわる費用という説明がありました。工事請負費377万円は、北小学校のジャンプ台塗装修理などに係る費用で、そのうち178万円は県の元気づくり支援金を使うという説明がありました。9款3項1目学校管理費130万円は、中学校の非常用放送設備修理費で、雷により壊れたものの修理という説明がありました。

議案第53号については質疑、討論がなく、次に議案第53号の採決に入り、議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の総務社会委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情であります。

平成25年5月7日受理、提出者はNPO法人日本法輪大法学会中部地方担当の西村麗子であります。

陳情の事項であります。1、各都道府県市町村は管轄下の住民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止する条例を制定すること。2として、日本国政府に対し下記のことについて強く要求すること。

1、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止する法律を制定すること。2として、全ての囚人、特に法輪功学習者及び他の宗教、少数民族団体に対する臓器狩りの悪行を直ちに停止するよう中国当局に促すとともに、全ての移植用臓器には明確な書面による同意を得たものでなければならないと要求すること。3として、臓器移植に対して全面的な公開調査を行い、違法に臓器狩りを行う首謀者を起訴するよう中国当局に呼びかけること。4として、直ちに法輪功に対する13年間も続く迫害を終わらせるよう中国共産党に強く要求すること。

行政事務局の参考として、日本国憲法でいえば19条で思想及び良心の自由は侵してはならない。20条で宗教の自由を保障している。日本では考えられない事案であるが、一方、写真の捏造でメンバーが中国当局に逮捕されるなどどちらが正しいかは判断はできない。一地方公共団体を越えた内容については、意見書の提出がない場合は不採択としても仕方がないという事例判断があるなどの意見がありました。

質疑、討論はなく、採決をした結果、陳情第2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情は、委員長を除く委員全員の反対により不採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号 白馬村指定居宅介護支援事業所の設置に関する条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号 白馬村指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号 白馬村デイサービスセンター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。議案第50号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。議案第52号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

陳情第2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書の件は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 な し)

議長(横田孝穂君) 起立なしです。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

産業経済委員長(篠崎久美子君) 平成25年第2回議会定例会産業経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託されました議案は、議案第48号、第51号、

第53号の所管事項、第54号、第55号の5件です。

審議経過と審査結果についてご報告を申し上げます。

議案第48号は、白馬村国民保養センター条例を廃止する条例についてです。国民保養センター一岳の湯を改修し、通所介護施設白馬村デイサービスセンターに用途変更することに伴い条例を廃止するもので、条例に定めている白馬いこいの杜スポーツアリーナに関する事項は、白馬村グリーンスポーツ条例に加えることにするものです。

討論はなく、採決の結果、議案第48号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第51号は、白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてです。

公営住宅法の改正により規定されていた裁量階層と言われる者の定義と、その方々の入居申込時の1カ月当たりの収入、所得の上限額を市町村条例で定めるといものが主な改正内容であり、あわせて字句の修正等もするものです。

委員から、現在管理している村営住宅についての質疑があり、公営住宅法の適用を受ける村営住宅は合計12戸と2棟という説明がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第51号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の所管事項についてです。

歳入歳出それぞれ4,116万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ47億4,897万7,000円とするものです。

農政課関係では、5款農林業費1項3目農業振興費で、地域発元気づくり支援金を活用して行う紫米の乾燥機やみそづくりのための大豆つぶし器の購入に合計167万2,000円の増額。2項1目林業振興費で林道細野線改修工事への委託料に33万6,000円の増額です。

細野線の工事の今後の予定についての質疑があり、今回の増額は平成23年度の当初工事の予定どおりのものの実施設計分で新たに予定しているところはないという説明がありました。

観光課関係では、6款観光商工費1項2目観光施設整備費では、親海湿原の木道の擬木化改修工事費用に735万円の増額と、旧白馬駅前観光案内所の後利用として地元の方の提言と協力を受けて無料休憩所を7月から11月末まで開設する費用として55万円の増額。1項3目観光宣伝振興費では、公式キャラクターヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世の活用事業として地域発元気づくり支援金を活用しながら行うもので、商工会委託分の5つのポーズ作成費用、専用ホームページ作成、ピンバッジの製作などに150万2,000円の増額が主なものです。

旧白馬駅前観光案内所の将来的な方向性や地元の方との契約期間について質疑があり、ことしからの無料休憩所の開設はお客様サービスのためということで、当面の間ということで理解を願

いたい。また、今回の契約期間はあくまでも本年7月から11月末までのものであるとの説明がありました。駅前ということでもあるので積極的に展開をしてもらいたいという意見に対しては、今回は地元の方からの前向きな思いをいただいて開設するものであり、無料休憩所のほか手荷物預かりや白馬の企画展示なども検討していただいているという説明がありました。

建設課関係では、7款土木費2項道路橋梁費で、主なものは老朽化に伴う舗装、木橋の補修費用などや地域要望に沿った原材料費などに880万円の増額。また、国の25年度予算成立に伴う内示額決定により、オリンピック道路のうち飯森交差点から新田国道までの一部県道部分を除く約5.9キロメートルの修繕工事、赤沢1号橋補修工事への補助増額などで720万円の増額です。

楠川橋の工事について質疑があり、今回の工事期間は9月から3月までで上部工までの製作をし、架橋は26年度、供用開始は26年度の早期を目指すという説明がありました。また、やちはら橋についても同様の質疑があり、平成23年度に点検調査は済んでいるが、本年は漏水調査と若干の工事までを見込むという説明がありました。設計の委託費の算出根拠について質疑があり、地質調査や事前の検査に費用がかかり、橋の大きさと委託費がかさむという説明がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第53号の所管事項につきましては、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第54号は、平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出それぞれ2,994万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6億1,798万円とするものです。

歳入では、加入分担金滞納繰越分70万円を増額。歴史民俗資料館の区域外流入分担金として41万3,000円の増額。

歳出では、東部地区農集排統合事業が平成24年度の国の緊急経済対策により前倒して先に追加補正となっていることによる3,671万円の減額。下水道受益者負担金還付金として664万7,000円の増額が主なものです。

下水道受益者負担金還付金については、行政側より消滅時効後に徴収した下水道受益者負担金調査報告書が資料として提出されました。この還付金については、時効後に徴収されたものを対象としたものです。地方自治法第236条第1項の定めにより、還付金も5年で消滅時効を迎えることが規定されており、今回は平成24年度中に調査を開始したことから、平成19年4月1日以降から平成24年までの期間に時効が完成していながら徴収行為のあったものについての還付です。

調査の結果、46戸、延べ69名、231件594万2,130円が対象となり、その還付加算金については年7.3%の利率と日数から算出され、150万4,900円となります。この

合計は744万7,030円ですが、うち未納徴収金への充当を要する対象者が2名あり、その充当金額である還付金16万6,800円と不用となる還付加算金2万3,800円を差し引いた金額の725万6,430円が今回の還付金と加算金の合計となりますが、今回の補正はこの合計と当初予算との差額分の増額補正というものです。

委員からは、時効の中断に必要な督促状の発送の確認について質疑があり、過去には発送の日付等についての確認作業がなされた形跡はないが、現在は実際に送付した日などの督促状発送状況が確認できるように督促状発付決議書を自主的に作成しており、課長決裁を受けているとの説明がありました。

また、還付についても、時効があるということなどをどのように住民に理解を求めるのかという質疑があり、還付については法令を遵守する立場から粛々と進めなければならないと思っており、還付も含め下水道のさまざまなことがあるので、今後文書配布などを何回かに分けて行って広報していくことなどを考えているという説明がありました。

還付加算金の年利7.3%は、他の自治体も同様の利率が定められているのかという質疑があり、国や県などは変動制と思われるが当村は以前から同率の固定制であり、規則改正については今は適当な時期ではないと思われるとの説明がありました。

また、還付金については、住民に納得しやすい丁寧な説明を願いたいという意見がありました。討論は、村民感情からかけ離れていても法令を遵守して順次処理をしていくのが大原則であり、それに基づいての予算の補正であるので賛成とするというものがありました。

反対討論はなく、採決の結果、議案第54号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第55号は、平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）です。

公営企業法改正により、平成26年度の予算決算からの内容変更に伴うシステム改修委託料として、収益的支出予定額を156万5,000円増額し、予定額全体を2億8,655万4,000円とするものです。

討論はなく、採決の結果、議案第55号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、産業経済委員会の委員長報告といたします。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号 白馬村国民保養センター条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。議案第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。議案第54号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。議案第55号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。常任委員会において分割審査をしていただきました議案第53号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第2号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出並びに議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理いたしました。

お諮りいたします。

これらを会議規則第22条の規定により、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、事務局より事務日程等資料を配付いたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 配付漏れなしと認めます。

△日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(横田孝穂君) 日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

△日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(横田孝穂君) 日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定いたしました。

△日程第4 議員派遣について

議長(横田孝穂君) 日程第4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、太田村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成25年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、6月11日に開会して以来、本日まで11日間にわたり平成25年度一般会計補正予算を初め、提出をいたしました全ての案件につきまして原案どおりご承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本会議及び常任委員会等でいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の村政運営に反映させてまいりたいと考えております。

下水道受益者負担金問題につきましては、住民監査請求に伴い2月18日付で監査委員からの勧告を受けまして、今日まで6回の公共下水道受益者負担金賠償判定審査会でご審議をいただいております。この審査会からの答申を判断材料として、8月17日までに必要な措置を講じてまいりますのでよろしく願いをいたします。

また、4月8日付で白馬村下水道加入分担金徴収規則は法令違反である旨の住民監査請求が提出をされ、監査結果では適当でないと推測されるが直ちに違法であるとは言えず、棄却という結論でありました。監査委員から、公務員は事務吏員、技術吏員を問わず職種をまたぎ基礎的な法律の理論を習得することが必要であり、法律の諸原則を知ることが業務の遂行の基礎となるもので、今回の住民監査請求を契機に職員は地方分権の意味を理解し、スキルアップするよう意見をいただいたところであります。

今後、職員に法制執務などの研修を受講させ、地域の特性やニーズに適切に対応しながら、政策を推進するに当たってどのような事項を条例化、また規則等として規定すべきか、そして条例制定過程における村民参加の意義や制定後の評価や定期的な見直しなど、条例の実効性確保の取

り組みの重要性を認識することにより、これまで不十分であった法令体系の整備や政策法務能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

さて、気象庁では、長野県を含む関東甲信地方は5月29日に梅雨入りをしたと見られ、この梅雨入りは平年より10日早く、昨年より11日早いと発表がされたところでありますけれども、その後、梅雨入り以降、雨もほとんど降らず、神城の圃場では水不足が深刻化し、先週の雨で一息ついたところでございますが、今度は相当量の梅雨前線の影響での雨量が大量に降ったために、農地災害はなかったものの、水路の機能不全、林道では路肩崩壊が起きるなどの災害発生があったところでございます。このような近年の気象の急激な変動に驚かされるとともに、今なお降り続けている雨、台風4号上陸に伴う影響による降雨等を鑑みると、改めて災害の発生につながらないようお願いところでございます。

7月1日から11回目を迎える白馬Alps花三昧2013がスタートいたします。ことしは白馬コルチナイングリッシュガーデンを新たに加え、11カ所を主会場に華麗な花を観賞することができます。好天に恵まれ、大勢のお客様が夏の白馬にお越しいただくことを期待しております。

これから暑い夏を迎えますが、議員の皆様におかれましては健康に留意され、村政発展のためにご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

議長（横田孝穂君） これをもちまして、平成25年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時44分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月21日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員